

令和5年3月14日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
委員	高原 幸雄	〃	稗田美菜子
〃	小口 俊明	〃	上村 和子

○欠席委員

副委員長	重松 朋宏
------	-------

○委員外出席者

陳情者	酒井 信孝
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	健康まちづくり戦略室長	橋本 和美
副市長	竹内 光博	(兼)新型コロナウイルスワ	
教育長	雨宮 和人	クチン接種対策調整担当課長	
		新型コロナウイルス	古川 拓朗
政策経営部長	宮崎 宏一	ワクチン接種対策室長	
市長室長	吉田 徳史		
政策経営課長	簗島 紀章	生活環境部長	黒澤 重徳
資産活用担当課長	小宮 智典	(兼)防災安全担当部長	
		(兼)健康福祉部参事	
行政管理部長	藤崎 秀明		
総務課長	津田 智宏	教育部長	橋本 祐幸
建築営繕課長	近藤 哲郎	教育総務課長	石田 進
(併)新学校給食センター		教育施設担当課長	島崎 健司
開設準備室整備担当課長		(兼)新学校給食センター	
文書法制課長	吉田 公一	開設準備室調整担当課長	
(兼)新型コロナウイルス		教育指導支援課長	市川 晃司
感染症自宅療養支援室主幹		指導担当課長	川畑 淳子
法務担当課長	妹尾 祥	生涯学習課長	井田 隆太
(併)教育部主幹		学校給食センター所長	土方 勇
職員課長	中道 洋平	(兼)新学校給食センター	
防災安全課長	松平 忠彦	開設準備室事業担当課長	
市民課長	吉野 勝治		
		選挙管理委員会事務局長	玉江 幸裕
健康福祉部長	大川 潤一		
地域包括ケア・健康	葛原千恵子		
づくり推進担当部長			

◇

○議会事務局職員

議会事務局長 内藤 哲也
議会事務局次長 古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹

◇

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 令和4年 国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底解明・再発防止を求める
陳情第28号 陳情(継続審査分)
- (2) 陳情第5号 国立第二小学校改築事業の階層スロープ設置の見直し及び設計VEの導入
を求める陳情
- (3) 第4号議案 国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例
案
- (4) 第5号議案 国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例案
- (5) 第7号議案 国立市教育センター条例の一部を改正する条例案
- (6) 第17号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第12号)案
(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出
金)
- (7) 第27号議案 国立第二小学校改築工事(建築工事)請負契約の締結について
- (8) 第28号議案 国立第二小学校校舎改築工事(電気設備工事)請負契約の締結について
- (9) 第29号議案 国立第二小学校校舎改築工事(機械設備工事)請負契約の締結について
- (10) 第30号議案 国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改
正する条例案
- (11) 第32号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- (12) 第31号議案 国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正す
る条例案
- (13) 第33号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第13号)案
(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費)

2. 報告事項

- (1) (仮称)国立市DX推進計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施
結果及び国立市DX推進計画(案)について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
令和4年 陳情第28号	国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底解明・再発防止を求める陳情（継続審査分）	5.3.14 不 採 択
陳情第5号	国立第二小学校改築事業の階層スロープ設置の見直し及び設計VEの導入を求める陳情	5.3.14 不 採 択
第4号議案	国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例案	5.3.14 原 案 可 決
第5号議案	国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案	5.3.14 原 案 可 決
第7号議案	国立市教育センター条例の一部を改正する条例案	5.3.14 原 案 可 決
第17号議案	令和4年度国立市一般会計補正予算（第12号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金）	5.3.14 原 案 可 決
第27号議案	国立第二小学校改築工事（建築工事）請負契約の締結について	5.3.14 原 案 可 決
第28号議案	国立第二小学校校舎改築工事（電気設備工事）請負契約の締結について	5.3.14 原 案 可 決
第29号議案	国立第二小学校校舎改築工事（機械設備工事）請負契約の締結について	5.3.14 原 案 可 決
第30号議案	国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	5.3.14 原 案 可 決
第32号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	5.3.14 原 案 可 決
第31号議案	国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案	5.3.14 原 案 可 決
第33号議案	令和4年度国立市一般会計補正予算（第13号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費）	5.3.14 原 案 可 決

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

この際、御報告いたします。重松朋宏委員より欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 令和4年陳情第28号 国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める陳情（継続審査分）

○【遠藤直弘委員長】 令和4年陳情第28号国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める陳情（継続審査分）を議題と致します。

2月の閉会中の審査終了以降の本陳情に関する経過を、当局より御報告願います。選挙管理委員会事務局長。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 2月3日以降の陳情に関する進捗状況について、御説明いたします。

まず、なぜこのような状況になったかを調査しているところでございますが、元選挙管理委員会の事務局の職員3名に聞き取り調査を行いました。聞き取りでは、封筒を2つに分けておのおの鍵を封入して送致する件ですが、規則上、側面と投票口を分けることについてそこまでの認識はなく、1つでよいものと思っていた人が多かったというか、皆さんそういう形で言われていました。投票口、かなり以前より、そのような状況が続いていたと考えられます。

次に、封入・封印の件ですが、平成23年には事務要領に記載があり、封印を行っていたところですが、その後、事務要領より削除されていて、封印を行わなくなった状況です。また、開票開始の前に封筒から鍵を出して、開票始めの合図により、すぐ開始できるように準備をしている状況がありました。その理由についてですが、明確な理由は得られませんでした。投票終了後の投票所から開票所までの送致による時間の短縮及び開票作業の迅速化によることが理由であるのではないかと考えられています。当時は、開票結果を早くする要望が強かったことも一因ではないかと考えられています。

今後の選挙執行についてですが、投票箱及び鍵の取扱いについて別途事務要領を作成し、間違いのない選挙執行の準備を進めているところです。選挙管理委員会の委員には個別に説明を行い、質問、意見を頂いたところです。そのときの説明と、投票箱の取扱いについての事務要領もお示しいたしました。選挙管理委員会の委員からは、今までどのような状況であったか、今後どのようにするのかなどの質問と、今後はこのようなことがないように注意するようにとの意見がありました。事務局からは、今後、選挙管理委員会に選挙執行の前と後に密に相談を行い、及び報告を行うこととしていきたいと考えております。最後に、委員長からは、委員長の責任において、選挙管理委員会と事務局が一体となり再発防止に努めることとし、間違いのない選挙執行を行うように事務局には指示をさせていただきます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 それでは、ただいま選挙管理委員会事務局長から、その後の2月3日以降の経過について御報告がありました。その御報告に関して確認を致します。

前回、この事務要領が変わった時期、あるいはその理由等を調べますというお話でした。その報告だったかと思えます。その中で、今、局長の御報告の中で委員会、要するに選挙管理委員会にこのことを委員会の中で報告をするということが、我々常任委員会の委員の中から質疑とともに話も出ておりましたけれども、それに対しては検討する、努力するというお話でした。それが個別に委員のほうには説明をしたという御報告でありました。委員会の中での報告は、今後、考えていらっしゃるのか。委員会での報告ぜひという我々の思いもありますけれども、それに関してはどのようにお考えですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 委員会への報告に関しては、委員長との相談もございますが、今後、事務要領等の関係その他経過について報告するのか、議題とするのかも含めて相談になります。何かしらの形で委員会には出していきたくて考えておりますので、これは委員長との相談ということになると考えております。

○【小口俊明委員】 ぜひその点は進めてください。また、私の思いとしては、報告にとどまらず、選挙管理委員の皆さんに御確認を頂くという、もう一步踏み込んだ対応も考えていただきたい。このようにも思っております。

また、先ほどの御報告の中で、個別に説明をしたというお話の中で何を説明したのかということも触れていらっしゃったように私は受け止めたんですが、つまりこの事務要領の改定の案と、これまでの経過に関して報告されたのかなというふうには私は受け止めたけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。経過については、先ほども報告したとおり、調査結果その他含めてさせていただいて、あと事務要領については、投票箱の取扱いについて、今、改定の中で別建てでつくっているものをお示しさせていただいて、それについて確認をしていただくということでさせていただいております。以上でございます。

○【小口俊明委員】 それは資料を作られて、報告されているんだろうなと思いますけれども、その報告のための資料というのは作成されているのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 その資料については、作成をさせていただいております。

○【小口俊明委員】 その中で事務要領の改定案、これは投票箱の取扱い、特に鍵の取扱いかと思えますけれども、規程、また法に基づいての取扱いということに即して内容がつけられているのか、改定の案として記述をしているのか、鍵の取扱いについてはどのような記述になっていますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 鍵の取扱いについて、投票箱の取扱いも含めて、選挙執行規程に合わせて取扱いをするようにということで作成をしております。これについては事務局内でも何回か確認をしてもんでいる状況の中で、ある程度の案ができたということになっております。今後、投票事務説明会において詳細に説明をさせていただいて、間違いのない選挙執行をしていきたいと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 そうなりますともう少し具体的に伺いますけれども、側面の箱を組み立てたときに箱を固定する側面の鍵と投票用紙を入れる口の蓋をする箇所と、これは別々に封筒に入れるという記述になっているということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 そうなりますと、また別々の封筒ということで、これも封印をして捺印する、ここまで記述をされているということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのようにさせていただいております。

○【小口俊明委員】 今、大きく2つの資料、書面というのは、我々総務文教委員会の委員はこの委員会の中で確認することは可能なのでしょうか。見ることはできますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 今、手持ちは私のものしかないので、それについては出させていただきます、確認することは可能でございます。もしあれでしたら用意させていただきます。

○【小口俊明委員】 用意があるということで、我々も見られるということであれば、これ委員会資料ということは可能ですか。そうではなくて、見るができるということでしょうかね。

○【遠藤直弘委員長】 今、委員会資料という話なので、そうするとちょっと時間を要するような…（「委員会ですら確認する…」と呼ぶ者あり）確認するという。

○【小口俊明委員】 委員会資料ということになると、相当の時間も要するというこのようですから、我々少なくとも確認をしたいという、各委員、思いだと思いますので、これが見られるように委員長の方でお取扱いいただけますか。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。そうしましたら暫時休憩と致します。

午前10時11分休憩



午前10時22分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。小口委員。

○【小口俊明委員】 ただいま休憩中に、先ほど来の資料の関係、我々常任委員会の委員も見させていただくことができました。今手元に来ております書面の写しによりますと、国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める陳情について、説明資料ということで、中身は大きくはこれまでの経過、それから事務要領の改定案という内容となっています。経過については、1番目、指摘事項について、2番目、現状の投票箱の流れについて、3番目、選挙執行規程等に合致していない事項について等の経過が記されています。そして、事務要領の改定案の部分におきましては、投票事務要領の案というところで1番から3番までの記述があり、またその後ろには封印をする図を伴って、捺印も含めて、また投票箱の鍵の位置等の絵も含めて記されていました。

この中で、事務要領の1番と2番が、今回、我々が確認をすべきところかなと思いました。1番には投票開始時の手順、そして2番には投票終了時の手順、この1番目、2番目の要領を選挙管理委員会事務局長の方で読み上げていただくということはできますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それでは、私のほうから事務要領について読み上げさせていただきます。

投票事務要領（投票箱編）ということで、まず「1. 投票開始時」。「(1)最初に来場した選挙人1人と投票立会人の前で投票箱を開き、空虚であることを確認してもらい、確認書に署名してもらう。(2)確認した選挙人の氏名を投票録に記載する。(3)投票立会人の立会の元、投票箱の側面を南京錠（小）で2か所の施錠を行う。（確実に施錠する。）(4)側面の鍵は、側面の鍵用封筒に入れ、投票管理者・投票立会人が署名し封印をする。（封は糊を使用し、別紙のとおり封印を行う。）」。

「2. 投票終了時」。(1)投票箱は、選挙人全員の投票完了を確認してから投票口を閉じ南京錠（大）で施錠する。（確実に施錠する。）(2)投票口の鍵は、投票口の鍵用封筒に入れ投票開始時の側面の鍵と同様に封印を行う。(3)送付準備が出来るまで絶対に投票所の外に持ち出さないでください。(4)投票立会人は、投票箱から目を離さないでください。

「3. 投票箱の送致」。「(1)タクシーで投票所から開票所まで送致を行う。(2)送致は、投票管理

者・投票立会人（1人）・警察官・事務従事者により行う。(3)投票箱の鍵は、投票管理者・投票立会人それぞれが持って開票所に向う。(4)開票所に到着後、投票管理者と立会人により直接、開票管理者（選挙長）に引き渡す。(5)開票管理者（選挙長）が、投票箱の状態・鍵の封印状況を確認し引き渡しを終了する」。

「注意事項」です。「(1)投票管理者は、送致者として投票立会人の1人を決定しておいてください。(2)投票箱の鍵は、投票所内の安全な場所に保管してください」。以上でございます。

○【小口俊明委員】 全てこの案について、今、読み上げをしていただきました。そして、我々常任委員会の委員もこの案について確認をすることができたかと思えます。私は以上です。

○【上村和子委員】 小口委員の質疑によって、説明の中の補足資料みたいなのを読ませていただきました。これからのについては、実施要領を正式につくり、最後にこんなふうに封緘もするんだというように、たくさん判こも押すし、用紙もつくるしというふうに、それで説明も徹底するという、これは当然なされるだろうなと思っていましたけど、それはちゃんとやられて、これまでのようなことは今後ないということは、これで確認できます。またこれまでと同じようなことが1つでも起きたら、最後に選管の委員長が、委員長の責任において、今後、一切間違いがないようにやると言い切っておられますので、それでは何か起きたら、これは委員長の責任なんだろうなというふうに、これからは重大な責任を負うだろうなと理解いたしました。

問題は、総括の部分がちゃんとなされたほうがよかったなと思うんですけど、読むと総括はある程度丁寧にされているんだけど、聞き取りの調査をされたということでもちゃんとお書きになっています。読まれてないので。今までは選挙執行規程等に合致していない事項があるということについて、1、鍵は側面と投票口の鍵を別々の封筒に入れることとなっている。それができてなかった。2、3つの鍵が一まとめとなって、分割していなかった。3として、鍵を封筒に入れて封をすべきところ、封緘がされていない投票所があった。4、投票管理者の氏名及び封印がなされていないところがあったということですね。ほかに、開票管理者の投票箱受領の際の確認が不十分であった。5、開票立会人への説明が不十分により、十分な投票箱の確認がされていなかったなどをちゃんと総括的には書いておられます。ヒアリングの結果ですね。そして、具体的に平成23年度以降削除されていたということや、その後に起きた選挙でどういうふうな対応であったかという実態の報告もあります。

ということで、ここまでのある程度ちゃんとした検証ができているということは分かります。検証をしたと。検証に立った上で、今後こういうことが二度とないように、委員長の責任においてしっかり今後の選挙をやっていくという投票事務要領も確かめることができました。投票事務要領は改定案がされて、きちんと出来上がったことも分かりますし、私は検証もやっただろうと思います。

1個、総括のときには、このような今までの規定に合致していない部分、これがはっきり公職選挙法違反かというところまでいくかどうかは裁判にならないと分かりませんが、明らかに合致していない、規定どおりやっていた部分があったということに対しての、最後1つ足りないのが責任の取り方なんです。これが今日入ってくれば、恐らく3つしっかりできたということでもよかったと思うんですけども、その部分においてはどういう審議とか、どういう結論に達していますでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 責任の取り方というところについては、一次的には最初の段階で委員長のほうからかなり叱責を受けた中で、今後についてということでは言われております。ただ、今後どういう形でということになりますと、委員長とまた委員会で確認をしていく中で決定していく

ようになっていくと考えております。以上でございます。

○【上村和子委員】 私はいいです。あとは意見で言います。

○【藤江竜三委員】 1点ちょっと、関係ないようで関係あることなので質疑します。選挙の終わった後に選挙を確定するまでの期日という、選挙に不備があったときとか、これは無効じゃないのかと言えるような期間があると思うんですけども、そういった期間ってどれぐらいかというのを御答弁いただけますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 選挙無効の申立て期間と、あとは当選無効と両方あるんですけど、たしか15日以内ということになっていると思います。

○【藤江竜三委員】 それでは次、質疑いたします。頂いた資料を見ますと、投票終了時に投票立会人は投票箱から目を離さないでくださいというふうになっております。投票箱から目を離してしまうと、その間に何があるか分からないということだと思ってしまうんですけども、期日前投票の場合ですと、目を離してしまう瞬間があるのではないかなとも思うんです。その辺りって、期日前投票の投票箱については保管することになると思うんですけども、そういったときに目が切れてしまう瞬間が結構あるんじゃないのかなと思うんです。そういったときに、国立市においては防犯カメラではなくて、安心安全カメラと言っておりますけども、そういったものがあるところに保管したりということというのはあるのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 庁舎の中でカメラがあるところというのは多分ないのかなと思っただけなんですけど、実際にそういう場所があれば、そういうところに保管するというのも1つの考え方だと思いますが、実際に今の中でどこに保管するかということであれば、鍵のかかるところの中で保管するという事になってくると考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 私はあまり性悪説に立って考え過ぎるというのもよくないと思うんですけども、鍵を持っている人なら開けられるよねということにもなってしまうのかなと、ちょっとだけ心配するところで、防犯カメラなり、本来、安心安全カメラなどあったほうがいいのかと思うところです。

それで、先ほど確認したところ、選挙無効であったり、その他いろんな可能性があるのは、15日以内というふうになっていたと思うんですけども、その間に本当に怪しいってなったときに、防犯カメラがあるところ、安心安全カメラがあるところに置いて10日後に気づいたとして、安心安全カメラの録画のデータを残せる期間というのは、今、何日になっていましたっけ。

○【妹尾法務担当課長】 それでは、私のほうから説明させていただきます。保存期間につきましては、安心安全カメラ条例施行規則に定めがありまして、保存から7日間というふうな規定になっております。

○【藤江竜三委員】 そうなりますと、保存期間というのは私は単純に足りないのかなとも思うわけなんですけど、安心安全カメラだけでも完全に安全を担保するのは難しいのかなと思います。投票箱の管理については、今後まだちょっと時間があると思いますので、じっくり考えていただければと思います。中身をすり替えられては困るということなので、保管の前に重さを量っておくとかしておけば中抜きはできないですし、入れ替えるのはちょっと難しくなるとか、いろいろ工夫のやり方はあると思いますが、その辺はまたさらに練り上げていただければと思います。以上です。

○【高原幸雄委員】 それでは、先ほど国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める陳情についての説明資料ということで頂いたわけなんですけど、これについて何点か質疑させていただきます。

1つは、経過については公職選挙法と公職選挙法施行令、それから国立市選挙執行規程、この規定に基づいて、現状についての分析と陳情で指摘されている問題についての整理がされております。それで、今後についてはどうするかというのは、いわゆる投票事務要領（投票箱編）ということで、これは案ですけども、これが示されているという状況については分かりました。

1つは、経過については、聞き取りも含めてだろうと思えますけど、いろいろここでされているんですけども、私がこれを読んで1つ感じたのは、こういう事務執行の流れが実は公選法や施行令、あるいは国立市の執行規程、こういうものから外れて実際には行われていたというこの事実が、どうしてそういう事実が起きたのかというところがまだ解明としては不十分じゃないかと思うんですが、その辺は事務局長はどんなふうに捉えていますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 確かに解明というところについて言うと、理由的なところがどうしてそういうふうになったのかというのは、なかなか分からない状況であります。ただ、選挙管理委員会の今までの職員等を見ても、選管の元の職員というのは今いない中で、やっと3人の人の中で連絡を取って聞き取った中になってくるので、それ以上ちょっと、前回の局長なども連絡が取れない状況であったりとかしている中で、理由としては、本当に臆測の域しか出ないような形になってしまうので、完全な理由を調べるというのは難しいのではないかと考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】 そのこのところは、私の読んでの感想では、問題の所在がどこにあったのかということをはっきりさせて、それでその原因から見て、公職選挙法や施行令、そして国立市選挙執行規程に基づいて行われるという担保として、しっかりとした認識が必要じゃないか。今後の事務執行を行う場合の解決策として、ということが言えるんじゃないかと思うんです。

それともう1つは、今回、改めて今後の、投票事務要領の中でうたわれている改定案というんですか、投票開始、投票終了時、あるいは投票箱の送致、それから注意事項2点、こういう改善案は示されているんですけども、これは結局、公職選挙法と公職選挙法施行令と国立市選挙執行規程、こういうものにちゃんと根拠を持たせてつくっているということでよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのような形で私どもはつくっているということで、一応確認を今している段階であります。また委員さんにもその辺の指摘もあるかどうかということも含めて確認している状況ですので、私どもがつくった中では合致していると考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】 原因と、それからそういうことを二度と起こしてはならないという思いや決意に立てば、当然そういう事務の流れを不正常な形で行わないことを大前提にした組立てになるわけですよね。今後の対応としては、その中に職員の研修というものが入っていないんですけど、その点はどうか。

私は、こうした大きな規定から外れるような事態が起こったということは、地方公務員として事に当たる職員としての適切な対応が欠落していたんだろうと思うんです。そこに携わる者の研修や、それから教育ということも必要じゃないかと思うんですけど、その点はどうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 研修ということではないんですが、事務従事者の主任、副主任には毎回説明会を行って、その中で詳細についてと、あと前回問題になった事項、また今回注意すべき事項、その辺のところは説明しておりますので、今回も主任、副主任にはそういうところで前回問題になった事項も含めて重点的に説明を行い、やっていくということでございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 それは単純に事務の流れということ以外に、そういうことはこれまでもやられてきたというか、今後もそのことはやっていくと。東京都選管のこともあると思うんですけども、そ

ういうことによろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 都選管というか、私どもの選挙管理委員会として、毎回説明会の中で選挙執行について説明を行っておりますので、重点的に注意すべき事項、ふだんやっているもののほかにもそういう問題点があれば、そういうものを改善していくということも含めて、説明会の中で説明をさせていただいているということでございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 了解です。

○【稗田美菜子委員】 それでは、他の委員も伺っていますので、簡潔に伺いたいと思います。今頂きました事務要領の中でお伺いしたいんですけども、投票事務要領（投票箱編）案とあるんですけど、これ投票箱以外のものもあるんですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 もちろん通常の投票事務要領に含めて、これを追加していくということでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。そうすると、この中で伺いたいんですが、投票箱の周辺の鍵とかということ分かるんですけども、ここから送致するまでの間、送致も含めた間の鍵が入っている封筒の管理については、封筒に側面の鍵と投票箱の入り口の鍵を別々に入れて、封入して封印して、送致については立会人、送致者となる者と管理者が持っていくって書いてあるんですが、そこまでの封筒の管理、誰が封筒に入れて、封印は恐らく投票立会人と管理者だと思いますが、ということについてはどこに載るんですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 事務従事者を含めて3者というか、投票管理者、立会人、事務従事者の中でやっていくことになると思うんですけど、これ自体が投票管理者を中心にして、その中でやっていくことで作成をしているということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。事務従事者の中でやるということだと思んですけども、マニュアルを作成していく上で大事なことは、誰が見ても同じ行動が取れるものじゃないといけないんですよ。ある人が取ったらAパターン、別の人が取ったらBパターンという行動になってしまうと、マニュアルにはならないと思うので、誰が見ても同じこと、人が替わっても同じ現象として完結するというでないとマニュアルにならないと思いますし、事務要領になっていかなと思うので、封筒の鍵について今回非常に細かく精査をして、調査をして、検証して、再発防止についてはどうすればいいかということについては、非常に一生懸命やっていただいたんだなということとはよく見える、今頂いた資料を読むとそういうふう思うんですけども、投票の信頼を回復するためにそもそもそれはやっていることであって、投票とか開票の信頼を回復するためには、透明性が高く、誰がやっても間違いのない行動ということを考えて、そのほかに付随する部分、ここで言ったら今言った、例えば封筒に誰が入れて、封印するところまではいいとしても、それを誰が立会人と管理者に渡すのか、送致者に渡すのかってところも含めて、これは案の状態ですので、これからきちんとなっていくんだと思いますが、そういったものになっていかないと、隙間があって漏れてしまったということが今回もこの報告の中にありましたよね。

印についての記載は平成23年の段階の選挙のときにはあるけども、そこから後の選挙については記載がなくなってしまっていて、その記載についてなくなった理由が分からない。書いてないと分からなくなってしまふところがたくさんあると思いますので、そこについてはぜひ丁寧に書いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 委員さんの今の意見を参考にして、誰がというところについて

はもう少し深く確認して直していきたいと思います。以上です。

○【**稗田美菜子委員**】 分かりました。あとは意見で大丈夫です。

○【**遠藤直弘委員長**】 質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。高原委員。

○【**高原幸雄委員**】 意見、取扱いで、取扱いのほうで、実はこの陳情は4項目の陳情事項になっておりまして、これは項目別採決ができないかと私は考えているんですけど、どうでしょうか。

①は、国立市長に対して、選挙管理委員会の不適切な実態を調査・検証して、再発防止を要請してください。これは1つの行政機関としては、先日の議論の中でも法務担当課長でしたか、なかなか難しいという話もありました。

それから、「市議会として、不適切な開票事務の実態を調査・検証してください」というのは、これは議会のことですので、我々がどういう対応していくかということにも関わるので、これについては私は委員会なりをつくってやればできると考えております。ただ、2番目の問題も期日が3月まで、私たちの任期がありますから、その期間にできるかというふうになるとなかなかこれは難しい問題があるんですけども、全くゼロじゃないというふうに思うんです。

3番の問題は、「調査・検証の結果、選挙管理委員としてふさわしくない者は市議会において罷免してください」となっているんですけど、これは実際に不正が起きたわけではないので、そういう意味では非常に難しいということもあって、④「選挙管理委員会に対し、責任の所在を明らかにし、適切な措置を講ずる」ことというのも、これもなかなか難しいということがあります。

ですから、私は、仮に議会として対応ができるとすれば2項目めなのかなと思いますので、項目別の採決はどうなんだろうということ。ほかに意見があれば。

○【**遠藤直弘委員長**】 高原委員のほうでそういう希望があるのかどうかだけ言っていただいて、意見ではなく、御自身のほうでの取扱いをするのかどうか言っていただければ、こちらのほうで採決しますが。

○【**高原幸雄委員**】 そういう意味では、だから項目別の採決をお願いしたいと思っているんですけど。

○【**遠藤直弘委員長**】 それでは、意見はそれでよろしいですか。では、ほかの方の御意見伺います。

○【**小口俊明委員**】 それでは、私の考え方を申し上げます。本陳情は、全体として不採択という討論を致します。

総務文教委員会のこれまでの審査の経過を見ると、陳情が指摘している不適切な開票事務があったということが確認をされました。選挙管理委員会において改善することが必要であります。公職選挙法は民主主義の根幹をなすものでありまして、法律と規程に基づき、公平公正に選挙というものは実施をされなければなりません。陳情が指摘した不適切な事務があったことは、誠に遺憾であります。早急に正さなければならぬ。このように考えます。法律と規程は、選挙の執行において不正行為が入り込むリスクを極力排除する、このことを目的としている。このように理解をしております。したがって、市の選挙事務においては、法律と規程で定められた事務手続を省略することなく実施をしなければならぬ。このように考えます。

一方、選挙の開票結果の迅速な公表は、市民への的確な情報提供が求められる選挙事務におきまして、期待されるころでもあります。しかしながら、公平公正な選挙を実施するためのルールを省略してまでのものとは考えることはできません。

本日の委員会審査の中で、市選管から経過報告と事務要領の改定案が示されました。事務要領の改

定におきましては、特に投票箱の側面の鍵と投票口を塞ぐ上部の鍵を別々に封筒に入れて、また捺印する図も交えての手順が示されておりまして、これは法律及び規程に基づいたものであり、確実に実施をされなければなりません。これが明記されたことを確認することができました。

今後の選挙事務においては、改定された事務要領に基づいて選挙事務が行われることを希望いたします。このルールに基づいた選挙事務手順が今後も適切に引き継がれ、実施されるようお願いを致します。

その上で、陳情事項①は、総務文教委員会において法務担当から、市長は勧告権を有するが、指揮監督権は有さないとの見解が示されております。したがって、調査・検証を含む改善については、選挙管理委員会が自ら実施するべきもの、このように判断を致します。また、陳情事項②は、陳情事項①の経過を踏まえた上で行われるものでありまして、議会として調査・検証する段階ではまだない。このように考えます。陳情事項③も、陳情事項①の経過を踏まえた上で行われるものであって、議会において選挙管理委員に関し、調査・検証する段階ではないと考えます。陳情事項④は、陳情事項①の経過を踏まえての対応となる。このように思います。以上の考え方から、本陳情は不採択であります。

○【稗田美菜子委員】 陳情については、順番に討論させていただきます。

今回のこの陳情につきましては、①から④まで4つの陳情事項として提出していただいておりますが、選挙管理委員会の行っている開票事務と投票所に置いてあります投票の事務につきまして、不正があったわけではないけれども、明らかではないところ、規定どおりには行っていないところがあったということについて、これまで総務文教委員会としても継続審査をして、それまでの間にヒアリングをして、選挙管理委員会としても調査をしていただいていたという経緯がありました。

その中で、私としては、まず①について、市長に対して求める開票事務の実態調査・検証、再発防止の策定というのは、法務担当からも説明がありましたとおり、市長自身が持っている権限の中ではできるものではないということが明らかになっておりますので、1番については採択ができないと考えております。

2番の「国立市議会として、不適切な開票事務の実態を調査・検証してください」というのは、これまで総務文教委員会が丁寧にやってきて、本日まさに他の委員からの申入れによって資料としていただきました中に書いてありますとおり、これまでの調査として分かったことは、参議院議員選挙においては封入することに関して意識してはいたんだけど、接着が悪かったものが多々あり、結果、封がされてない投票所が多かったということも明らかになっております。

また、過去の状況についても、押印の記載が削除されたのは平成23年の事務要領より後のもので、平成23年の事務要領には封筒の封印の記載はあったけれども、そこから後の選挙についてはなかったなど、細かな、いつからどういう状況だったのか、あるいはヒアリングをした中で、かなり前からあって、それがいつからなのか分からないといったことも選挙管理委員会のほうで調べていただいた。それについては総務文教委員会としてその報告を受けて、どういうふうにしたほうがいいのかという議論も深めることができたと思いますので、②についてはここまでの間にできたので不採択と考えております。

③の「調査・検証の結果、選挙管理委員としてふさわしくない者は市議会において罷免してください」という項目であります。今回の不適切な開票事務の事務執行については、選挙管理委員会としての最高責任は確かに選挙管理委員にあるということは重々承知でありますけれども、今回の開票と

か投票事務につきましては、まずは事務局のほうで法務担当と相談をしてきちんと取り組んでいくといったことが、本日頂いた資料の中の投票事務要領（投票箱編）ということで、これをさらに加えることによって強化していくことにつながっているんだと思います。市議会としては、選挙管理委員としてふさわしくない者というものをここで考えて議論するというところまでは至らないと考えておりますので、これも不採択と考えます。

最後に4つ目ですけども、「国立市選挙管理委員会に対し、責任の所在を明らかにし、適切な措置を講ずるよう、要請してください」という項目がありますが、これは先ほど指摘をさせていただきましたように、これから先にしっかりとこれが実行力のあるものとして進めていくためにも、今回のこの責任がどこにあるのかというのは、今回の議論の中では明らかとまでは言えないのではないかと考えております。

そう考えますと、ここについては引き続き、投票事務、開票事務を市民に向けて透明性を高く、きちんとやっていく実効性のあるものにしていくことを考えると、この4番目のものについては採択をさせていただきたいと考えておりますので、一部採択を私どもも申し出たいと思います。

○【藤江竜三委員】 この陳情については、全体として不採択の立場で意見を申し上げます。

選挙執行規程に基づいた鍵の管理を行っていないなど、不適切な部分は確かにあったと考えております。そういった中において、選挙管理委員会がどういった対応を行ったかというところが、私は大切かと考えております。再発防止策を考えていく、これは一定程度できているのかなと思います。まだ細かいところで詰め切れていないところもあるかもしれませんが、今後示していただいた案をもとに改善していただくことを要望いたします。

そして、不適切な開票事務の実態調査・検証についても、選挙管理委員会の中である程度行われたと考えております。聞き取りやどういったことでなってしまった可能性が高いのか、そういったところを考えられたかと思えます。そういった陳情事項全体を考えると、やはり不採択がふさわしいのかなと考えております。

○【上村和子委員】 私、結論からいくと、4番のみを採択という一部採択で討論いたします。

この間、陳情者の指摘によって、国立市の鍵の保管とか投票箱の管理が規定に反していたことが指摘されました。これは大変貴重な陳情であったと思います。

そのことから、総務文教委員会としては、1回で決めるのではなくて、継続して選挙管理委員会に適切な事務に向けての改善を要求し、具体的な調査を要求してお願いしてまいりました。それは議会としてある意味独立した選挙管理委員会、これ教育委員会もそうですけれども、その本来的な位置づけというものは尊重しておきたい。議会が委員を罷免するという大きな問題、大きな瑕疵が起きた場合は権力を行使しなきゃいけないけれども、それに値するかどうかまでは、最大限その自主独立性を侵してはいけないという気持ちで私はおりました。

そういう中で、市長自身がどこまでそこに関与できるかということにつきましても、総務省のほうに私も確認を致しました。限界があるということも、人事権とか、給与権とか、そこは市長の責任でやれるけども、それ以外の中身については介入してはいけないという、これはある意味市民にとってよいことでもあります。民主的な選挙を行う上で市民がしっかりと選挙の在り方を監視していく、それが一番であるということを一貫した選挙の在り方としては、市長がそこで一步力を失うというのは私はいいことだと思っております。

議会に関しても同様であります。議会は調査はできます。しかし、罷免権の行使をするほどの大き

な瑕疵というのは、完全なる違法行為である場合にのみするべきではないかと私自身は思っております。それは教育委員に関しても同様であります。越権になるかならないか、適正であるかという判断を議会は十分慎重にやる必要があります。

そういうことで、①、②、③に関しては、私自身は陳情事項の中身を検討しましたがけれども、陳情者の願いというか、要求のところまではいかないかもしれませんけれども、私の中ではこの陳情が求めた中身の範囲のことはクリアできたのじゃないかと思っております。

しかし、4番の選挙管理委員会が適正な措置を講じていくというのは、これは当然でありまして、これは引き続き行わなきゃいけないし、本日も申し上げましたけれども、規定違反が幾つもあった。鍵の管理の問題が幾つもあった。そのことに対して検証はできた、調査はできた。しかし、そのことに対して、これはどういう問題で、誰がどう責任を取るのかということまでは至っておりませんでした。このことが1点、私は足りないのではないかと。少なくとも口頭で、選挙管理委員長から事務局長ほか職員さんは怒られた、口頭で厳しく注意された。それはお聞きいたしましたけれども、選挙全体の事務管理執行の選挙管理委員長は、今回の件で御自分の責任をどう取られたのかということについては、本日言葉がありませんでした。その代わりに、今後は絶対、委員長責任において間違いがないようにするとおっしゃっていますので、今後、1個でも同じような間違いが起きたときは、それこそ責任問題になりますよと。これは厳しく指摘しておきたいと思っております。

そういう意味では、引き続き、選挙管理委員会として市民の皆さんの1票を大事に大事にできるような厳重な、御自分たちでつくられた最後の封筒の図を見てみますと、6個、投票立会人の判こが必要。1枚の封筒に、1つの鍵に。そして、選挙管理者の判こが3つ必要、合わせて9つ、1つの鍵を入れる封筒に9つ、2人の人が判こを押す。そして、のりづけする。しっかり色も分けるという形で厳重に厳重に、もしかしたら三多摩26市の中でも結構厳重なほうでやるという決意を示されました。これはある意味陳情を真摯に受け止められた結果だと思っております。

これだけの事務執行をするには大変手間暇がかかってきます。なぜ平成23年のとき以降、この手間暇のところは抜け落ちたかということところで、本日ちらっと、選挙管理委員会事務局長が当時はせかされていた、一刻も早く選挙を仕上げるようにと言われた。そういう少ない人間でそれをやらなければいけなかった。その言葉が少し私は胸にずしんと来ました。一体誰がせかしたのか、どうしてせかしたのか。もしかしたら問われるのはそこかもしれません。少ない人数の職員さんたちに無理なことを押しつけたのではないかと。そのために職員さんたちが自分たちでできるところというのを考えついて、こういう結果になったのではないかと。そういう悪循環が生じたとしたならば、今後も起こり得ます。

ですから、そういうときは言ってください。時間はかかっても私はいいいと思います。時間はかかっても丁寧に市民の1票1票を扱う、そういう選挙事務ができますように、人員が足りないのならばそのときだけでも人員をプラスする。選挙にはお金がかかっていいと思っています。ですから、そういう形で、今から行われる選挙も職員の方皆さんも過労に陥らず、しっかり冷静に事務執行ができますような対応を求めます。

さらに、私は毎回選挙のたびにお願いしていることがあります。1票が使いたくても使えない人がいます。例えば病気で入院している人や、そして行きたくても行けない人がいます。出前投票とか郵送投票とか、あと知的しょうがいの人たちは代理投票という形で大変苦痛を強いられることがあります。そのような人たち、あと化学物質過敏の人は投票所の中に行くのが苦痛です。そういうマイノリティーの人たちが安心して、どんな状況でも投票権が執行できるような国立らしいソーシャルインク

ルーションの投票を選挙管理委員会としてはしっかり考えていただきたい。それが私の願いです。それを言って、私、4番のみの一部採択と致します。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入りますが、本陳情を一部採択するとの意見、取扱いがございましたので、本陳情について項目ごとに採決を行うか決定いたします。

お諮りいたします。本陳情について、項目ごとに採決を行うことに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は項目ごとに採決を行うことに決しました。

なお、陳情項目ごとに採決を行いますので、挙手につきましては十分御留意願います。

それでは、本陳情のうち、陳情項目①を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情のうち、陳情項目①は不採択と決しました。

次に、本陳情のうち、陳情項目②を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情のうち、陳情項目②は不採択と決しました。

次に、本陳情のうち、陳情項目③を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情のうち、陳情項目③は不採択と決しました。

最後に、本陳情のうち、陳情項目④を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情のうち、陳情項目④は不採択と決しました。

確認のため申し上げます。ただいまの項目ごとの採決の結果、陳情項目を全て不採択としましたので、本陳情は不採択であります。

ここで休憩に入ります。

午前11時10分休憩



午前11時24分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(2) 陳情第5号 国立第二小学校改築事業の階層スロープ設置の見直し及び設計VEの導入を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第5号国立第二小学校改築事業の階層スロープ設置の見直し及び設計VEの導入を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【酒井信孝陳情者】 陳情者の酒井信孝です。国立第二小学校校舎改築事業は、実施設計が終了し、この定例会に工事の契約議案が上程されていますので、このまま工事に入ってしまうと後戻りができなくなるため、一旦立ち止まり、実施設計に不備があるのかどうかを第三者の専門家を入れて点検する必要があるとの思いから、陳情する次第です。

とりわけ、設計変更がなされた階をまたぐ巨大なスロープは、目的にかなった設計となっていると

は思えません。誤解がないように強調しておきたいのですが、私は一般的なスロープの有用性を否定しているわけではなく、この実施設計の瑕疵を問題としています。この事業の問合せ窓口となっている教育施設担当は、あくまでこのスロープの第一義的な目的はフルインクルーシブ教育のためであると強弁しています。一方で、昨年8月31日の本会議では、教育長がすごく言葉として先行してしまっているのも、国立におけるフルインクルーシブって何なんだろうというのを具体化・客観化できるようなものが必要だろうということで、教育委員会としては検討していきたいと思っていると答弁していることからしても、言葉が先行して具体化していないのであれば、必要な機能が定まるはずもないのに、どうしてそのために必要な設備を設計に落とし込むことができるのでしょうか。

現在の実施設計には階段もエレベーターもあります。エレベーターとスロープは誰もが利用できますが、階段は車椅子利用者は利用できないわけですから、本当にインクルーシブ教育に重きを置いた校舎を造るのであれば、階段はないほうがいいのかもかもしれません。実施設計のスロープは後から無理やり継ぎ足したために、水平方向への移動が生かされておらず、スロープの有効性が半減しているようにも思われます。

また、緊急に避難しなければならない火災発生時には、吹き抜け構造であるスロープは防火スクリーンシャッターによって堅穴区画となるため、参考とされているメーカーに確認したところ、車椅子利用者は想定されておらず、シャッター下部の危害防止装置のバーが障害となるため、自力で入ることは無理だろうとのこと。取り分けても不自由な電動車椅子利用者であれば、スクリーンを自力で持ち上げることも困難です。避難用のスロープの位置づけであれば、屋外スロープのほうが有効かもしれません。降下型避難機器は屋外にあるため有効ですが、オーダーメイドな電動車椅子には対応していないものもあるそうです。

そもそも当事者団体からの要望が契機となって、設計変更をするに至ったと市当局は説明していますが、これらの聞き取りを教育長や、これらのというのは当事者団体からの聞き取りを教育長や当時の教育次長、教育施設担当と建築営繕課だけで行っており、十分に理解できていたのか疑われます。なぜ日々、当事者に向き合っているしょうがいしゃ支援課等が加わらなかったのか、庁内連携にも問題があるように思われるし、当事者団体からの要望を受けたとしても、担当課との間だけで協議を進めて決めてしまうから、いろいろなことを見落としてしまうのです。マスタープランを策定した連絡協議会に、関係部局や当事者団体の代表等を加えたインクルーシブな協議体で検討し直すぐらいのことが必要だったのではないのでしょうか。それを怠ったがために、設計行為全体の整合性が崩れ、合理的な説明ができなくなっているのだと思います。様々に比較検討して、費用対効果も考え、行き着いたのが現行案であるのなら説明がつくはずですが、そうした検討の記録は出てきませんし、説得力のある説明を聞くこともできません。

インクルーシブ教育は推進すべきですが、具体的にどのような体制で、どのような教育を行い、そのために必要な学校施設はどうあるべきなのかといった議論が欠落しています。そこで欠けている比較検討を補い、見落としている問題を洗い出し、説明責任を果たせる事業とするためにも設計VEの導入を提案します。

VEとは、バリューエンジニアリングの略で、費用対効果を最大化するために検証・検討、提案する専門的な手法です。ここで言う価値とは機能とコストの関係のことで、同じコストで高い機能が得られれば、価値が向上したと捉えることができます。1990年代から国交省が公共工事への導入を推奨しており、全国各地の自治体でも導入されています。多くの実績が報告されています。東京都でもガ

イドラインが策定されています。VEは関係者を集めたチームによるワークショップが特徴です。原案を検証した後、問題や改善案が見いだされれば代替案を提案し、発注者側の審査会で採否を決めます。来年度予算で配置されていることとなっているフルインクルーシブ教育推進アドバイザーの方にもぜひ加わっていただくといいのではないのでしょうか。

導入の仕方は様々あると思いますが、工事に入る前に実施設計の妥当性を検証し、最適化するために設計VEを導入すること、必要な機能を満たすために、とりわけ階層スロープの必要性を再検証するとともに、エレベーターや降下型避難機器の数や配置なども含めて比較検討を十分に行い、説明責任を果たせる事業とするよう、国立市当局へ要請してもらいたく陳情する次第です。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 陳情有りがとうございました。たくさん書かれてあるので、事実確認をさせていただいて、陳情者の意向を十分分かった上で当局に聞きたいと思います。まず最初に、陳情の1ページ目に書かれてあるのですけれども、陳情の上から2行目からいきましょう。「市内のしょうがいしゃ団体からの要望があったことを契機に設計変更が行われ、階層を繋ぐ巨大スロープ（以下「階層スロープ」）の設置が組み込まれた。校舎は3階建てで、ストレッチャーも入れる13人乗りのエレベーターがあり、降下型避難機器も備えているのに、さらに一階層あたり約70メートルの巨大スロープを付けることになっている。設計変更に約6百万円、工事予算としては約6千万円が追加された」。

この部分ですが、私がちょっと引っかかってお聞きしたいところが、「さらに」という表現なんです。エレベーターもあって、降下型避難機器も備えているのに、ここにさらに巨大スロープが、しょうがいしゃ団体からの要望があったので、付け加えられて、予算が最低でしょうかね、6,000万円、1億円かかるかもしれないけど、それが入った。この「さらに」というのは、どういう思いが込められているのでしょうか。ストレッチャーと降下型避難機器があるから、これだけで十分なのに、それにさらにという、この「さらに」に込めた思いを、私が勝手に解釈できませんので、お聞かせ願えればと思います。

○【酒井信孝陳情者】 「さらに」というのは、もともとこの事業の過程でなかったものにさらについたという要素もありますし、「さらに」というところ、プラスアルファつけるということに対して、どのような効果なり必要性などがあるのかという問題意識があるので、プラスアルファで。通常の多くの学校施設、一般の建築物の中ではこういう階層をまたぐスロープがあるものは圧倒的に少ないという中で、それをあえて国立市では学校施設につけていこう、公共施設につけていこうということが議会の中で答弁などされているわけですけど、そういうことの必要性という部分、だから一般にはないけれどもあえてやっていくという、その必要性のところ、必要性がないとは言いませんが、必要があるのであればどういう必要があるのかということを理解した上で、必要なことに税金を使っていくべきではないかと思っているので、その意味で「さらに」というふうにした次第です。

○【上村和子委員】 陳情者はそれからいろいろ調べられたということが多々書かれてありますが、現時点でVEの導入を求めておられますが、今計画されているスロープについては、もしくは立ち止まって見直すにしても、スロープは必要ないという立場でおられるのでしょうか。スロープに関しての見解を伺います。

○【酒井信孝陳情者】 今のこの実施設計案のスロープというものはかなり意味をなさない。そこは今、私が聞いている限りのスロープに対する必要性、当事者団体から求められた機能というものが、実際のこの設計案ではこのスロープは機能しない。具体的にはさっき述べましたけど、そういう部分

があるので、この設計案のスロープではほとんど意味がないものになってしまうのではないかとこの危惧をしております。

○【上村和子委員】 今の屋内スロープは意味をなさないとお考えになって、では屋外スロープだったら、設計見直しオーケーじゃないかというお考えでしょうか。

○【酒井信孝陳情者】 先ほど陳述したんですが、避難用という意味では屋外スロープは有効かもしれません。ただ、屋外にあるということは、そこに出るためには扉が日常的にあるはずなので、インクルーシブ教育といったところで、車椅子を利用している子供たちも一緒に学んでいこうということがあった場合とどうか、避難所としての機能があった場合に、そういう車椅子の方たちとか手の不自由な方が、スロープが屋外にあった場合、出るというところでハンデがないようなシステムをつかっていかなきゃいけないと思うんですけど、それができたならばそれは有効だと思いますし、先ほど言ったように屋内のスロープというもの、さっき言ったのは階段というものは明らかに車椅子は使えないわけです。階段の部分に昇降機をつけるなりすれば使えるかもしれませんが、それがなければ使えない。

なので、階段自体はインクルーシブな設備ではない。ならば、階段をなくしてスロープとエレベーターだけという校舎を構想してもよかったのではないかと思います。

○【上村和子委員】 陳情者はいろいろお考えになられて、これよりもこっちのほうが有効、これよりも有効と、階段はなくてもいいんじゃないかとか、いろいろお考えになられたみたいですがけれども、スロープに関しての陳情なものですから、スロープに戻していただきます。今のお話では屋外のほうがまだ有効だろうと。いろいろあるだろうけれども。陳情者は本日、設計VEの導入を求めておられますけれども、陳情者が今計画を立ち止まって、これ相当なお金が出てくるとは思いますけど、設計変更をして陳情者の言う屋外エレベーターを計画に入れていくと、どれくらいの予算がかかり、それは陳情者が思う設計VEの中でクリアしていくと思われませんか。

○【酒井信孝陳情者】 屋外エレベーターというのは何も提案していませんので分からないですし、屋外スロープといったときには同じぐらいの額、6,000万円、7,000万円、屋外スロープはそれぐらいで、もっとかかる気がしますけど、1億円以内ぐらいでできるのではないかと思いますけども、幾らかかるかということも含めて設計VEというところでは、先ほども説明したようにコストと機能というところの兼ね合い、同じコストをかけるならばより高機能なことをやるべきだし、同じ機能が安いコストでできれば、そっちのほうがいいしという提案を受ける。そういう検討をするということを通して、校舎をよりよくしていこうということをするべきじゃないか。だから、今一番必要なのは、求められている機能というものがちゃんと整理されていないのではないかと考えているわけです。

○【上村和子委員】 すみませんね、しつこくて。私、陳情書、何回も読ませていただいたんです。陳情者は、スロープについて余計なものだというふうに最初は捉えているのかなと。エレベーターとUDエスケープがついているから、これで十分じゃないか、費用対効果としてもこれで十分じゃないかとおっしゃっているような意味合いで、「さらに」という表現があったのかなって自分は思っていました。

ところが、ずっと聞いていくと、今の屋内スロープは火災でも危ないから実効性がないので、スロープをつけるんだったら屋外のほうがまだましかもしれない。いやいや、階段がなくてインクルーシブというのならば、階段をなくして階段がスロープになったほうがいいのではないかと、陳情者の中の思いがつかみかねるんですね。ですから、分かりにくくなるんですが、私の力不足でごめんなさ

い。

陳情者は、スロープに関しては、今のスロープだとお金の無駄だけれども、屋外スロープだったら、また階段がスロープになるようだったら、問題はないとおっしゃっているのか、それも自分では決めかねているけれども、取りあえず今の屋内スロープに関しては無駄だから、見直したほうがいいとおっしゃっているのか、そこら辺をちょっと、陳情者のスロープに対する見解を確認したいんですけども、スロープはあってもなくてもいいというお考えなんですか。なくてもいいという、そこら辺をストレートに言っていただければ。いいスロープだったらいいけど、それはVEに諮らなければ分からない話で、陳情者は決められないから、自分が決めるのではなくて、VEの中で、こういう人が集まって決めてくれればスロープがあってもいいしなくてもいいし、そこで費用対効果でベストと決められたら、それはそれでいいというふうにおっしゃっているのか。私、すごく気持ちのはかりかねているので、ちょっと確認したくてお聞きしているんですが。

○【酒井信孝陳情者】 質疑を1個1個切って聞いていただけるとありがたいんですが、今、何個か言っていて、まずは今のスロープの実施設のものに関しては、説明を市当局から聞いたときに、インクルーシブ教育のためだという部分と、避難用のためだということを中心に大きく説明されるんですけど、その2つに関して、今のスロープでは機能しないんじゃないかというふうにまず思っています。というのは、これは議会の補正予算の質疑の中で藤江委員も指摘していましたが、こういうエレベーターもあり、階段もあり、スロープもありという中で、スロープをみんなで使うということが日常的になるということが全く想像できない。

というのは、陳情の文章の中には書いていますが、このスロープは1階層あたり70メートルぐらい、2階層だと140メートルぐらい、距離としては大体階段の6倍ぐらいなんですかね。なので、歩行できる人にとっては階段よりも距離が6倍ぐらいかかる、労力も時間もかかるということが、日常的な中で階段を使えば労力が少なく済むのに、スロープを使いなさいということを学校側が子供たちに強いることがなぜできるんだろう。エレベーターを使えば済む場合があるのに、エレベーターではすっと上がれるのに、エレベーターを使っている車椅子の利用者にスロープを使いなさいということを強いた場合、圧倒的な労力がかかる。なぜ労力がかかることを、あえてインクルーシブ教育だということのために日常的に強いることができるんだろうかと。私は、それは学校側として、インクルーシブ教育のためにそうするというをやってもいいと思うんです。大変なことだとか課題を課すというのは、教育上あってもいいと思います。

であるならば、階段がなければ、みんなが使うスロープかエレベーターしか使わないという施設にってしまうならば、それはいいと思うんですが、今3つあるということが不合理であり、使われないことになるのではないかと。かつ、そういう避難のときなどに関してはそれが使えないということは、よくよく見ると、防火装置など調べていくと、実際にはいざというときには使えないということが分かってくるので、今のこの施設に関してのスロープの機能というものに関して説明がついていない。ついていないものに公的な費用を課すということはあってはいけないと私は思っているんで、これを今指摘しています。

スロープも意味がある、説明がつくものであるならば、それはいいと思います。必要があるものであるならば、やればいいと思います。そこは決めかねるということは、だから合理的な理由、さっき言ったようなスロープとエレベーターだけの建物を造るということであるならば、私は十分に必要なものであると言ってもいいと思いますが、今のこのものは必要であるとは言えないということです。

○【上村和子委員】 スロープがこのような形で付け加わったことに対する合理的な説明、納得のいく説明がないから、陳情ということをおっしゃっているのですが、この3つが、スロープとエレベーターとUDエスケープがあるということは不合理だと今おっしゃいましたけれども、その不合理とは何を指して不合理とおっしゃっているんですか。私が思う合理的配慮と全然違って、不合理というのはどういう意味合いで今おっしゃったんですか。

○【酒井信孝陳情者】 今の3つは、エレベーターと階段とスロープということをおっしゃっていて、UDエスケープというのは、スロープの避難の場合に補うものとしては、UDエスケープもつけるということになっているわけです。だから不合理と言っているのは、1個1個の設備に関して求められている機能がしっかりと反映されていないということをおっしゃっているわけです。

○【上村和子委員】 すみません、しつこくて、エレベーターに求められている機能、階段に求められている機能、スロープに求められている機能が今の実施設計上では機能を十分に生かしていないから、不合理だと思っているということでしょうか。解釈。それでよろしいですか。

○【酒井信孝陳情者】 よろしいです。

○【上村和子委員】 後で当局には確認で、当局に対する質疑はいろいろしますので、分かりました。

私たちの説明には、日常使いのためにふだんからスロープを使ってみるとか、車椅子を押してみるとか、子供たちの視野の中にスロープが目の前にあって、日常使いをしてほしいという意味でのスロープ設計だとお聞きしたんですけれども、陳情者は日常的にそれを強いるという表現を今されたんですけれども、それはふだんの授業のときに、あそこからあそこまで行くから必ずスロープを使えとか、そういうふうにスロープを使うことが子供たちに強要されていくように陳情者はおっしゃったんですが、そのような説明を市教委から受けたのですか、それとも陳情者がそう思われたんですか。私たちは日常使いという言い方で聞いておまして、そこに強制とか強要は入っていないという解釈をしているのですけれども、そこをお聞かせください。

○【酒井信孝陳情者】 当局からの話では、フルインクルーシブ教育の推進につながると。フルインクルーシブ教育を目指すことを掲げているから、共に移動できる手段としてスロープを設置することを方針決定しましたというふうに説明を受けておりますし、ここにその説明文書はありますが、ふだん使いといったところの、だからふだん使いになるかならないかというところが、今、だから教育上であれば、教育的な指導としてそうしましょうということを学校がやるのは、教育としていいと思います。

ただ、楽な移動をしたいという人がいた場合に、大変な思いをさせるというのは強制だと思うんですけど、それが実際に車椅子の子供とか、実際の学校の子供たちだとか、そういうところの意向調査でもしてみればいいかもしれないんですが、今聞いている限りだと、しょうがい当事者の方たちからの聞き取りに関しても、子供たちからの聞き取りはしていない。しょうがい当事者は、肢体不自由の団体の方というのも、その方たちは電動車椅子の方たちだということなので、電動じゃない車椅子の子供たちの意向なり考えなり、そういうことも聞いていないし、今、通常の学校に通っている子供たちの意見も聞いていないということからすると、果たして日常使いというのは誰が思っている日常使いなんだろうかと。私は日常的には、さっきも言ったように、あえて大変なことを選ぶということが日常の中になまにはあるかもしれないけども、通常はそういうものが使われるとは思えないということです。

○【上村和子委員】 これは私と陳情者の決定的な価値観の違いであって、楽な移動をできるのにあえて困難と一緒にさせていくことはどうかという判断でスロープのお話も、車椅子の中でスロープというのは押す側、介助者が大変だろうとか、車椅子の人も大変だろうとか、そこら辺は書いてあるんですけども、確かに坂道を車椅子で押すのは大変です。特に下り坂になると乗っているほうが大変です。

つかぬことをお聞きしますが、陳情者は車椅子に乗ったり、押したり、それから坂道を行ったり、電動で道を横切ってみたりとか、そういった御経験はあられるのでしょうか。ちょっと恐縮ですが、これ御無理ない範囲でどうぞお願いいたします。

○【酒井信孝陳情者】 あります。

○【上村和子委員】 あればどうでしたか。

○【酒井信孝陳情者】 どうでしたかというか、大変だと思いますよ。

○【上村和子委員】 内容が大変だと思われましたか。

○【酒井信孝陳情者】 何が大変と、だから私の個人的な感覚として、それは自分で手押し、手でやるのも、それは最初というか、いきなり乗っているのが、安定しないだとか、不安定だとか、そういうこともありますし、介護施設などで働いていたときは、降りるときとか、後ろを向いて誘導しなければ危険だったり、そういうことも大変ですし、いろいろ大変というか、大変なのかどうかあれですけど、だからふだん私たちが日常生活で使っていないことからすると、慣れませんでしたが。やったり、乗ったりしたときは、何を聞きたいのかよく分からないんですが。

○【上村和子委員】 何を聞きたいのか分からない。それは陳情者が先ほどおっしゃったスロープが、楽な移動ができるのに、わざわざ困難なことをあえて子供たちにさせる必要があるのだろうかという疑問を呈されたからです。私自身はそうは思わないからです。小さいうちから子供たちが車椅子を押してみる、乗ってみる、スロープがいいとか、怖いとか、体験することは決して悪いことではないと私自身が思っているからです。それは私自身が乗ってみてそう思うからです。乗らないとその側に立てないだろうということでお聞きしました。陳情者はそういう経験もあるということなので、話ができるなと思いました。

これを1個ずつやると時間かかりますので、先にいきますが、当事者の意見を聴いてないじゃないかというところがあるんですけども、2ページ目の市当局はいろいろ当事者団体には聴いたと言うけれども、賛成だったというのは聞いたけれども、肝腎の対象となる学齢期の当事者からは意見を聴いていないとおっしゃっています。これは今おっしゃったところへいくと、車椅子を使っている当事者の小学生の声を聴くべきであったという意味で、それ以外の通常の二小に通っている子供たちの声を聴くべきであったということだと思いますが、そういう声を一切聴いていないというふうにお考えで、これは問題だとして書かれたのでしょうか。

○【酒井信孝陳情者】 一切聴いていないかどうかは分かりませんが、私への説明の中にはありませんでした。これから学校ができるのは学齢期のちょっと前の子供たちも対象になってくるので、そういう子供なり親なりの意見も聴いたらいいのではないかと思います。

○【上村和子委員】 確認していないのに、市当局は肝腎の対象となる学齢期の当事者からは意見を聴いていないとお書きになったのはなぜでしょうか。

○【酒井信孝陳情者】 確認していますよ。

○【上村和子委員】 どういうふうの確認されましたか。確認したことをおっしゃってください。

○【酒井信孝陳情者】 聴いていないのかということ聞いてもいるし、聴いたことがあるならば、そういう文書を行政文書として開示できるものがあるならばしてくださいとか、聞き取りの中には1名の親御さんから聴いたということはありませんが、その1名の親御さんをどういうふうを選任して聴いたとか、そういうことは特段、それも聞いていますが、それは聴ける親から聴いたというように聞いていますけど。なので、広く対象になる人たちから聴いていると。話を聞いたりして、それを踏まえているということはないと。それは、だから聞いている中で確認しております。

○【上村和子委員】 これは私自身が関わっているんで、私、分かっているんですけども、ここ20年ぐらい、国立市の公立学校、小学校に車椅子で入学して、し続けたという子は1例、今でいくと2例ぐらいはあるんです。それぐらい少ないんです。車椅子の子供たちが通常の公立学校に行けるような状況にはなかなかなくて、ハードルが高くて行けてないという問題がまずあります。そういう子供たちも行けるようにしようというところで、今、取組が始まっているわけです。ですから、1人であってもそれがもし唯一、今この国立市の小学校の中で車椅子の子供を持つ親の声だとしたら、極めて重要だと思われませんか。また、子供はしゃべれない子供もいますよ。気管切開して人工呼吸器をつけたりして、意見が言いたくても言えない子供もいます。

陳情者がおっしゃっている当事者からの意見を聴いていないというのは、当事者はしゃべらなきゃいけないんですか。親でもいいとおっしゃったので、親に対して市当局は聞き取りをしたんじゃないんですか。これはどうですか。この解釈は。

○【酒井信孝陳情者】 1名の方から聴いたということも、その1名の方の意見は大事だと思います。であれば、その1名だけではなくて、ほかからも聴かなければいけないと思います。それだけを特別視してはいけないと思います。かつ、私が聞いて説明してもらった資料によりますと、今の第二小学校区内に肢体不自由の児童というのは、令和3年時点で7名いるということでした。なので、把握がされていると。みんな他校に通っているということでありましたが、把握をされているということであれば会うこともできたでしょうし、今の話の聞き取りの仕方というところですけど、それは当事者に合わせた聴き方というものを工夫するべきだと思います。口で言えなければ聴けませんよとか、紙に書かなきゃ聴けませんよとかではなくて、そこは相手に寄り添うことが大事だと思います。

○【上村和子委員】 ここは、すみません、陳情者と私の見解の違いです。唯一の親に聞き取りがされて、その親がしゃべったことであるのならば、当事者からの聞き取りはなされたというふうに私だったら解します。しかし、当事者とかいうかどうか、親がしゃべったということを陳情者は知っていたけれども、どういう理由か分かりませんが、それだけでは足りないと思われて、市当局は肝腎の対象となる学齢期の当事者からは意見を聴いていないと。そういうふうにお書きになったことは、大事な1人を忘れていると私は思います。ここは見解の違いです。そこは御存じだったということは今了解いたしました。それでも足りないとおっしゃっていたことも了解いたしました。

それから、もう時間がないので設計VEだけをお聞きいたしますけれども、この間、市当局自身は、事前ヒアリングの中では国土交通省のVEについては理解をしていて、自分たちとしては設計から今日に至るまで、費用対効果も含めて、ニーズも含めて十分検証した。その結果、こういうことになっているということを事前のヒアリングで聞いております。

だから、自分たちは設計VEは自分たちでやったと思っておりますという回答を実はもらっているんですけども、きっと陳情者はそれでは全く駄目だということをおっしゃっているんだと思うんです。陳情者の言う設計VEを今からやるということは、具体的にどういうメンバーで、誰が中心でやって

いくという具体的なイメージというのをもしお持ちでしたら、最後にお聞きしておきます。

○【酒井信孝陳情者】 もし国立市の職員の中にこういうVEの研修なりを受けたVEリーダーのような、資格がなくてもそういう機能というか、そういう役割を果たせる職員がいるならば、その人を中心にしてやるというのも1つあっていいと思います。さっき様々なやり方があると言いましたが。

ただ、今のこの実施設計の、とりわけスロープの部分に関しては、先ほど言ったように、どういう機能が求められているかという把握もしっかりされていないし、求められている機能がちゃんと設計に反映されているかというところもしっかりしていないように見えるし、そういうところからすると、これに関わっている人たちだけでは能力的に不十分。であれば、外部からそういう設計VEの経験のあるコーディネーターなりに来ていただいて、かつ今回のこの事業に関しては、まさに当事者を含んだ形での協議体というものがないままに設置されている。マスタープランの連絡協議会では学校関係者と教育委員会と地域と、あと設計の建築部門が関わっていたかもしれませんが、そのときも各当事者がいなかった。

かつ、さっきも言いましたが、教育長がこれからインクルーシブの検討をしようと言っていること自体もどういうことなんだと思いますが、来年度予算でインクルーシブ教育のスーパーバイザーを何人も入れていくということでしたので、そういう方にも入っていただいて、どういうインクルーシブ教育を目指すのか、そのためには学校の校舎に何が求められるのかをはっきりさせて、機能をしっかりと定義した上で、それが今ちゃんとできているのかを検証し、足りない部分があるならば新しく提案する。

そういうことを今の人たちだけじゃないチームを形成してやり直すというか、一からやり直す必要はないんです。VEの考え方としては、原案を生かしながら提案していくという要素もありますので、今までのものが全てなくなるわけではない。なので、そういう形で外部の専門家を入れてやっていくべきではないかと提案しているところです。

○【上村和子委員】 今の内側の人たちは能力がないと言われてしまいましたね。それで外部から、国土交通省ですかね、そういうVEのリーダーを呼んできてもう一遍やりやったらいいと。

最後、議員って、たればの質疑って絶対やっちゃいけないんですけど、あえてお聞きします。例えば陳情者がおっしゃるように、この段階で立ち止まって、じゃあ、やってみましょうと言ってVEリーダーを連れてきて、関係者を集めて全部審議し直して、結果、同じ計画で収まったら、それはそれで陳情者はちゃんと設計VEのリーダーを入れたし、ちゃんと合議体ができたと、その中でちゃんと見直されて、結果、同じ設計になったとしたら、それはそれでいいということなんですか。そこだけ。陳情者は、設計VEはこうやって外部を入れたら、絶対何かが変わるって思っておられるんじゃないですか。私は全部ただだから、陳情者も想定で物をおっしゃっているから私の想定でお返しするんですけど、もしも万が一、いろいろやり取りしたけれども、全く今回と同じ設計になったという場合もゼロではありません。そうなったら、それはそれでよしというふうなお考えでしょうか。

○【酒井信孝陳情者】 それでもよしということでおっしゃいます。だから、VEというものは、VEチームに提案してもらって、それを発注者側で審査するんです。幾つかの案を比較検討して審査する、その過程が大事。比較検討してこっちに決めたということであれば、それは1つの説明になるわけですね。

今はこの過程を見ると不合理なことばかりで、説明がつかないで見落とされている問題が、先ほどから説明している具体のことでもいっぱい見えてきているので、それをちゃんとここで立ち止まって、

説明がつくようにしてから先に進んでいかなければ、市民に対しても説明責任が果たされないままであれば、これは問題だという認識で、VEというものを補う1つの手だてではないかと提案しております。

○【上村和子委員】 陳情者、すごい長い間ありがとうございます。疲れられたでしょう。午後になるのか、当局とのやり取りをしますけれども、私自身はこのプロセスの中で陳情者が言われているような説明がつかない不合理な部分が本当にあったのかというところは、しっかり当局には問うていきたいと思います。そういう意味では陳情者の陳情の意向、趣旨に関しては、私なりに理解したと思っております。長時間ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

質疑の途中ですが、ここで昼食休憩と致します。

午後0時10分休憩



午後1時14分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、当局に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 それでは、質疑をしたいと思います。陳情者の趣旨説明と私の補足説明して陳情者の意向を確認した上で当局に聞きたいと思うんですけども、まず、陳情者のほうが書かれている、市内のしょうがいしゃ団体から要望があったことが契機となって設計変更が終盤で行われたというような指摘があります。そこでスロープが入ったということになって書かれているんですけども、そもそも最初のしょうがいしゃ団体からの要望というのは、どういう経過でこの要望が出てきたのでしょうか。そこの説明を、しょうがいしゃ団体からスロープを要請したいとか、そういう働きかけがあって、市がその要請を受けて開かれたものだったのでしょうか。最初のきっかけを教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 二小のスロープについての契機となったしょうがいしゃ団体の方との意見交換についてでございます。設計を進めるに当たりまして、当該しょうがいしゃ団体のほうにバリアフリーの二小の在り方、避難計画、そういったことにつきまして御説明または意見交換をさせていただくという趣旨で訪問させていただきました。その中で、こちらのほうでUDエスケープを含めた避難計画についてお示しをさせていただきましたところ、避難用のスロープというふうなところからお話が始まったと記憶しているところでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 ということは、しょうがいしゃ団体のほうから説明とか申入れがあったというより、市のほうが新しく二小を建て替えるに当たってバリアフリーの建物になっているかということや、避難計画についてどうなっているかということの説明をしたいということで赴いて説明をしたところから出てきた意見ということでもいいですか。確認です。

○【島崎教育施設担当課長】 市の発意によって訪問させていただいたということでございます。

○【上村和子委員】 では、その市の発意、バリアフリーとか避難計画について、市内のしょうがいしゃ団体に話をして説明しようと思った。その発意というのは、どこから生まれたのかお分かりですか、今の段階で。

○【橋本教育部長】 国立市の中で、様々なバリアフリーという中では、当事者の方の意見をしっかり

り聴きながら対応していくという趣旨を持っております。その一環として、しっかりと当事者の皆様の意見を聴きながら、取り入れられるものは取り入れながらいいものをつくっていききたい、そういうふうな趣旨の中で意見交換ということをお願いしたという経過でございます。

○【上村和子委員】 数として、このときに説明に行ったところの団体は幾つあったのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 避難計画というふうなところで考えましたときに、このときにお話をさせていただきましてしょうがいしゃ団体さんは2団体さん、訪問させていただいた次第でございます。

○【上村和子委員】 じゃ、2団体のところに行って説明をし、御意見も聴いて、そのうちの1つの団体からスロープの提案があったというふうに思えばよかったと。そこで1団体のほうからはUDエスケープは有効なのかとか、むしろ必要なのはスロープじゃないかというような提案があったと。それから、陳情者によると、そこからスロープの要望がきっかけとなって、審議とかプロセスがとても見えない形でスロープの設置が決まったというふうな書き方になっているんですけども、しょうがいしゃ団体からスロープは考えないのか、スロープがいいと思うがという意見を聴いてから、スロープを決定するまでのプロセスを簡単に説明していただけますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 スロープ設置までの経過と致しまして、まず、市内のしょうがいしゃ団体さんより御要望を頂きまして、教育委員会内において検討してまいりました。その中で設置の必要性、有効性について検証を行いまして、全庁的な合意を得たというところでございます。議論を進めるに当たり、令和4年5月頃に御要望いただいたしょうがいしゃ団体以外の5団体、また、市内のしょうがい児の保護者の方からスロープの設置の有効性及び望ましい仕様について御意見を頂いて賛同いただいたということがございます。

学校施設ですので、学校長へのスロープの設置及び目的について説明をし、合意を頂いたところでございます。また、その後6月に、庁議においてスロープを設置するために設計を行うことについて、庁内の合意を得ております。また、教育委員会の定例会においても6月に、スロープ設置を含めた設計について、補正予算をお認めいただいているところでございます。その上で、令和4年第2回の市議会定例会において、スロープ設置を含めた設計に関する補正予算を提案し、お認めいただいているところでございます。

その後、実施設計が完了いたしまして、令和4年11月の教育委員会によってスロープ設置を含む改築の工事費予算について、第11回の教育委員会定例会に付議し承認を頂きまして、去る12月議会において、工事の補正予算について議決を頂いているというところがこれまでの流れというところがございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。教育委員会と、それから全庁の庁議の合意と議会に対して折に触れて出してきたことと、それに対しての市民説明会に関しては、基本設計、実施設計、まちづくり条例に基づく市民説明会に関してはどれくらい開かれていますか、この間。

○【橋本教育部長】 バリアフリー、スロープの関係も含めて、これは我々のコミュニケーション不足もあって様々な形で行っております。これは全体の説明会とか部分的なことを含めると、これは10回から20回というふうな議論を重ねておりますし、このスロープに関して言えば、先ほど担当課長が答弁しているように、当事者の皆様とも、これは1回設計の変更のときに意見交換したのと、実際つくり上げたものの意見交換ということもしている、そのような状況でございます。

○【上村和子委員】 分かりました。そういう中で、陳情者の陳情文の中で、教育委員会と、議会に

関しては何かお名前も出たから、それはそれとして、議会では1人だったのかなと私は解釈しましたが、教育委員会の中でも疑問の声があった。しかし、疑問が解消されることなく、大した議論も経ずに補正予算は全会一致で可決されているという書き方になっているんですけども、教育委員会のほうでもそのような意見というのが、スロープに関して疑問の声があったのでしょうか。それはどれくらい、多かったのでしょうか、少なかったのでしょうか。1だから少ないということも言えないと思いますけれども、そのことについて疑問が解消されることなく、大した議論も経ずに決まったという、このような事実は、教育委員会ですから、自分たちのところだから、それは当然、いや、そういうことはないとおっしゃるのは前提ですが、客観的に、このようなことの指摘がありますけれども、それに合うような事実というのは何かあるのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 教育委員会内で委員の方1名から、学校の設計に当たってはいいものを造ってほしいというような趣旨で御意見を頂いたことがございました。結果と致しましては、このスロープの設計の補正予算の際でございましたが、御賛成いただいたというところでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 分かりました。続いて、スロープを設置しようということになったときに、市内のしょうがいしゃ団体、5団体のほうに直接この話を聞きに行かれたという、その5団体の内訳、個別名称は結構ですので、どういう人たちに話を聞きに行かれたのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 お話をお聞かせいただいた団体さんですが、肢体しょうがいの団体さん、発達しょうがいの団体さん、精神しょうがいの団体さん、しょうがいのあるお子さんの保護者の団体さん、聴覚しょうがいの団体さんにお話を聞かせていただきました。以上でございます。

○【上村和子委員】 決して車椅子の身体しょうがいしゃだけではなくて、知的しょうがい、それから精神しょうがいと親の会、発達しょうがい、それから耳が聞こえない人たち、そういう当事者団体の御意見を聴いたと。そこを聴いた上で、賛成の意見しかなかったと陳情者は書かれていますけれども、これは事実でしょうか、スロープに関して。

○【島崎教育施設担当課長】 各団体さんから頂いた御回答と致しましては、皆さん、御賛同いただいたと認識しております。

○【上村和子委員】 車椅子のしょうがいしゃのみならず、精神しょうがい、それから聴覚しょうがい、それから知的しょうがい、発達しょうがいの親の会からもスロープについては賛成だという意見があったと、そこを聴いたということですね。

しかし肝腎な、陳情の中では、市当局は、肝腎の対象となる学齢期の当事者からは意見を聴いていないという表現があって、しかし、これは先ほどの聞き取りの中で、1人保護者からの意見は聴いたと。私もずっとこの間、関わってきたときに、実際に今、国立市の小学校の中で車椅子を使っている子供というのは1例しかないもので、そこに該当するのではないかと私的には思ったんですけども、そこら辺りは、個別に言う必要はないですけども、実際、国立市の中で車椅子で小学校に通っているのは1人ということで大丈夫でしょうか。

○【橋本教育部長】 現時点での細かな数字というのは、すみません、持ち合わせていないんですけども、実際に学籍がある方についての保護者に聴いたということでございます。

○【上村和子委員】 それは、ここでは学齢期、これはすごく重要なのでお聞きしたいんですけども、陳情者は、肝腎の対象となる学齢期の当事者からは意見を聴いていないと陳情文に書いているんですけども、私は1人でもちゃんと当事者の親から聴いたのではないですかというふうに、これ事実

と違うんじゃないですかと指摘したので、ここについてはどうなのでしょう。聞いたということでもよろしいんですか。聞いてなかったということ、ゼロか1かという違いなんですけどね。

○【島崎教育施設担当課長】 国立市内にいらっしゃる国立市内の学校に籍をお持ちのしょうがいのある児童の保護者の方に、5月の段階と設計のプランが固まった段階で2度お話をお聞かせいただいております。

○【上村和子委員】 じゃ、ゼロか1の問題ですけど、陳情者は、もっとたくさん聴くべきだし、ほかのいわゆる車椅子じゃない子供たちの意見も聴くべきだったというような御指摘でもありますので、私はちょっと厳密に聞き過ぎている可能性もありますが、そこ辺りは私のほうでこだわっているところですのでお聞きしました。その聴かれたときに、その保護者の方からは、いや、スロープは必要ないとか、スロープが必要ですか、どういう御意見が出ましたでしょうか。差し障りのない範囲で。

○【島崎教育施設担当課長】 その際に頂いた御意見と致しましては、学校内に階層移動用のスロープがあるということは望ましいというふうな趣旨の御意見を頂戴いたしました。以上でございます。

○【上村和子委員】 それでは、陳情者の話の中でちょっとつながるところを言えば、それ以外の子供たち、二小の今現実に通っている子供たちが4年後か5年後、ほとんど卒業しているかもしれませんが、校舎の建て替え、バリアフリーとかエレベーターとか、そういうバリアフリーに関して、子供たちから意見を聞いたということはやられていなかった。今後になるという感じでしょうか。ここも併せてお聞きします。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。設計段階でバリアフリーに関しては、小学校の方には聴いておりません。ただ、ほかの部分のウサギ小屋だったりとか、そういった関わる場所ですね。意見を聴いて、設計に反映できる場所に関しては反映させていただいているというところでございます。

○【上村和子委員】 では、今からバリアフリーのことについては、子供たちが幾らでも知れると思うんですけども、学校の校長先生とか先生たちに対しての意見というのはお聴きになられましたでしょうか。スロープ、エレベーター、バリアフリーについてです。

○【島崎教育施設担当課長】 このスロープのお話をしょうがいしゃ団体さんにお尋ねするのとほぼ同じタイミングで、設置のことにつきまして、第二小学校の校長先生のほうにお話をさせていただきました。その際に、そのほかのバリアフリーのお話についても触れさせていただいております。以上でございます。

○【上村和子委員】 そのときに、校長先生はどのようにお話しなさいましたでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 インクルーシブ教育の推進の観点から賛成できるものだというふうなお話を頂きました。以上でございます。

○【近藤建築営繕課長】 すみません、補足だけちょっとさせていただければと思いますけれども、二小の改築の設計をする前に矢川プラスの設計が進んでおりましたので、矢川プラスのほうでかなり関係者の方から意見を頂いて、それを十分に検証しまして、二小のほうにバリアフリーに関して生かしているというところがございますので、そういった意味合いでも、かなり二小についてはバリアフリーに特化した形で設計のほうは進めていたところがございます。以上です。

○【上村和子委員】 なるほど。矢川プラスのほうでかなり当事者の意見を聴いて造っていたから、それが参考になったということが分かりました。

では、単に設計変更とかやるに際して、スロープの検証をするに当たって、担当者のほうは、ここ

には書いてあったのかな、書いてなかったんですかね。視察も行かれたと聞いております。それと、視察も行ったし、UDエスケープについても実地見学みたいなも行かれたと聞いていますが、そこについて具体的にお答え願えますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 スロープのどのようなものを造るかというところの参考とさせていただくために、昨年6月、7月と東京都の特別支援学校2校を視察させていただいております。その中でスロープを安全に設置するために勾配ですとか、幅員ですとか、その他の仕様を学ばせていただきました。そのほか、避難器具としてUDエスケープウイズ、こちらを作製しておりますメーカーさんのところに訪問させていただきまして、こちらで試乗させていただいて、その有効性を見させていただいたというところでございます。

○【上村和子委員】 その中で、私も初めて今回聞きましたUDエスケープについて、導入に当たって、そのときには市長も教育長も行かれたと聞いていますけれども、それは事実でしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 市長、教育長に御参加を頂いております。

○【上村和子委員】 そのときに、車椅子の当事者の人たちも併せて行かれたというのを聞いておりますが、それも事実でしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 車椅子を利用されている方にも御一緒にお越しいただきました。

○【上村和子委員】 そのときの報告としては、当事者からは怖いとか、そういうのが出てきたけれども、実際そうでない健常の人間が乗ってみたら、これも予算の中で考えたらあるということに対して問題はなかる。逆にあってもいいものではないかというふうな印象もあったというように聞いております。その解釈で間違いないでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 そのように認識しております。

○【上村和子委員】 これで当事者と健常者が車椅子に乗ったときの感覚の違いというのが少し分かったような気がします。どちらがいい、どちらが悪いではなくて、やっぱり当事者とそうでない人間が同じような体験しても違うということが出たのではないかと、私自身はそう解釈しております。

そのように視察もやった。それでもスロープを入れようとして決めていく過程の中で、陳情者が国や都の教育や福祉、建築等の様々な部署に聞いてみたけれども、段差解消のためのスロープ設置は推奨されていても、エレベーターがあるのにさらに階層スロープの設置を推奨するような政策は見当たらない。その後に陳情者は、「それは日本の福祉政策に問題があるのかもしれないが」と一言お書きになっておられますが、むしろ合理性がないから推奨されていないのだと思われるとお書きになって、アメリカでは云々と、階段の代わりにスロープがあると、そういうお話が続くわけです。

ここで事実確認ですけれども、「エレベーターがあるのにさらに階層スロープの設置を推奨するような政策は見当たらない」と書かれてありますけれども、このことに対して、じゃあなぜ国立市は今回スロープに踏み切ったのかというところについて、少しお話を伺えますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 市が建設する公立学校において、屋内にふだん使いをする階層スロープを設置するということは、フルインクルーシブ教育の推進という観点から、かなり進んだ計画と認識しているところでございます。その設置をするに当たりまして、参考とした都の規定を確認しております。東京都が定める特別支援教育を進める上で施設の整備として必要な事項の標準として、建設工事計画の目安となることを目的としております特別支援学校施設整備標準では、階層を移動するためのスロープは、しょうがい種別に応じて、安全かつ円滑な動線を確保できる位置に計画するというふうな規定がございまして、以上でございます。

○【上村和子委員】 ここが私はすごく重要なところだと思っていて、むしろ日本の中でこの政策が進んでいないと。だから、これはくしくも陳情者が書かれている、「それは日本の福祉政策に問題があるのかもしれないが」と付け加えておられますが、まさしくその問題であって、国や都にエレベーターがあって、さらに階層スロープを設置するというような政策は見当たらない。特に学校に関してはいまだにない。あるとしたならば、特別支援学校であったと。国立市としては、今から未来に向けて学校を造るに当たって、フルインクルーシブを目指す上で、子供たちがふだん使いできるようなスロープを屋内に入れようと決めたときに、使える仕組みとか目安は特別支援学級に適用されている標準だったと、これを参考にしたと。つまり、特別支援学校に標準化されている既定のスロープを国立市の公立学校のほうに持ってくることによって、1つの具体的なフルインクルーシブを体現化しようとしたという考え方、私はそういうふうに解釈しましたが、その解釈でよろしいでしょうか。

○【橋本教育部長】 まさに今質疑委員さんがおっしゃっていただいたように、通常の公立学校で、全国見ても、なかなかスロープというのは見当たらなかった。たしか北陸のほうに1つあったかなというふうな、すみません、ちょっと記憶の中で曖昧ですけど。その中で、我々とする、教育大綱に示されている共に学ぶ、これを小学生のうちから、小さいうちから、社会の縮図であると思っている学校なので、そこの中で生かしていきたい。そういう思いの中で、質疑委員さんがおっしゃったようにふだん使いができるように屋内のスロープという中で、この計画に至ったということでございます。

○【上村和子委員】 ということで、通常のほかの地域の公立学校の建て替えに当たっては、検討すら入ってこない中身であったかもしれません。しかし、国立市の中では、しょうがいしゃ福祉、ソーシャルインクルージョンが浸透する中で、未来に向けて学校をどう造っていくかといったときに、当事者から要望があったスロープということについて、より身近なものとして入れていこうという計画になったと思います。

課長たちが云々って、今課長、部長が一生懸命おっしゃっていますけれども、私はこういった未来志向の学校の建物について、今まではSDGsとか、そういったものを積極的に入れなければいけないし、バリアフリーに関しても様々なことを想定して入れていかなければいけない。そういう建て替えをしなければいけないという時代に入っていると思います。その中で、国立市が特にスロープを当事者団体からの要求を受けて考えた、そこで設計変更を行った。ここに込められている国立市としての公立学校のこれからの在り方として、スロープがあるということで、どんな力が子供に育つのか、何をを目指すのか、どうしてこれを取り入れようと思ったのか。これをどなたか、市長か、副市長か、教育長か、語っていただけませんか。

○【雨宮教育長】 まず最初に、ちょっとお話を補足的にさせていただきたいんですけども、このスロープの設置に関して、団体さんの中からそういうような御提案を頂いて、先ほど教育部長が申し上げましたように、北陸のほうでそういう事例があると、そのようなことを確認する中で、当時、私と副市長と市長とも懇談をしました。こういう例が日本にもあると、できればちょっと見に行ってもいいかなみたいな、そのような話もしました。これは、国立市がフルインクルーシブを目指していくという中であっては、国とか東京都ということはあっても、国立市の政策として1つ選択する大きな一歩だろうと、その3人ではそこで考え方が一致しました。

これから、令和5年度になりますと、学校の整備の基本方針というものを改定していきます。この中には、若干話が横にずれますけれども、SDGsの達成に向けてどうしていくのかとか、あるいは今、ハード的な面で言えば、次整備する学校に当たっては、国立市のデフォルトというんですかね、

オリジナルとしてこれが基本になるんだろうというところを検討していくべきだろうと。今回の二小の例をもってと思っています。

具体的に申し上げる部分は、私としては少ないかもしれないんですが、今後、二小の学校教育を運営していく中において、学校というのは、それぞれ学校長の指示の下に運営されていくわけですが、通常他の学校にない機能がある中において、そこにどのような教育効果を見出していくのかというのは、これは校長のマネジメントがすごく大事になってくると思っています。私は常日頃、校長会においても、一人一人の子供を大切にしてくださいとか、あるいは多様性を認めましょうということを伝えています。そのことを今度できた第二小学校のスロープの中において、ふだん使いでそこをどう生かしていくのか、これはきっと問われてくるだろうと思っています。もっと具体的なことが申し上げられればいいと思うんですけども、それを国立市のオリジナル、基本というふうにして私はやっていきたいと思っています。以上でございます。

○【上村和子委員】 ほかにはないですか。

○【永見市長】 教育の中身そのものについて、私はここではあえて発言をしません、しょうがいしゃの権利の問題といいますか、しょうがいしゃの定義というのをどういうふうと考えていくかという課題があると思っています。これは医学モデルとしてのしょうがいという定義と、それから社会モデルとしてのしょうがいの定義があると思います。現在、しょうがいしゃの国際的な権利条約等々の中では、社会モデルとしてのしょうがい、すなわち身体的に様々な、医療的に様々な課題がありながらも、それがしょうがいしゃとして差別されたり、される要因は社会モデル、社会の中にある、社会側にあるんだと。だからこそ、それを合理的配慮をもって解消していくことによって、しょうがいを持っても持っていないなくても当たり前で暮らすことができる、そういう社会をつくっていかねばいけないというのが国際的な流れだと思っています。

そういう中において、社会モデルを前提にしたときに、地方公共団体に対しては、合理的配慮は努力義務ではありません。これは義務です。じゃ、合理的配慮はどこまでが合理的配慮なのかといったときに、地方公共団体に課せられている合理的配慮とは、少なくとも合理的配慮を取りなさいと、最低条件なんです。民間に対しては、様々な経済的な理由がありますけれども、社会モデルとして社会が持っているバリアを解除する。その方策、合理的配慮ですけど、これは少なくとも合理的配慮なんです。本来はそれを少なくとも配慮することを前提に取り組みなさいというのが法律であり、国際的な取決めの考え方です。

それを1つの建物に当て込んだときに、1つの建物、小学校なら小学校、中学校でも結構ですけども、造ったときに、50年というターム、半世紀のタームの中において、半世紀前にしょうがいしゃが置かれていた立場と半世紀後の、今、しょうがいしゃが置かれている立場の変化を大きく考えたときには、これから造る建物というのは、恐らく50年後の先のモデル、これを想定した社会モデルを想定して、それは財政の問題もありますから様々な考えなければいけません、市が持っている財政の可能な範囲内で取り組んでいくということが市政として当然だろうと私は思いましたので、教育委員会はそれを教育実践として、インクルーシブ教育をそこでどう活用していくかということは、教育委員会の中身の問題になりますからお願いしますけれども、私はそのような判断の下で、先ほど3人で会ったという話がありましたけれども、ぜひ視察も行って検討してみてもらいたいなど、このような判断をした次第です。

○【上村和子委員】 今、教育長と市長の話をお聞きしました。子供たちが小学校に入学して、新しくな

ったところに行ったときに、なぜかスロープが目に入る。教室、廊下の脇にある。これ何なのかな。これ何に使うのかなと入学した子が思う。その何なのかなと思うところから非認知能力とか、そういうものが培っていかれると思います。そういったことを子供たちに、このスロープは何のためにあるのかなというところから入ってもらいたい。身近に知ってもらいたいという願いで建物の中に入れることを決意したというような話は、私は理解できました。

防災、火事の話は、今回、質疑から外します。防災シャッター、カーテンのこともお聞きしましたけれども、これは階段ぐるみの、階段があっても同じ話ですので、これは割愛します。

最後の質疑です。陳情者は今からでも設計VEを入れるべきだと。そこに設計VEを入れて、費用とバランスについてやるべきだというような主張をお持ちでした。万が一そのような公明正大なるルートをして今みたいになったりしても、それはそれとしてちゃんとこういう見える過程で設計VEを導入しなさいというような陳情になっているわけですけれども、それはお聞きしたら、国土交通省からVEの資格、もしくはリーダー、研修を受けた人が入ってワークショップをやって、皆さんの意見を調整してというようなものの中で、費用に対して最適効果を出していくというような設計VEらしいんですけど、それがなかったから合理的な説明がつかないんだというような論法、論理で書かれておられますけれども、これについて、設計VEの導入についてと、陳情者は今回、それがなかったがために整合性がつかない、機能しないスロープがつけられたという解釈をされていますけれども、そこについての最終的な市の見解を伺います。この質疑が最後です。

○【島崎教育施設担当課長】 設計VEについてでございますが、私どものほうでも国土交通省の示すところを確認いたしておりまして、VEは機能とコストの対比により最適な価値の確保を目指す取組である。公共事業におけるVEは、物の本質を捉え、エンドユーザーである、国立市の場合は市民の皆様になると思いますが、望んでいる要求を、機能・品質とコスト縮減を両立させながら最適な調達を実現することにほかならないというようなことを示されております。

こういった取組につきましては、今回の二小の設計を進める中で、例えばスロープに関しましては、そのスロープの形状、こちらにつきまして圧迫感なるべく出ないようにするとか、採光が取りやすくなるとか、そういったところから形状を考える。構造の負担を軽減するための手法を考える。スロープ以外におきましても空調等の設備、そういったものはどれが効率的でふさわしいのか。こういったことを教育委員会と市長部局と設計事業者、その協力により適宜実施してまいったと認識しているところでございます。ですので、VEの手法というのは、既にこの業務でも適切に行ってきたと認識しているところでございます。以上でございます。

○【近藤建築営繕課長】 補足でしゃべらせてください。実際に設計を途中で変更したという話がありました。陳情者のほうからも、今の設計を利用しつつ変更するすべがあるんじゃないかというお話がありましたけれども、確かにうちらもそういう形で進めてきました。なぜそれがお金がかかるかという、途中で変更しますと、全て構造計算をし直しということになりますので、新たにもう一度実施設計をしなければいけないということになります。そうすると、5,000万円から1億円のお金がかかってくるということになりますので、それは財政的メリットがありませんので、利用できるところというところで今回計画したところを提案させていただいて、かつ、構造計算を軽くしたほうがいいということなので、RCの建物のところにS造、鉄骨ですね、そういった形を取ったりとか、カーテンウォールにしたりとか、なるべく構造的に軽く、かつ、お金が安くという形でVEをしていったところでございます。以上です。

○【小口俊明委員】 では、伺います。今、設計VEの導入に関して、既に使っているという趣旨の御答弁だったかと思えます。確認ですけれども、これは当該の陳情書の中で中心的になっているスロープの設計に限らず、最初から全ての二小の改築工事に関しての設計において、設計VEの手法が使われているのかどうか、これについて確認いたします。

○【島崎教育施設担当課長】 第二小学校の設計につきまして、全体を通して、適宜VEの手法は使用させていただいていると認識しております。

○【小口俊明委員】 適宜ということですね。全てということではなくて、必要に応じてということのようです。また、その際の経過について、この陳情では記録等に関して疑義がある趣旨の記述がありました。設計VEに関して記録というのは、当局としては取られているのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 設計を進める中で、事業者と市の会議については議事録を作成しておりますので、記録というのは残しております。以上でございます。

○【小口俊明委員】 その議事録に関して、経過というのは確認ができるというところかと思えます。また、別の角度で質疑いたしますが、連絡協議会に関してフルインクルーシブでないという御指摘がありました。これに関して、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 マスタープランの連絡協議会についてでございますが、こちらについて、地域と共にある学校を造るという観点からメンバーの構成をさせていただいております。その中で、環境配慮や防災など、バリアフリーも含めまして様々な要素がある中で、全ての要素を委員選出によって網羅的にカバーするのはなかなか難しいと認識しているところでございます。その中で、教育委員会の指導ライン、こちらにもマスタープランの委員に含めまして、策定されたマスタープランにはしょうがいのある子供としょうがいのない子供が共に学ぶという視点を含めており、このコンセプトを含めて設計を進めてまいったというふうなところでございます。ただ、今後につきましては、より様々な視点の御意見を頂けるような仕組みを整えてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】 そういう趣旨の見解ですね。分かりました。続いて、これも陳情書の中ですが、フルインクルーシブの委員構成になっていないから、設計行為全体の整合性が崩れているという御指摘があります。これに関して、どのように当局は考えていらっしゃるでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 先ほどの答弁させていただいた内容と若干重なるところがございますが、フルインクルーシブ、こちらを実現するために教育委員会内でも担当部局も入れてマスタープランの協議会をつくって、その視点を入れさせていただいていると考えているところでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】 委員構成の中に当該の当事者の方々、メンバーとしては入っていないけれども、視点を組み入れているから整合性が取れているという趣旨の御答弁かなと理解を致します。

続いて、これも陳情書の中ですが、これは先ほど、私が聞こうとしたことを上村委員が聞かれていました。対象となる学齢期の当事者に意見を聴いていないという指摘であります。繰り返しになるかもしれませんが、このことについては、保護者に意見を聴いているというところであり、それによって当事者から聴いているというふうに私は理解をできるかなと思えますけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 こちらではそのように考えております。以上でございます。

○【近藤建築営繕課長】 その方なんですけれども、設計の当初から、私、電話番号のほうも教えて

いただきまして、都度都度、内容についてどうですかというお話もさせていただいております。なので、先ほど島崎課長のほうが言った、あくまでも面と向かって公の場という形での打合せの場ですけれども、電話だけを取りましたら、結構何十回という形は取っていたのかなと思っていますので、十分コミュニケーションは取れていたかなと思っています。ただ、特別視というよりは、あくまでも参考意見という形で伺っていたというところでございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 それでは、幾つか質疑を致します。一応念のためなんですけど、総工費は二小の建て替えて幾ら大体かかるのかというところと、去年、令和3年と4年で物価とか人件費でどれくらい上がっているのか。また、もし仮にこの陳情が通るなりして、もう一回外す外さないを検討するとなると、概算でもいいんですけども、どれくらい時間がかかるのかというところを、何か分かるところがあれば御答弁ください。

○【島崎教育施設担当課長】 まず、総工費でございますが、総額で約43億円を見込んでいるところでございます。続きまして、人件費の上昇についてですが、申し訳ございません、令和3年と4年の数字を今ちょっと持ち合わせておりませんで、令和4年と令和5年の3月から改定になった分ですと、国が示しております公共工事設計労務単価ですと、約5.2%平均で上昇したとなっております。

○【近藤建築営繕課長】 この後、改めて検証していくと、どのくらいお金がかかるのかというところですけども、まず、室外に造るのか、室内に造るのかの議論からまた始まっていきますので、基本設計と同じようなスケジュールが大体かかってくるだろうと思います。期間的に言うと、1年はある程度必要になってくるとは思います。設計につきましては、今度また、先ほど言いましたとおり、構造計算をし直しという形になりますし、あと確認申請もし直しということになりますので、その辺りのお金も考えていくと、少なくとも5,000万円から8,000万円ぐらいは設計にかかってくるのではないかと考えています。工事費につきましては、中に造っても外に造っても大体金額は同じだと思いますので、6,000万円から1億円の間ぐらいに収まっていくのではないかと考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 そうしますと、単純に金銭的なところだけ考えても、6,000万円から1億円を節約するために、1年かけて5,000万円から8,000万円かかって43億円の、インフレで人件費だけのところで考えても5.2%上がっているとすると、なかなかやり直すという選択肢は難しいのかなという印象を受けました。

その点は置いておくとして、中身に入りたいと思います。もしかしたら、火災時には使えないかもしれないというような指摘が陳情者からありましたけれども、その点はどのように考えているのかを伺いたいと思います。

○【近藤建築営繕課長】 火災時、地震もそうなんですけど、基本的には堅穴区画というものなので階段と同じです。1階区画は閉じます。ただ、その部分に火災が起こっていなければ、通常どおり上下作業ということはできますので、中に入っていけるんですけども、先ほどあったスクリーンのところで段差が少し生じるのではないかという話がありました。確かにメーカーによってはそういったものもございます。ただ、ウオークスルー耐火スクリーンというものも実際にはあって、段差のないものもございます。なので、今後、業者と打合せをしていく中で、そういったものを選択できないかだったりとかすることによって十分火災時、使うことができると思います。そういったことをこれから繰り返してやっていきたいとこちらのほうは思っております。以上です。

○【藤江竜三委員】 分かりました。火災のときは使えるような形で一応考えてはいきたいということですね。

それでは、ちょっと確認したいんですけども、私も決まったのが結構急だなというのを感じていて、正直、議会に出てきたタイミングで反対すると、仮に止まったとしても、さっき言ったような内容で、6,000万円から1億円を節約するために、もっと大きな額を支払わなくてはいけなくなるようなタイミングだったというような判断を持っていて、それで今後についても、今、教育長の答弁とか二小の例をもって検討していくべきだろうというような形で今答弁されていて、今後、二小だけでなく、ほかの学校も改築するときにやっていくということは決定事項なのではないでしょうか。それとも検討していくべきことであって、まだ確実に決まったことではないのか。それがいまいちはっきりしないので、そこをはっきりしてほしいんですけど。

○【雨宮教育長】 令和5年度、学校の整備基本方針を改定していくというような作業に入っています。ですから、これはまだ意思決定をしたものではなくて、私としては、二小のことを例に挙げれば統一した形で、今後の国立市の学校の施設整備のときには、それがデフォルトになるのが望ましいんだろうなと個人的に思っているということで御理解いただければと思います。

○【藤江竜三委員】 個人的にやっていきたい思いはあるけど、全体としては決定していないというところですね。二小の例を見てから、整備基本計画に最初はのっけないで、二小の例を検証してから少なくともものつけるべきだなというように思っていて、こういうものは、理念としてはすばらしいかもしれないし、要望されれば、つけてあげたくなるものなのかなと思っていて、コミュニティバスとかも、確かに高齢者の方から、地域の方から要望はあったかもしれない。じゃ、皆さん賛成ですねと言ってつけたかもしれないですけども、結局、利用者はいないし、支えようと思う方も少なかったというものだと思います。

これも実際問題、陳情者の方が指摘されるように、本当に使うのかというのは、私は結構疑問というのか、いや、そうは使わないだろうと思っています。便利なエレベーターがあるのに、階段があるのに、なぜスロープを使うのかというのは、なかなか、いや、それは使わないだろうとしか思えないです。実際問題、ユーザーの方、お一人の方から、今、念入りに聞いたということがあったと思うんですけども、ほかの多くの方、最大で、二小地域の方、10名程度ということかもしれないですけども、肢体不自由児童数は10名程度というようなことが陳情書に書いてありますけれども、その全員の方が仮に来たとしても、1階をふだん利用している方、2階をふだん利用している方、3階をふだん利用している方とばらけるとすると、二、三階を使うのというのは、かなり限界見積もったとしても7名ぐらいなのかなという中で、数的なところを単純に見れば、どう考えてもエレベーターで需要は満たせるのかなと思うんです。それを本当に聞いたからやっついていいのかという中で、聞くときに重要なのは、あったほうがいいと思いますかと聞いたら、ほとんどの方はあったほうがいいと思いますと返すと思うんです。ちゃんと比較案を出して聞いたのかというところをちょっと伺いたい。例えばエレベーターとスロープという案があります。エレベーターともう1個さらにエレベーターをつける、利便性がいいところに、これも同じぐらいの費用ですという聞き方を、対案というか、もう1つの案。それとか、単純に6,000万円節約できます。さあどれがいいですかというような形で聞いたのか、どういう聞き方をしたのかというのは一応確認しておきたいんですけど。

○【島崎教育施設担当課長】 しょうがいしゃ団体の方、もしくはしょうがい児の保護者の方への聞き方ということで、今回、お尋ねをさせていただきましたのは、まず、市の教育大綱でしょうがいの有無にかかわらず共に過ごすことができる、そこを目指すというふうなフルインクルーシブの趣旨、それを推進していくために屋内にスロープを造る計画を今検討していますと。その中で相互理解を深

めるという観点から、そのスロープは有効というふうにお考えになりますかと、そのような趣旨でお尋ねをしたところでございます。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 そういう聞き方だと、ほとんどの方は結構素直だから、それじゃ要りますねというふうにしか答えない聞き方だと思うので、ぜひ聞き方というのは、いろいろなパターンがある中でというものを今後はしてほしいんですけども、そういったパターンでも聞けますか。

○【近藤建築営繕課長】 まず、エレベーターとスロープという形の比較は利便性ではできると思うんですけども、インクルーシブにどちらが必要ですかということに対して、比較検証は非常に難しいと思うんです。エレベーターを実際に使うのは、車椅子の方は日常的に使うと思われれます。そのほかの方というのは、恐らくは使わないのではないかなと思っています。

スロープに関してです。これは設計するに当たって、できるだけ、先ほども上村委員からもありましたけれども、これって何だろうと思っていただけるように2階部分に関しては入り口を2つ造って、階段から上ったときに、あれっここからスロープに行ける。じゃあちょっとスロープに行ってみようとか、そういったことができるような形でもやっていますし、あと光です。照明の光がいいのか、それとも外からの光がいいのかということも検証したり、あとはその部分に展示物を飾って、保護者の方もスロープを上りながら展示を見たりとか、そういったことをすることによって、いろいろな使われ方がするのではないかなというふうな工夫をしております。

ただ、ハード面に関しては限りがありますので、こちらで考えていたものを提案させていただいて、あとは校長先生、あとは児童、そういった方々が全員で、どういう形で使っていけばいいのかというふうに議論をしていただければ、いいものが出来上がるのではないかなというふうには考えています。そういった観点でいろいろ聞くということではできんですけども、なかなかこれとこれとどうなんですかという言い方をするのは難しいかなというふうにはこちらのほうは考えています。その辺りで、島崎課長の答弁がちょっと違ったのかなと思うんですけども。あと先ほど1人の方からという話があったんですけども、このスロープについていろいろ意見を頂いたというよりは、いろいろなこと、トイレだったりとか、プールのことだったりとか、そういう話をしています。なので、このスロープに特化してお話をしたのはそれほどその方とはありません。ちょっと補足ですけど、以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます、いろいろ御答弁いただきまして。それで、いろいろな方から意見を聴くというのは、私も大事だなというように思っていて、このスロープを入れると決めてから、マスタープランをつくった方、同時に会して意見を聴くというようなことであったり、パブリックコメントをするといったようなことであったりというのは行ったのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 スロープを入れるというふうな方針を決めてから、そのような取組というのは行ってないところでございます。と申しますのも、マスタープランの性質としては、学校改築のコンセプトを決めるというふうなものですので、その学校改築のコンセプトの中にバリアフリーに配慮した学校を造るというふうなコンセプトがございますので、その範囲内でスロープの設置を計画しているところが理由でございます。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 私としては結構大きなコンセプト変更だと思うので、そういうのを聞くべきだと思うし、全体でもむべきだったと思うんですけども、そういうのはしていないところなんです。

それと、設計VEをところどころでしたというふうな御答弁があったかと思えますけれども、エレ

ベーター2台とスロープとエレベーター、どちらのほうが目的が達成されるかというような比較検証というのはされたかどうか、一応確認しておきます。

○【近藤建築営繕課長】 先ほどお話しさせていただいたとおり、エレベーターとスロープという形での比較を行っていません。それは、エレベーターは、実際に火災だったりとか地震のときに止まります。なので止まったときにどう避難するのかというふうに考えなければいけないので、避難だけ考えると、先ほど言ったUDエスケープとスロープということに関しては比較検証ができるかもしれないですけれども、ちょっと比較するものが違うところがあるので、ただ、先ほど言ったとおり、利便性という部分で上下の利便性がどうなのかということに関しては比較検討はできるんですけれども、そういうオーダーを頂いて設計しておりませんので、その辺りについては比較検討していないというところでございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 対象が違うのかなというようなお話だと思います。それならば、UDエスケープ、南北・東西、さらにつけた場合とかも一応検証すべきなのかなとか、いろいろ疑問に思うところなわけでありましてけれども、それで一応、先ほど教育長のほうから、教育長の思いとしては、今後の学校については個人的な思いは持っているけれども、学校の計画のところではまだ確実に決まっていないというところだったと思います。あと、念のため確認しておきたいんですけれども、公共施設全体の中で総合管理計画など、そういったところでの検討というのはなされていたりするものなのでしょうか。今までこういったものは入っているとか入っていないとか、そういった方向性としてはどうなのでしょうか。

○【小宮資産活用担当課長】 お答えいたします。ただいま委員より御質疑がありました公共施設等総合管理計画でございますけれども、こちらは老朽化していく公共施設、こちらの実情を踏まえつつ、管理運営、長寿命化対策など、それらに関する基本的な方針を示しているものでございます。ですので、具体的な設備や機能等に関する方針というものはございません。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午後2時15分休憩



午後2時29分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 多くの議員が丁寧に質疑されているので簡潔にお伺いします。改めてお伺いしたいんですが、この第二小学校に階層スロープが必要であるということをもう一度聞かせてください。

○【島崎教育施設担当課長】 第二小学校にスロープを設置する一番の理由と致しましては、国立市では人間を大切に、誰一人取り残さないというソーシャルインクルージョンの理念に基づきまして人権を尊重し、多様性を認める平和なまちづくりを目指しているということがございます。その中で国立市の教育大綱において、しょうがいのある児童生徒もしょうがいのない児童生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指すということを掲げられております。しょうがいの有無にかかわらず共に移動できる手段、共に時間を過ごせるということで相互理解を深めるという観点からスロープを設置するということを方針決定したというところでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 それは、なぜエレベーターだとかかわなくて、スロープだとできるんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 エレベーターだからできる、スロープだからというふうなところではないかなというふうには考えておまして、いろいろな移動の手段をハード面で用意をして選択肢を増やす。そのことによって、ひいては多様性を尊重するというふうな視点で整備を進めてきたというところでございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。私は車椅子の子供と一緒に面倒を見たこともありますけれども、直近で言えばベビーカーとかですけれども、ベビーカーとかって必ず例えば駅とかのホームを考えても、エレベーターって隅っこなんですよ。真ん中にある駅はほとんどなくて、階段は幾つもあるけれども、エレベーターにたどり着くまで大変だったりとか、しょうがいのあるお子さんもそうだったりするんですよ。うちは母がつえていますので、エレベーターを探すの大変だったりとかというのがあったときに、学校という環境の中で、真ん中の吹き抜けのところにスロープがあってというのは、とても大切で象徴的だし、私がかもし保護者なら、そういうところへ行かせたいと思うなと私は素直に思います。

そこで、もう1つ深めていきたいのは、先ほど上村委員の質疑の中でもありましたけれども、このスロープってどういうふうにするのかな。これ何だろう。行ってみようとか、友達と一緒にどういう使い方できるのかなとか、こういう人たちがこうやって使うといいんだとか、こうやって使ったらもっと便利に使えるんだなと考えることが大事というのは、確かにそのとおりで、そういう考える場を教育現場に置くって非常に重要なことだと思うんです。黒板とか机とかじゃなくて、そういう場ではなくて、日常生活を送る、ふだんの空間の中にそれがあるのは非常に重要なことだと私は思っています。

その中で、前に頂いた二小の実施設設計の概要を見ると、2階の階段からは、階段をちょっと下りてスロープに行けるみたいな構造になっているんですね。私、この図面の見方が分からないんです。1階と3階は階段のところからスロープに直接という構造には見えないのですが、それはどんなふうになっているのかお伺いします。

○【近藤建築営繕課長】 お答えします。1階に関しては、昇降口から入ると階段があると思うんです。階段があって、その階段を正面にして左側からスロープに入れるところがあるんです。その部分からぐるぐるっと回っていきまして、2階に関しては同じように、1つは、先ほど言った大階段のところにつながっているものと、あとは反対側のところにもう1つ入り口がありまして、2階に関しては2つ入り口を設けていると。3階のところに関しては、同じく1か所になるんですけども、大階段ではなく、その裏辺りに位置するところから出てくるという形になります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。よく分かりました。1階のところは昇降口正面から入って、左に入ればすぐ入れるというのでいいということですね。だから、階段を両手に見ながら、真っすぐ行って左側に行くとスロープの入り口に入っていけるということですね。ぐるぐる回って2階に行けば、大階段のところから数段でスロープに入れるところと、その反対側にスロープから直接出るところがある。3階については、大階段の裏側になってしまうということで、3階が少し使いづらいのかなという気はしますけれども、そこをどうやって工夫するのかなということこそ教育の力の見せどころだと思いますし、非常に重要だと思うんです。そういうことが聞こえてこなくて、見えてこない感じが印象としてあります。

フルインクルーシブという言葉が先に出てしまうがゆえに、このスロープが70メートルもあると陳

情書には書いてありましたけれども、なぜこれが必要なのかというのが当局のほうから聞こえてこないのが、私は非常に残念に思います。一生懸命説明してくださっているのは分かりますし、恐らくここまでの設計会社とのやり取りだったり、市民の方とか、ヒアリングの中では出てくるけれども、いざ形となって出てきたときに、なぜこれが必要なのかというのがもっと前面に出していただきたいというのが正直なところなんです。なので、一番最初に聞いた質疑は、どうして今、階層スロープが必要なんですかということを伺ったんですけれども。

これから先に、この階層スロープをどうやって使っていくか、ふだん使いしていくかというところが、ハード面については今伺ったので、2階には入り口が2つある、3階には裏側に1個、1階には正面に1個。それをどういうふうにして教育現場で使っていくかということが、ふだん使いしていくかということまでイメージできて設計していかないといけないし、その設計したことに基づいて、イメージした形に近いものとして教育現場で使われなければいけないと思いますけれども、教育長にお伺いしたいんですが、これをふだん使いにしていけるための仕組みづくりとか、あるいは教育現場での取組方というのは、どのように考えられるのかお伺いいたします。

○【雨宮教育長】 これは第二小学校の学校長をはじめとした教職員とこれから細部について詰めていくことになろうかと思えます。本当に細かいところまで、私ども教育委員会のほうでこうですよ、こうですよということではないんだろうと思えます。ですから、そこは教職員と一緒に、あるいは先ほども出ていましたけれども、児童と一緒にどのような使い方、工夫ができるのかとか、もっと自分たちの頭で考えて、こういうふうにやったら楽しいよね、こういうふうにやったら面白いよねみたいなものを共に作り上げていく。そういう過程がすごく大事なのではないかと考えています。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 1つだけ。さきの各委員の皆さんの質疑を聞いていて、私自身もインクルーシブ教育の国立市の教育理念の具現化ということで、かなり具体的に事業が展開されていくということについては、大きく認識を改めたところがございます。今も教育長の答弁にありました。今後、先ほども出ましたけれども、教育現場については、今までですと、どちらかというと教育条件整備ということで進めてきた経過があると思うんです。今後、インクルーシブ教育の理念をどう学校教育、学校の施設などに応用して、あるいは実践的に活用していくのか、運用していくのかということになると思うんですが、たまたま二小の場合は、どちらかというとスロープということに焦点が当たったんですが、今後はどういうことが想定されるかと思っていますか。難しい質疑かもしれませんが。

○【橋本教育部長】 我々も、これはハードの面の議論なんですけど、ソフト面、どういうふうな学校現場の中でフルインクルーシブの実現に向けてできることを積み上げていくのか。そういう視点とこのを持ちながら、これは一つ一つ積み上げていく。その過程の中で、じゃあスロープじゃない、違ったハード面というの、こういうことが必要じゃないかとか、そういうところを来年以降の学校施設の整備基本方針を決める中で、なかなかどこまでというのはあるんですけど、そういう議論を積み重ねていく中で整理していく、そういうところは必要なのではないかと今思っているところでございます。

○【高原幸雄委員】 了解です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は、本陳情は不採択の立場で討論を致します。

本陳情は、二小のスロープというものは、途中でしようがいしゃ団体から要望があったことによっ

て急激に変わったと。そこに対して合理的説明がつかないということで、設計VEを導入して、もう一回立ち止まって線を引き直し、またみんなで議論すべきだという陳情でございました。

しかし、私が不採択したのは、今、公立学校が——私、議員になって24年間ですけれども、この議論は24年前からありました。車椅子を使っている子供たちがなぜ地域の学校に行けないのか。そういう中で諦めた子供たちがたくさんいました。そういうことで学校という建物がしょうがいしゃを拒否していると言われた時期があります。国高が新しく生まれ変わったときに、国高にエレベーターが入って廊下が広くなった。それだけでしょうがいしゃが、学校がしょうがいしゃを受け入れているという表現をしたことも記憶にあります。立って歩く私たちの目には、心には感じられない障害、バリアを当事者はより強く感じ、自分が行けない建物については、自分が拒否されたと捉えます。これは当事者の側にならなければ分からないことです。拒否されたということは、親にとっても、その子供にとっても大変大変つらいことです。

全ての子供を受け入れる施設整備というのはどうあるべきであるかということは、ようやくしょうがいしゃの権利条約が批准されて、ハートビル法など法律でバリアフリー法になって、ようやく学校もバリアフリーの対象の施設になりました。その中でエレベーターが必須。スロープに関しては、皆さんもおなじみのように段差まで、段差を解消しなければいけないということで、3段とか1段とかの段差を解消するためのスロープまでは、私たちは常識のように思っていますが、しかし、非常時のときのスロープというところまではなかなか思い描いてこなかったというのが現実ではないでしょうか。

そういう中で、当事者団体がなぜスロープを要望したか。それは未来の子供たちに託した願いであったろうと思います。それは、国立市の全ての子供たちに車椅子を使えるようになってほしい。車椅子が押せるようになってほしい。そして、車椅子ユーザーの子供たちには、そのことによって不利益を感じないで、ほかの子供たちと一緒に楽しくやってもらいたい。そういう願いが込められていたと思います。

津波がこの国立市にはやってきません。津波がやってくるまちにおいては、命てんでんこと言って、どんな形でも自分の身を守って逃げるとというのが最悪の想定に置かれて、子供たちはそれをやっています。しかし、その中で逃げ遅れて津波で死んでいったしょうがいしゃや高齢者はたくさんいました。それは誰も責められないけれども、誰も悪くないけれども、結果そうなったときに取り残される。取り残された側に立ってみるということは、私たちいわゆる健常という人間が考えなければいけないことであつたらうと思います。

そういう意味で、市長がしょうがいしゃを社会モデルとして考えていくという今日発言がありました。しょうがいしゃを社会モデルとして考えたときに、学校という施設にどういうバリアがあるのだろうか。それはハード面だけではなくて、一番重要なソフト面、子供たちの心にどういうバリアを解かしているのか。そういう仕組みがどう機能するかということが今回の大事な課題であつたと思います。

実は、しょうがい当事者が最初に言ったときは、彼らは最初から屋外を想定していました。屋外にスロープがあれば、みんな一緒に逃げられるというような話をずっとしていました。結果的に屋内という提案があつたときに、しょうがい当事者も含めて驚いたと思います。そういう発想があつたんだということは、しょうがい当事者のほうが市役所のほうに学んだと思います。それは当事者を越えた発想でした。そこまで考えられるようになったということ自体が、多くのしょうがい当事者を安心させています。自分たちが言ったことを、それ以上に酌み取って、そして学校設計に生かそうとしたこと

と、そして、それをしっかりいろいろなところに行って、いろいろな人の話を聞いて、設計変更を担当者自らが必死でやったこと。市長、副市長、教育長が、自らが将来の子供たちに望む姿を学校というハード面で表現しようとしたこと、このことそのものが国立市に住む多くのしょうがいしゃの願いでありました。なぜなら、彼らは自分たちが年取っていたり、そして自分たちがもう子供もいなかったりして、自分たちがその学校を使うということは非常事態のときしか想定していません。災害のときのいつき避難所とか一時避難所で逃げていく。そのときにスロープがあれば3階まで行ける。それはどれだけのしょうがいしゃを安心させたことになったのでしょうか。

私は、そういう意味で当事者参画という形で、しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言が2003年にできてから20年間、たゆまなく市役所と当事者が話し合いながら、個別支援をしながら、地域でどんな人でも安心して暮らしていく。それは常になんだと、災害時もなんだと、そういうことを頭に入れてきたからこそできた計画だろうと思っています。

私は、今回の屋内スロープについて、実は私自身が全然頭になかったから、すごいなと思いました。このスロープ、使われないよ、使われないでしょうとおっしゃった人がいるんだけど、私は、子供は柔軟だから、子供は遊ぶ人だから、公園でも大人とは違った遊びを発見する人たちだから、きっとスロープを見たとき、子供たちは遊び始めると思います。そして、関心を持つと思います。もっと私たちよりもうまく使える人たちになるかもしれない。だから、できましたら各学校で、二小には車椅子を置いてあげてください。1台、子供用の車椅子。そして危ないから、大人が見ているところで車椅子に乗ってみるとか、スロープを行ってみるとか、時にはスロープで寝転んでみるとか、スロープで遊んでみる、スロープで勉強してみるとか。そういうことを日常の中で子供たちが学ぶことによって、これは、いざといったときにはこういうふう役に立つんですよということで力をだんだんつけていく。私は、そういう子供たちが市内の中で、例えばですが、3,000人育ていけば、その人たちが9年間の学校生活を終えたときには、しっかり多様性を尊重して、しょうがいのある人に自然と関わられる。そして、当事者になったときにも車椅子のユーザーになれる。そして助けてと言える。そしていろいろなところで手を貸しましょうかと言える、車椅子の使い方もできる、そういう大人が育ていくのだと思います。

そういうハード面からソフト面の教育の場において、教育の場としてスロープを持ってきたということは、私の想像を超えておりました。これが、子供たちが必ず生かしてくれるだろう。そういう子供たちの好奇心、探究心がちゃんとそういうところで生かされていって非認知能力が高まって、そして、これからの時代に必要となる子供たちの教育がなされることを心から願います。LGBTのセクシュアルマイノリティーの子供たちにとってもいい場所にするためには、多分トイレの設置とかも必要でしょう。そういうことも、今日は聞きませんでしたけれども、考えたと思います。様々な言語の、もしかしたら日本語が母語だけじゃない子供たちもいるかと思っています。そういう細かなところにもきっと多様性の尊重という形で心が行き届く教育が、ハード面がそうなっていたら自然となっていくのではないかと、そういうことを大変期待しております。

そういう意味で、私は、この設計VEというものがよく分からないので、素人の考えかもしれませんが、国土交通省の中でリーダーができたという話でしたけれども、じゃあ外部の人を呼んできて、そしてその人がリーダーになって、この国立市の中でやってきた当事者の願いとか、市役所の職員の願いとかをまとめていけるのかと言ったら、私は正直できないと思っています。それよりも市民に関わる職員の人たちが真剣に考えて、当事者の話を聞いて学校現場や地域の人話を聞きながら

造り上げて、この費用で最高のものを造っていく。そういうプロセスを今回は踏まれたと私は考えております。しょうがいの人から言われて立ち止まった。ここで立ち止まれたことが一番大事だったと思います。

それから、お金のことを考えながら設計の図面を引き直した。これも間違っていなかった。その後、様々な団体のしょうがいの人たちに聴いていった。これもちゃんと手を抜かずやった。私はそれらを含めて、今回の二小の校舎の設計に関して、スロープが入ったことに対しては何の問題もない。私自身は適正であったと。むしろよかったと評価をしますので、本陳情は不採択と致します。

○【稗田美菜子委員】 本陳情については、不採択の立場で討論させていただきます。

委員会の中で様々議論ができたと思いますし、理念も含めて、なぜここで必要だったのかということを含めて確認できた議論だったと思います。私自身も、家族もそうだし、友人たちもそうですけれども、例えばこれまでも同級生とかで車椅子を使ったりとか、体の不自由なお友達がいましたけど、最初のときは、友達も3人も4人も一緒に、支えてあげてね、何かあったら力になってあげてねと先生に言われるので、褒められたかったりという気持ちもあるので、割に一緒に過ごしたりするんですね。それが半年たって1年たって、1年半たって2年たってというと、1人減って、2人減って、だんだんいなくなっちゃうんです。いなくなっていくと、今度、例えば車椅子に乗っていたり、体に少し不自由を抱えていたりすると、お友達に気を遣って、大丈夫、私独りで平気だからとなっていってしまうということを私はこれまでたくさん見てきました。

そういうのを見てきて、これじゃいけないだよねと言いつつも、そうやって言うことで、いい子ちゃんぶってというような、今度、別のハレーションが起きたりするんです。これが学校の集団生活のすごく難しいところで、どうやってそれを、誰も排除しない社会、小さな学校という社会をつくっていくかというのがすごく難しいところだと思います。育っている環境も違いますし、それこそ今の時代で言えば、国も違えばルーツが違う、外国籍をルーツに持つような子供がたくさんいますから、文化が違ったりするわけです。そういったたくさんのいろいろな様々な子供たちが1つの場所に集まって、1日のうちのほとんどをそこで過ごしていてとなったときに、どういう建物がいいのかというのは、私は非常に重要だと思いますし、今回の二小の真ん中にスロープがあるということ、屋内スロープとしてあるということは非常に私としてはすばらしいことだなと、ここでもし仮にほこりだらけのスロープになっていたら、出来上がってから5年後ぐらいに隅っこにほこりがたまっているようでは、本当に意味がないと思うんです。

それよりも、例えば学校って七不思議とか必ずあるじゃないですか。だからあそこのスロープのどここの角度で何時頃告白するとかなうらしいよとか、何か笑い話かもしれないけど、そういうのってすごく大事なんです。小学校とか中学校の生活の中でね。そういう場所にぜひしていただきたいと思うし、その中にはいろいろな子供が入っていていい。それで自然にそういう子たちが交ざってられる。私はここにいちゃいけないんだと思わなくて済むという場所にぜひしていただきたいと思います。

そのための、まず、ハード面の整備だと思いますので、本陳情につきましては、陳情事項が2つ出ております。実施設計の妥当性を検証し最適化するために、設計VEを導入するようという項目が1つ目にありますが、ここまで二小については様々な議論をしてきたことと、一刻も早くまず建てていただきたい。そして、私はこのスロープについては賛成であるということをもちまして、時間とお金がかかり過ぎる、これ以上VEを導入する必要はないのかなと思ひまして、1つ目については不要

だと思っております。

また、2つ目の階層スロープの必要性を再検証ということと、ほかのものを比較検討というようなことが書いてありますが、これについても、場面1つずつを切り取ったときに、どういう比較の仕方に、一つ一つの比較の仕方によって回答も違うと思います。そこに重きを置くよりは、私自身が考えるのは、学校として、子供たちが1日のほとんどを過ごす場所として、小さな社会としての学校生活、集団生活の中で、よりよく大人として成長していける場所として、階層スロープとしての役割をぜひ果たしていただきたいということを申し上げて、本陳情につきましては不採択とさせていただきます。

○【藤江竜三委員】 本陳情は不採択の立場で討論いたします。

このスロープについては、私は要らないのかなというように考えております。やはり使われる、使われないかというのが私はすごく重要だと思っていて、子供たちが合理的に選択したときに、長い距離を歩く可能性があるものというのは、ふだん使いとしては使わないだろうというように思います。ただ、遊び場としてであったり、展示をする、そういったことでは使うこともあるかもしれないんですけども、それであれば、別に中庭としてスロープがなければ、若干広い中庭として真ん中が使えるかどうか、いろいろなことを考えますと、本当に必要だったんだろうかということに大きな疑問を持っております。

また、決めるプロセスにおいても、私はマスタープランの連絡協議会の中でも話し合うべきであったらと思うし、パブリックコメントなどを取って、しっかり意見を広く聴取すべきであったらというように考えております。そういったことのない中で、かなり大きな額の設計変更が私としては急遽入ったというような印象を持っております。議会に聞かれましたタイミングにおいて、そこで止めても、かなり現実的には費用がかかってしまうかもしれないですし、その他、ほかの外構での調整などの全体を考慮すると、既に反対しづらい、動かしたほうが非合理的になってしまうタイミングであったというように考えております。実際に答弁の中でも、全体で40億円超かかっている、人件費などの分で5.2%の上昇があったり、また、設計変更していくと、5,000万円から1億円ぐらいかかってしまうというような答弁もあったと思います。そういったことを考えると変更は難しいと思います。

ただ、今後の話ですけれども、今後の中において、このスロープについては、有効性については十分に検討してほしいというように考えております。学校施設整備基本方針の中にこういったスロープを入れていくのか入れていかないのかというのは、この二小の例を十分検証した後に、入れるなら入れてほしいなというように考えております。今のところ、市長や教育長などの思いとしては入れたいというようなことがあるのかもしれないですけれども、やはり6,000万円から1億円の施設を全ての学校に入れていくとなりましたら、相当大きな額になってくるかと思えます。そこは慎重に、本当に使われているのか、教育的価値があるのかどうかというのは考えてから導入してほしいということを願ひまして、不採択と致します。

○【小口俊明委員】 本陳情に不採択の討論を致します。

先ほど来の当局とのやり取りで、当事者、関係団体の意見を丁寧に聞き取って設計に反映させてきている、このように判断ができるかと思えます。また、陳情が求めております設計VEの手法、これは既に第二小学校の改築設計の当初の段階から適宜使用しているという答弁がありました。したがって、陳情で求めるまでもない、このように考えられます。

また、スロープの設置の設計プロセスに関して、議事録として記録に残っているということも確

認できました。説明は果たされるものである、このように判断を致します。以上の考え方から本陳情は不採択であります。

○【**高原幸雄委員**】 この陳情には不採択の立場から討論を行います。

この陳情事項の中で2つ出されているんですけども、先ほどの質疑の中の答弁で、1つはエレベーターとスロープの比較、対照は次元の違う問題だということで答弁がありました。それから設計VEについても、答弁によれば、これまでずっとその立場で検討してきたという経過が報告されております。そういうふうを考えますと、先ほど市長が答弁しておりましたけれども、国立市の教育においてフルインクルーシブ教育の理念を掲げて、これをどう教育現場、あるいは教育内容もそうです、今後の教育行政に生かしていくかということの、そういう意味では初めての議論だったわけです。子供たちの、どの子も差別しないで、そして一人残らず共に成長できる、そういう子供たちを、この国立市の将来を担う子供たちとしてしっかりと教育、支えていく必要があると思いますので、そういう意味では、この陳情はちょっと経済側面からの判断というのが強いような気がしますけれども、いずれにしても陳情については不採択と致します。

○【**遠藤直弘委員長**】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。



議題(3) 第4号議案 国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例案

○【**遠藤直弘委員長**】 第4号議案国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局からの補足説明を求めます。防災安全担当部長。

○【**黒澤防災安全担当部長**】 それでは、第4号議案国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、総務文教委員会資料No.10に基づき補足説明をさせていただきます。

本条例案は、国の個人情報の保護に関する法律、いわゆる改正個人情報保護法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

国の個人情報保護委員会は、個人情報保護とは異なる保護法益に基づく制度とするよう求めた上で、条例において、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項についての独自の規定や、法と重複する内容の規定を置くことは認められないとする見解を示しております。このため、既存の条例につきまして、個人情報保護とは異なる保護法益に基づく制度として存続できるか否かを検討してまいりました。

本条例における安心安全カメラは、犯罪の抑止及び事故の防止を目的とし、公共の場所を撮影するために設置されるものでございます。そのため、そのような目的であったとしても、カメラにより撮影された方は、特定の個人を識別することができる映像だけではなく、自己のプライバシーを侵害されるおそれがあるものと捉えております。したがって、本条例につきましては、プライバシー保護の観点から可能な限り従前の規定を残していくことと致しました。市民のプライバシーを保護していくことの方から、改正個人情報保護法における個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項につきましては、一部改正にとどめるものとなります。

具体的な改正内容についてでございますが、総務文教委員会資料No.10の3ページを御覧ください。新旧対照表でございます。修正条文は全部で8つでございます。第3条でございますが、安心安全カメラを設置・運用するに当たりまして、遵守すべき法、条例の名称を整理いたしました。第6条は、行政、指定管理者及び法が適用されない安心安全カメラ設置者が置く管理責任者の責務について整理いたしました。

第7条は、行政、指定管理者及び法が適用されない安心安全カメラ設置者並びにそれらの管理責任者が安心安全カメラを運用する上で遵守すべき事項についての規定を整理しております。なお、データの保管期間につきましては、施行規則の中で7日間以内と規定しておりまして、改正は予定しておりません。第8条は、法が適用されない指定管理者、個人データに該当しない映像データを保有する民間の安心安全カメラ設置者及び管理責任者における映像データの利用及び外部提供の制限についての規定を整理しております。

4ページを御覧ください。第9条は、個人データに該当しない映像データを保有する民間の安心安全カメラ設置者及び管理責任者における映像データの開示に関する事項の規定を整理しております。第10条は、安心安全カメラを設置した者及び管理責任者に対して、安心安全カメラの運用または映像データの取扱いについて市民等から苦情があった場合の苦情処理に関する事項の規定を整理しております。

5ページを御覧ください。第11条は、安心安全カメラ設置者のカメラの運用及び映像データの取扱いについての特例の規定を整理しております。第12条は、市長は、映像データの利用等に関して、国立市情報公開及び個人情報保護審議会に定期報告することの規定を整理しております。最後に付則でございますが、本改正につきましては、令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、本条例案の提出に先立ちまして、令和5年1月24日付で国立市情報公開及び個人情報保護審議会に対し諮問を行っております。さきの2月9日付で答申を頂きまして、その翌週になりますが、議員各位にも配付をさせていただいたところでございます。答申では、条例改正については可とされ、付言では、個人情報の保護に関する法律の規定とのすみ分けに配慮し、全体的に練られた内容の改正であると評価できるとされたところでございます。以上が第4号議案の補足説明でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 今回、説明していただきまして、私自身は大変よく考えられたのではないかと考えております。先ほど部長のほうからも丁寧に説明はあったんですけども、国立市の今回の安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例案として、条例として安心安全カメラの設置について、国の大きな個人情報保護の法律にあるけれども、その中に外れた部分でも、このカメラの条例を残していこうというところで今回丁寧に審議されたと思います。それというのは、簡単に説明すると、プライバシーの侵害をできるだけなくすために、この条例改正が必要であるということで、プライバシーの保護ということを全面的に立ててつくっていったというのは、私はすごくいいなと思ったんですけども、これをここまで大事にしていこうと思った、国立市の安心安全カメラの条例みたいな改定というのは、ほかの自治体でもやっていることなんですか。私はここまで丁寧にやったのは、国立ならではじゃないかなと思ったので、お聞きしたいと思ったんですけど。

○【松平防災安全課長】 お答えします。今、委員おっしゃいました御質疑の回答ですが、ほかの市も同じような時期で条例改正をしておるような状況でございますが、国立市のような個人情報取扱事

業者に当たらない方のところまで規定した内容で書かれているようなところは、現段階では私のほうには知らないという形になります。以上です。

○【上村和子委員】　ここまで、例えば顔認証とか、国のほうではそこまでやる個人情報の取扱いに関してはちゃんとやりなさいというのが法律であるんだけど、そこに該当しないような一般的なカメラに対しても、このような形を残したという、その姿勢というのが私はすごく評価できると思いますし、私生活をみだりに公開されない権利ないし法的利益ということができて、個人情報保護とは異なる法益として整理することが可能となるというふうに結論づけていったというのは、私はこれぞ地方自治体の力を残したなと思うんです。

最後に1点だけ。どうしてこういう力というか、こういうことが残せたのかということについてちょっとお話を伺えれば。

○【松平防災安全課長】　お答えします。まず、個人情報保護法の改正によりまして、条例の廃止も検討いたしました。しかし、個人情報保護法改正がありまして、安心安全カメラ条例の保護法益から個人情報保護が外れることになりました。まず、プライバシー保護の観点からは、なお条例の存在意義があると捉えて条例改正と致しました。

また、これまで、この背景ですけれども、国立市としまして、個人情報の保護と並びましてプライバシーの保護につきましても厳格に対応してきたという経過がございまして、このような廃止ではなくて一部改正にとどめまして、可能な限り規定を残す考え方と致しました。以上です。

○【妹尾法務担当課長】　私のほうからちょっとだけ補足させていただきます。今回の改正があるからこのように保護法益を捉え直したわけではなく、もともと本条例第1条では、「この条例は、公共の場所を撮影するための安心安全カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定め、安心安全カメラの適正な管理を行い、市民等の権利利益を保護するとともに、安心安全のまちづくりの推進に寄与することを目的とする」と定めておりまして、市民等の権利利益という形で個人情報の保護にとどめていない、権利や利益を守るというふうな規定をしております。この目的に基づきましても、今回の改正というのは適正なものと考えております。

○【上村和子委員】　私は本当に法務担当の方の、なるほどなど、私、事前ヒアリングのときに、もともとよかったというか、もともとが国立市にあったこの条例が市民等の権利利益を守るというところにあったから、それを残そうと思ったというところで、だからこういうものができたんだということは、すごく国立市がこれまで個人情報を大事にしてきた取組の成果だなと思います。

それで1点だけ。この答申の中に、これだけちゃんと練り上げたものができたんだから、今後は、その条例の運用が重要になりますよと書いてあって、第12条の規定による市長及び当審議会への報告が運用の改善につながるような実のある報告として継続できるよう努めてくださいというふうに、あと設置者に対してしっかり周知してくださいと書かれてあります。まさしくこれが大事だと思うのですけれども、今後、設置者に対する報告というのはどういう形になるのでしょうか。

○【松平防災安全課長】　お答えします。報告なんですけど、年に1度、年度当初に安心安全カメラが設置してあります事業者さんに対しまして、報告を求める書類を投稿させていただきまして、今回、答申いただいた結果を踏まえまして、より条例を分かっていたいただきたいという趣旨から本改正があったということの内容も含めまして、改めて設置事業者に対しまして資料を同封しまして、より深めていただければなと考えてございます。以上です。

○【上村和子委員】　そうなんです。こういうふうに対象となるところは、毎年何か報告を出す。

出されたものが、このまま審議会に対する報告事項の中にまたつながって行って、審議会での意見をまた聴いて改善すべき点はやっていく、そういう解釈でよろしいんですね。

○【松平防災安全課長】　そうです。以上です。

○【藤江竜三委員】　質疑します。安心安全カメラなんですけれども、条例変更が幾つかあったというところの中で、市役所にも防犯カメラ、国立市で言うところの安心安全カメラ、私は必要だというように考えているんですけれども、検討するしないは別にして、条例の規定上、市庁舎に安心安全カメラを置くということは、新しい条例でも可能なのかというところを確認したいと思います。

○【松平防災安全課長】　お答えします。そちらは改正がございまして、その後も設置は可能でございます。以上です。

○【藤江竜三委員】　可能ということだったと思います。そういったことを検討はしないのかというところを伺いたいと思います。

○【松平防災安全課長】　安心安全カメラにつきましては、犯罪の抑止や事故の防止ということの目的で設置はしてございますが、設置につきましては、プライバシーの保護の観点や施設管理者の考え方もありますので、担当部署も含めまして、検討を含めまして進めていければと考えてございます。以上です。

○【藤江竜三委員】　ぜひ進めて行ってほしいと思います。それで、犯罪の抑止であったり、事故の防止という中において、先ほど選管の質疑の中で、事故というか事件があって、それを調べるのに、データ記録期間は7日間変わらないというようなことをおっしゃっていましたが、調べなきゃいけないものの中には、先ほど選管のときの答弁の中にあっただけなんですけれども、選挙の無効の場合は15日間、いろいろ異議申立てができるようになって、票が抜かれているとか、そういう選挙の中で疑義が生じたときに調べなければいけない範囲がいろいろな事例において違うと思うんです。7日間で済むものもあるかもしれないし、選管の話で言えば15日間分は調べなければいけないかもしれないし、余裕を持つならば20日間とか30日間調べなければならぬというふうになりますと、安心安全カメラ、本当に安心したいというふうになるなら、もう少しデータ保存期間を変更しなくてはならないのではないかとこのように考えるんですけれども、その辺りの検討の余地というのはないのでしょうか。

○【松平防災安全課長】　お答えします。こちら7日間につきましては、施行規則の中でうたわれておりますが、ただし書がございまして、「管理運用上これによりがたい正当な理由があるときは、必要最小限の範囲で安心安全カメラ設置者が別に定めることができる」と考えてございますので、こちらのほうを使いまして、必要なものを延長することは可能かなと思ってございます。以上です。

○【藤江竜三委員】　私は、根本的に改めるべきかなと思います。7日間解決できるというのは、ほとんど正直ないのかなというようにも思います。質疑は以上です。

○【高原幸雄委員】　総務文教委員会資料No.10、第4号議案の説明資料となっているんですけれども、2ページの最初のところです。本条例は、プライバシー保護の観点から可能な限り従前の規定を残していくこととし、改正後の個人情報保護法における個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項については、一部改正にとどめる方針としたとなっているんですけれども、これは国の個人情報保護法が制定されるという中で、これまで国立市も国立市の個人情報保護条例を施行条例に改定しましたよね。その関係で、この条例については、国の法律の規定を超えて運用するということができるのかできないのかということがあるんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○【吉田文書法制課長】　ただいま委員おっしゃったとおり、改正個人情報保護法、今年の4月1日

から施行となります。12月の第4回定例会で御審議、御審査を頂いた節に説明させていただきましたが、法を超えての規定、同様のもの、そういったものの規定は許容されないという形になります。加えて、今回、改正条例案を出させていただいています安心安全カメラ条例、これについても個人情報保護とする、先ほど部長の補足説明ありましたが、規定を設けて行うことはできない。保護委員会から見解が示されました。したがって、国の改正個人情報保護法、これを超えて規定する、個人情報保護とする目的、これを超えて規定することは許容されないということでございますので、あくまでも今回はそれと切り離し、個人情報は個人情報の部分での規定、そちらを遵守し、こちら今回はプライバシー保護という観点から整備をし直して、職員が業務に取りかかっていく上で運用しやすい形、見やすい形で整備を行ったということでございます。

○【稗田美菜子委員】 では、何点かお伺いします。規則のほうは改正がないのかどうかだけ、まずお伺いします。安心安全カメラ設置及び運用に関する条例施行規則。

○【松平防災安全課長】 規則の改正ですが、今、作業を進めておりますので、併せて条例改正後、できましたら併せた形で進めていければと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。規則のほうも変わるところがあるということで理解をしました。情報公開及び個人情報保護審議会のほうからの答申書の中で付言があります。その中で、法律の範囲内とそれから条例の適用を明確に周知してくださいとありますけれども、その違いがどういうものかというのと周知をどうやって行うのかということをお伺いします。

○【松平防災安全課長】 先ほど回答したんですが、年に1度、報告を出すような形での条例になってございまして、カメラ設置者につきまして報告を求めているんですが、その中で、本改正があったことを含めまして、丁寧に説明していければと考えてございまして、また、カメラ自体が商店街さんにつきましてはカメラが老朽化しているような状況もございまして、その中で、お会いしたときにきちんとお話をし、法律で定めるものと条例で定めることが今後分かりますということを含めまして説明していければと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 そのとおりだと思うんですけど、そうやって説明をされて、自分が法の適用のほうになっているのか、条例の適用のほうになっているのかというのは、自分のほうで判断しなきゃいけないという意味なんですかね。どうなのかお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 現状を御説明しますと、現状は、商店街を含めて設置してございますカメラにつきましては、個人情報取扱事業者には該当しませんので、そちらにつきましては、市側のほうで把握はできますし、今後そういうような御相談がありましたら、そちらにつきましては、条例でなくて、今後は法律で定める形になりますということで御案内できるのかなと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。現段階では、資料の中にもありました、町会等のうち個人情報取扱事業者には該当する者は、今存在しないけれども、老朽化とかに伴ってシステムそのものを替えて、顔認証があって、それがデータとして蓄積されてとなった場合だと、個人情報取扱事業者になる可能性がゼロではないということで、そういう相談があったときにはきちんと対応していただけるということでよろしいんですね。

○【松平防災安全課長】 そういうことでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。もう1つ、今回のこの条例改正について確認をさせていただきたいんですけども、個人として、自分が特定されていないような状況で

も写ってしまっているというのが安心安全カメラで、法律の中でももちろんできないし、この条例の中でカバーしているのはプライバシーを、要するに個人としての私生活をみだりに公開されないようなものをしっかり守っていくためにこの条例を定めているのであって、この条例を残したというのは、これまでの国立市の歴史を見て、プライバシーの保護をちゃんとしましょうねという背景があったということでもいいのかどうかお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 もともと現状の条例につきましても、個人の権利利益を、「市民等の権利利益を保護する」ということが書かれているんですが、その中に、私の中では個人情報保護と併せましてプライバシーの保護の観点も含めていたというふうな形で考えてございますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○【妹尾法務担当課長】 ちょっと補足させていただきますと、安心安全カメラの定義は、犯罪の抑止及び事故の防止を目的とするものです。その一方として市民等の権利利益を保護、この2つの権衡といえますか、バランスを取っているのが本条例だと考えております。また、プライバシー以外にも、例えば肖像権等の権利利益が侵害されるおそれもありますので、そういった形で市民の権利利益を保護するという一方のてんびんのはかりとして考えていると、そういう理解でございます。

○【稗田美菜子委員】 非常によく分かりました。プライバシーだけじゃなくて肖像権も含めて侵害されないようにということ、片方で安心安全カメラを犯罪とかの抑止のために使うということがあるけれども、それを定めているだけではなくて、この条例の中には、それによって凶らずも写ってしまっている物とか人とかに対しての権利利益を守るために残しているということと理解をしました。そうすると、他の委員からもありましたけれども、こういう条例を残している市区町村というのがほかにあるのかどうかお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 条例変更して残している、安心安全カメラ、ほかの市さんは防犯カメラということの条例の中では残しているような形でございますが、国立市のような個人情報取扱事業者、該当しない方まで含めた形での残し方はないと考えてございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 第4号議案については、賛成の立場で討論させていただきます。

ヒアリングの段階でもプライバシーの保護というのが、私自身分かったような分からないようなイメージでいたのを、きちんと丁寧に説明していただいたこと、本当にありがたく思います。個人情報の保護ということだけではなくて、さっきの法務担当からの御説明もありましたけれども、片方で安心安全カメラ、犯罪を抑止するという意味ですよね。存在することで抑止になると私も思いますので、抑止をする。だけど、それが脅威にもなりかねないということとをきちんと理解をして、そこに対してきちんと権利利益を守っていくということで、この条例を存続していくべきだと。それについては、個人情報保護法においても別の権益として十分であるということで、きちんと丁寧にやっていたということとは非常によく分かりました。これまで国立市が培ってきたことも、もちろん背景にあると思いますが、それをきちんと大切にするという今の体制が見えたんだなということで、これから先、対応していくことを重ねてお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【上村和子委員】 私も賛成の立場で討論いたします。

私も事前ヒアリングの段階で本当によく分かっているなというふうには私のほうが勉強いたしました。これは、これまでの国立市の個人情報の取組が長い年月をもってしっかりつくられてきたからだなと思うし、職員の人たちが本気でちゃんと運用してきたんだなと、職員の運用し続ける力を感じました。本日も情報管理のほうの課長と、それから法務担当の課長というのかな、法務担当の専門の方がいて、防災担当がちゃんと同じ立ち位置で物事が言えるというのが、ぶれない個人情報を守るという視点がこれだけ分かりやすくてできたということは、それだけで安心しました。

法務担当、課長さんなんですか。（「課長です」と呼ぶ者あり）すみません、役職、ごめんなさい。でも本当に、恐縮ですけど、今回、私すごいと本当に思い、今回と言ったら申し訳ないですけど、やっぱり法務担当のよさというのが最大、市の立場に立って出されたと思います。正直、私は国が法律をつくっていいような悪いようなですけども、それより先に取り組んできた地方自治体の意地じゃないけど、やってきた力というのは、国と同等以上の力を持っていたんじゃないかなという気がします。職員さんがそれだけ育てているので、今度、国のほうに事務が行ったときに、今持っている皆さん方の力をなくさないでいただきたい。これが必ず継続されていくことを願います。

本日、今回この条例は、プライバシー保護の観点から可能な限り従前の規定を残していくこととしたと。やっぱりこの一言に、これまでの歴史をちゃんと読み解いて何が大事かを見抜いて、プライバシーという住民の権利、公開されない権利ないし法的利益を守ろうとした。そしてこれを条例として定めた。この運用をしっかり今後も引き続いてやるということで、私としては100点の条例改正ではないかと思っております。賛成いたします。

○【高原幸雄委員】 私は、この第4号議案については反対の立場で討論いたします。

国の個人情報保護法の設置の中で、国会では自己情報コントロール権が担保されていないという問題がありまして、この範囲での国立市のいろいろな努力が実際に有効に、条例についても異なるものについては規定を置くこともできませんというふう述べているように、やはりそのことをしっかり、ある意味では法体系の中でそういう規制があるわけですから、それはやっぱり違うんじゃないかということで反対と致します。

○【藤江竜三委員】 本条例案には賛成の立場で討論いたします。

プライバシーの保護法益、私生活をみだりに公開されない権利ないし法的利益といったところかと思うんですけども、そういったものを守りながらもデータの保存期間を変えていくといったことであったり、市庁舎においても防犯カメラ、国立市でいう安心安全カメラの設置というものはできるということだったので、こういったところもぜひ検討していただきたいと思います。やはり事故の防止、犯罪の抑止というふうになりますと、職員さんを守るといった意味でも安心安全カメラというものは有効だと思いますし、また、事故・事件が起きてしまったときにも有効だというように考えております。ぜひともその辺り、また、個人情報を守るというので、やはり個人情報を一番抜きやすいというのは、市役所内で何らか行うというのが、正直なところしやすいということになったときに防犯カメラ、安心安全カメラが有効だと思いますので、その辺りを含めまして、今後、検討をしていって、この条例をうまく運用して行ってほしいと思います。

○【小口俊明委員】 国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、賛成を表明いたします。

資料説明の中での、2ページ目に分かりやすい図がありますけれども、個人情報の保護という部分におきましては、法律で定められているものということでありまして、それ以前、法律ができる以前は

各地方自治体、また基礎自治体ごとに条例という形で国立市も先進的に取組を進めてきて、市民の個人情報保護に努めてきたわけでありまして、それぞれの地域、あるいは団体の特色というのがそれまでは盛り込まれて成立をしていたわけでありまして、そのよさというものもありまして、我々もしっかりとそれを享受してきたわけでありまして、しかし、国全体で考えると、個人情報保護ということについては一定のルールを定めて運用をしていかないと、地域によってその差があるということではメリットが出てこないということ、また、国民に対して公平性を保っていくことにおきましては難しくなるという側面もあろうかと思っております。そうした観点から法律で一元化されたという背景でありまして、これを評価するところであります。

そうした中でも先進的に取り組んできた国立市が、法律施行後、我々のこれまでの取組、国立市の取組というのをどのように生かしていくのかという角度で、それぞれ場面ごとにこれまでの経験をどのように生かしていくのかという取組が非常に求められてくると思うわけでありまして、それが遺憾なく発揮されて、今回の一部改正というところで、安心安全カメラが規定される場面において、このように残していくということが実現できたということは非常に評価できる取組であったのかなと思っております。そうした中で、この図にあるようにプライバシーの保護というところを中心に事故の防止、そして犯罪の抑止という目的にかなう安心安全カメラの今後の運用について期待をしております。以上の考え方から本案については賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、選挙管理委員会事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。選挙管理委員会事務局長。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。午前中の陳情審査の中で、私の発言で異議申立て期間を15日間と説明いたしましたが、正しくは14日間となりますので、発言の訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 ただいまの発言の訂正につきまして、委員長におきまして、これを許可いたします。

ここで休憩に入ります。

午後3時36分休憩



午後3時49分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(4) 第5号議案 国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第5号議案国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 第5号議案国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保

護に関する条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本条例案は、自治体ごとの個人情報保護の水準の不均衡を是正し、国の個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することとするため、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

改正につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理の観点から、可能な限り従前の規定を残していくこととし、改正個人情報保護法における個人情報保護や、データ流通に直接影響を与えるような事項については、一部改正にとどめる方針と致しました。

それでは、条例の改正内容につきまして、総務文教委員会資料No.2の新旧対照表に沿って御説明を致します。保護法益を住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理としたことにより、条例名中の「個人情報の保護」の部分「適正な運用管理」に改めます。

同様の理由で、第1条を次のように改めます。「この条例は、本人確認情報等が市の区域を越えて通知され、及び利用される住民基本台帳ネットワークシステムの運営について、住民基本台帳法及び法に基づく命令、並びに個人情報の保護に関する法律、及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを厳正に確保し、もって、住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を適正に行うことを目的とする」と致します。

次に第2条第2項中第30条の5第1項を、第30条の6第1項に改めます。次に2ページの第4条は、第1項中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めます。次に第6条中「統括する責任者」の次に括弧して、「（以下「統括責任者」という。）」を加えます。次に第8条中「個人情報保護条例第33条の規定に基づき当該委託に係る登録等を行うとともに」を削ります。

次に第10条について、改正個人情報保護法は、本人確認情報の不当取得者等に対する必要な措置を命ずる権限を、個人情報保護委員会が行使することを定めており、国はJ-LISが定める住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針において、不当取得だけでなく、本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある不正行為一般に対する体制の整備を求めていることから、第10条を次のように改めます。

まず、見出しを「不正行為に対する措置」とします。第1項を「市長は、第7条の規定により策定した緊急時の対応に係る計画に定める不正行為が発生したときは、統括責任者に対し、速やかに、当該不正行為の状況を把握し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする」と致します。

第2項「統括責任者は、前項の規定により必要な措置を講ずる場合において、本人確認情報等に重大な脅威を及ぼすおそれがあると認めるときは、第5条に規定する会議の審議を経るものとする」と致します。第3項を「統括責任者は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、地方公共団体情報システム機構に不正行為に係る対応の状況について報告するものとする」と致します。

次に3ページの第12条は、第1項中「指定情報処理機関」を「機構」に改めます。次に第13条第3項、それから第4項は、いずれも第1条から削除された、個人情報保護に関する規定であるため削ります。次に第14条中、第10条第3項を、第10条第1項に、「措置を命じた」を「統括責任者に指示した」に改め、「対して」の次に「遅滞なく」を加えます。

次に4ページの第15条中の「審議会」を「国立市情報公開条例第15条第1項に規定する国立市情報公開及び個人情報保護審議会」に改めます。次に第17条中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護

に関する法律、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めます。最後に第18条については、住民基本台帳法や改正個人情報保護法に同様の罰則を定めているため削り、第19条を第18条と致しません。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願いたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 これも私的には、私は住民基本台帳ネットワークシステムに基本は反対なんですけれども、今回の改正のやり方というのは、これも、かなりさつきと同じように工夫されていると思って、私としては、感心しているというんですか、そう思っています。

なぜなら、皆さん方が本条例の改正に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムとしての適正な運用管理の観点から、可能な限り従前の規定を残していくこととしたというふうに、可能な限り従前の精神を残すというのがまず目的とあって、そうなってきたときに、個人情報の保護の中の住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理というものの役割を読み解いて、適正な運用管理の視点における個人情報というものの取扱いの適正基準のほうを持ってきて、従前のまま残しておく、国の保護条例に引っかかるからそれをやめて、住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理の運用のほうから持ってきて、そこに置き換えていくという解釈でいいのかどうか分からないんだけど、それはすごく何か、私はすごく考えたなと思っているのです。その辺りを、今の私の解釈でいいのか、できるだけ残したいと思ったからそうしたのか、ちょっとこのところを説明していただけませんか。

○【吉野市民課長】 ありがとうございます。現条例の制定の経緯です。一度、国立市は住民基本台帳ネットワークシステムを切断しておりまして、また、9年後に再接続しております。このときに、個人情報保護審議会から、いろいろ御意見を頂きまして、そのときの制定の経緯に鑑みまして、その理念を損なうことがないように、委員がおっしゃった最低限の変更にとどめて、存続をさせることとしたことで、条例前と変わらないレベルで、住民基本台帳ネットワークシステムを適正に運用管理できるという形で、存続を果たしたという形で考えております。

○【上村和子委員】 補足を法務担当課長に。

○【妹尾法務担当課長】 すみません。私のほうからも補足させていただきます。今回、条例名や第1条で、個人情報の保護というものを削除させていただきましたが、これは、国の個人情報保護委員会に言われたからというだけの理由ではございません。委員に先ほど指摘していただいたとおりなんですけれども、この考え方は我々だけが取っているわけではなく、最高裁判所平成20年3月6日判決、最高裁判所民事判例集62巻3号665ページは、「行政個人情報保護法は、行政機関における個人情報一般についてその取扱いに関する基本的事項を定めるものであるのに対し、住基法30条の34等の本人確認情報の保護規定は、個人情報のうち住基ネットにより管理、利用等される本人確認情報につきその保護措置を講ずるために特に設けられた規定であるから、本人確認情報については、住基法中の保護規定が行政個人情報保護法の規定に優先して適用されると解すべき」と判事しております。

このように最高裁の判例においても、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の保護は、個人情報保護法ではなく、まずは住民基本台帳法が適用されるものであることが明示されておりますので、こういった考え方に基づいて、今回の改正方針を定めております。

○【上村和子委員】 何かすごいなって思います。私は、ちょっと本当に今日はすごいなってこの辺

を思うのが、不正行為に対する措置というものを、今回は「不正行為に対する措置」という形で新たに付け加えているのは、おっしゃった住民基本台帳ネットワークシステムについての適正運用のところから持ってきた、そこからの運用なのだと。しかし、最初のほうは違う、前のときは「不当取得者等に対する措置」となっているんだけど、つまりちゃんと、個人情報といってもこっちとこっちは違うということで、住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、こう選考できるんだと。それは、国の法律の中に寄らないということで、ちゃんと見分けて、仕分けて、入れて、書き直して残したという。私は、これはほかの自治体でもこういうことまでやれているのかなと。これが、私は地方分権の中で、地方自治体の権限を最大に生かした住民を守る政策だと思うんですけど、これは一般的には、ほかの自治体も同様にしているところってあるのですか。

○【吉野市民課長】 今回の住民基本台帳ネットワークシステム条例を持っている自治体というのは、それほど多くはないのですが……（「そもそもないんだ」と呼ぶ者あり）今回のこの個人情報保護法の改正に伴って、様々な対応があります、実際に。廃止をされる自治体もあれば、このまま何もいじらないで存続させるところもございます。そこは、国立市の個人情報保護条例は、もともと現条例に関しましては、住民基本台帳法と個人情報保護法、国立市の元の個人情報保護条例に基づいて規定されたものであるのに対して、このまま存続すると言っている自治体に関しましては、あくまでも住民基本台帳法にのみ基づいた住民基本台帳ネットワークシステム条例であったから、個人情報保護法の改正には抵触しないという考え方の下、そのまま存続すると言っているところもございます。

それから、あとは国立市と同じように、一旦、切断をしたところ。こちらに関しましては、我々と同じように条文を残せるところは残し、国立市と同じように、再接続のときにこういう形で住民基本台帳ネットワークシステムは運用していくべしという、その自治体ごとの考え方がございました。国立市も、しっかりございました。それに伴って制定をした住民基本台帳ネットワークシステム条例でございますので、我々と同じような形で1個1個精査をして、改正をしたというところもございます。以上です。

○【上村和子委員】 やはり切断したことの意義というか、切断していろいろ騒動になったといういろいろ言われましたけれども、そのことによって、やはり職員の人たちが個人情報を守ること、住民基本台帳ネットワークシステムがどういう意味合いを持つかということは、すごく力をつけたんだと。

しかし次に、佐藤前市長が接続しちゃったということがありますが、接続する側の首長になったときも、やはり従前の個人情報を守ることについては、最大の配慮をするという形での条例があったと。そういう歴史の中で、今回の改正についても真剣に考えられたという結果だろうと思います。

諮問された答申書の中で、私だけが大事なものだと思っているんじゃないで、個人情報審議会の答申書で、すごく褒めていると思ったんですけども、本条例の付言として、本条例の制定の経緯や趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する法律の規定との関係を、細かなところまで詰めた上で、可能な限り現行条例の規定を残しており、非常に意義がある条例改正であると評価できるということで、最大に褒めてあると思うんですけど、今後の条例の運用が重要となるから、条例を適切に運営し、住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理に努められたいと、やはり今回の改正は、とてもとても意義が深い条例改正なんだけれども、今後は適正に運用をしてほしいと、その願いが入っております。今後について、運用を適切にやるために何か工夫しているということはありませんでしょうか。

○【吉野市民課長】 住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関しましては、国が定めています

電気通信回線を通じた送信、または磁気ディスクの送付の方法、並びに磁気ディスクへの記録及びその保有の方法に関する技術的基準という基準がございます。

また、地方公共団体情報システム機構、こちらはJ-LISと申しますが、こちらが定めている住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針といったものがございます。この技術的基準や指針というのが、実際に住民基本台帳ネットワークシステムを運用する際の、我々の具体的な道しるべでございます。それに基づいて、今回の条例の改正に関しましても、こちらの指針、ないし技術的基準に則した形での改正となっておりますし、また、それに基づいた運用をしていきたいと思っております。以上です。

○【上村和子委員】 技術的基準とか、そういったものをしっかり道しるべにしていってやっていくということで、あと、住民基本台帳ネットワークシステムの接続のときに、自己情報コントロール権というものが、国立市の特徴でした。国立市の個人情報の保護の体系の中に、すみません、もしかしたらこれは前回の条例改正のときに答えがあったと思うんですけど、再度、確認しておきます。自己情報コントロール権というものは、どこで残せたのか、残されなかったのかということと、それから、この住民基本台帳ネットワークシステムに関して、今回の条例改正を生かすために、個人情報保護審議会の報告事項等に、この件も入っていくのかどうかということについてお聞かせ願います。

○【吉田文書法制課長】 昨年12月、第4回定例会で御審議いただいておりますが、施行条例のときに、自己情報コントロール権のところにも御質疑を頂いておりました。実際には運用上、自分の情報が誤っているという場合は、窓口で大体が解決している状況ですけれども、近年ですと、そんなに件数は多くないのですが、自己情報訂正請求等が起きたことがございます。それは、開示請求をした上で、そちらで誤っていれば訂正したという経緯がございます。

したがって、こちら辺は運用と条例、法に基づいてきちんと確保させている、国立市の条例の中にもその旨、一部触れさせていただいているところがございますので、現行と変わらないように運用してまいります。以上でございます。

○【吉野市民課長】 審議会の報告の件でございますが、条例の第15条に運用状況の報告というのがございます。こちらは、毎年1回審議会に報告することになってございます。令和3年度に、こちらのほうは、今までずっと審議会に報告していたマイナンバーカードの発行とか、コンビニ交付の状況とか、数字的なものの報告だけだったのですが、それだと表層的な内容で、具体的なもっと住民基本台帳ネットワークシステムのことにに関して、深く報告案を欲しいと御指摘を受けました。令和4年から、去年8月に、ここからマイナンバーカードに関しましても、例えば割合とか推移とか、どういうふうには変わっていくのかとか、それから住民基本台帳ネットワークシステムのことにしましては、住民基本台帳ネットワークシステムが、今までどういうふうな経緯を歩んできたのか。この運用状況を報告するに至った、条例にこういったものを盛り込んだ経緯とか、そういったことを報告してほしいという御意見がございまして、かなり詳しく説明しております。

ですので、先ほど委員がおっしゃったように、住民基本台帳ネットワークシステムに関しましても、適切な、適正な運用管理をする中で、保護審議会にお伝えすべきことは、きちんと今後もお伝えしていこうと思っております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点かお伺いします。審議会に対して、住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部改正についてというふうにして、諮問しております。そのときの諮問の様子とか、審議会での様子とかは、どういう様子だったのかをお伺いいた

します。

○【吉野市民課長】 諮問に関しましては、基本的には変わるところを中心に、こちらのほうは御説明を差し上げたのですが、審議会委員からは、各条例、変わっていない部分、もともとあった、例えば先ほどの報告事項とか、それから、セキュリティ会議の招集とか、それから教育といったことに関しても、どういうふうにやっているのか、細かな質問がございました。それに対してこちらも、どういう運用をしているのかということ、細かく御説明を差し上げまして、そうしたことがあって、その上での答申を頂いたと思っております。以上です。

○【吉田文書法制課長】 補足でございます。答申を頂くに当たりましては、最後に各委員から御意見等を頂いています。そこをちょっとかいつまんで御報告させていただきます。まず、1人の委員からは、法であったり、指針であったり、いろいろ混在、複雑化する中であるが、こういった形で住民基本台帳ネットワークシステムに関する運用ということで、1つのまとまった条例になることは、非常に意義があるというお褒めの言葉を頂いております。

また、ある委員からは、住民基本台帳ネットワークシステム条例については、国立市においては、非常に長い歴史の中に制定され、運用されてきたという経緯がある。その制定の経緯そのものが、かなり住民自治の理念に則した形で制定されたものであると思います。できるだけその趣旨を反映する形で、こういった形で残していただくことは、非常に大きな意義があるとお褒めの言葉を頂いております。また、細部まで、配慮・考慮いただいているというので、全く問題がないと踏んでおります。

また、もう1人の委員からは、条例が適切な措置、必要な措置、監査の実施などを委ねている部分が多数あります。これは運用によっては、骨抜きになってしまう可能性があると思うので、この住民基本台帳ネットワークシステムの適切な運用管理に関する条例の第1条の目的に照らして、適切な運用が今後されることを期待します。このような形で、最後に御意見を頂いているという状況でございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。各委員から、丁寧に回答が返ってきた、言葉が返ってきたということは、それに対して審議会の中で、担当の課長さんとか、担当の方たちがしっかり丁寧に対応したということだと思うのです。だから、審議会の有識者の方たちに御回答いただいたのだろうと思いました。

もう何点かだけお伺いしたいんですけども、この条例改正の中にあります、統括責任者というのは、どのような方がなられるのか、どういう仕組みになるのかお伺いいたします。

○【吉野市民課長】 統括責任者は、副市長でございます。

○【妹尾法務担当課長】 補足いたしますと、統括責任者が副市長であることが、国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例、本条例の施行規則の第3条第2項に定められております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。施行規則に入っているのですね。施行規則の改正については、どのようになるのかお伺いいたします。

○【吉野市民課長】 施行規則は、その基となる条例の条例名が改正になることがありますので、条例名等の改正の部分のみ変更がございまして、中身は一切変更ございません。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。これまで、法の下につくってきたのもそうですけれども、技術的基準だったりとか、セキュリティ対策に関する指針だとか、様々なものを軸として進めてきたと思うんですけども、これらの資料というのは、委員会の中に出すというこ

とはできなかったのかどうかだけお伺いいたします。

○【吉野市民課長】 そうなのです。これを皆様にお伝えできないというところが、非常にもどかしいところございまして、指針が秘密保持義務を負うべき情報が含まれているので、非常に厳重に管理されたりというものでございまして、これの中身は、セキュリティーのことが具体的に、事細かに規定がございます。ですので、セキュリティーホールになってしまうことがあるので、これの公開ができないということでございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 本条例案に対しては、賛成の立場で討論させていただきます。

これも事前のヒアリングの中で、本当に丁寧に説明していただきました。今の直前の質疑もありましたけれども、そもそもこれを勉強するとか、これを調べるに当たって、技術的基準とセキュリティー対策に関する指針というのが、どこの内容を探しても見つからない。それに基づいてやっていますとは書いてくださっているんですけど、そもそもそれがどこにあるのだろうというところから私は始めて、今、担当の課長に聞きましたら、セキュリティー上、これは外に出せないのですと。だからこれが、それに基づいてどれだけしっかりやられているのかというのを、残念ながら照らし合わせてはかることはできなかったのです。ただ、御説明を受けている中で、どれだけ一生懸命突合させてきたか。どれだけ穴を埋めてきたかということは、非常によく分かりました。すごく言葉も難しいですし、例えば、先ほどの統括責任者というのは、副市長がなると確かに施行規則の中にあるんですけども、副市長がなされる統括責任者は、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー統括責任者であって、これとは別に、また情報セキュリティー統括責任者というのが、今度は政策経営部長がなるとか。言葉そのものもたくさんあるし、種類もたくさんあるし、何重にもセキュリティーをかけなければならないという体系の下で、しかもこれは個人情報保護の中に、さらに適正な運用管理、住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を、個人情報保護の中のさらにコアなところとしてやっていくという条例の位置づけで組み立ててくださったということは、非常によく分かりました。

他の自治体のお話も少し出ましたけれども、廃止する自治体もあれば、根拠法が違うといって保持するところもある。ただ、条例として、個人情報保護の中に、さらに住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理として条例化しているところは、ヒアリングの中では、26市の中では国立市だけ。あとは23区のほうで、2つぐらい区があると伺いました。

ここまでやってくるのも大変だったと思いますが、丁寧にやっていただいたことと、それからそれが、まさに答申の中で御意見として、情報管理の吉田課長からもありましたけれども、委員の皆様からのお言葉としても頂いたということは、非常によく分かりましたので、しっかりと運用を進めていって、このまま条例をしっかりとっていただきたいと思いますことを申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】 それでは、第5号議案の国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の改正について、反対の立場で討論を行います。

この改正についても、先ほどの第4号議案のときにも述べましたが、法の適用範囲を実質的に変更するような規定を置くことはできませんということで、本来のいわゆる個人情報保護に関する条例の施行ということになるわけですけども、私たちは、国の法律ができるときに、自己情報をコント

ロール権が担保されていないということで反対いたしました。それに基づく条例改正となりますので、この条例案についても反対を致します。

○【上村和子委員】 私は、賛成の立場で討論いたします。

私も住民基本台帳ネットワークシステムに関しては反対ですし、今回の国が一律に大きな個人情報保護法をつくったということも、納得がいかないわけです。しかし、なぜ賛成するかといたら、そういう国がそうしてくる中で、地方自治体として、何をどうしていくかといったときに、やはり住民の情報を守るために最大限やるという姿勢が、やはり必要だと思っています。そういう中で、国立市が住民の個人情報を守っていく、住民基本台帳ネットワークシステム上の情報を守るということで、不正行為などに対する措置も、根拠の大本を変えたけれども、ちゃんと残して、首長が重大な瑕疵がある場合は、ちゃんと会議をもってやらなければいけないとか、そういう項目を入れることができたというのは、よかったのではないかと思います。

やはりこれまでの国立市の、先ほどの質疑の中でも言いましたけれども、住民基本台帳ネットワークシステムの切断をし、そしてまた再接続になったけれども、それは、混乱に見えるけれども、その中で国に対して住民の個人情報を守るということはどういうことかということで、何年間にもわたって真剣に、市役所、それから議会、もちろん首長が考えた1つの成果が、こういう形で残ったのではないかと思います。

それはそういう中で今回も、先の安心安全カメラの審査のときも思ったことですが、しっかりセンターがいるような気がします。センターというのは、個人情報を守るとはどういうことかという本質が、ちゃんと分かっている職員さんがちゃんとして、その人たちが、国が変わったにしても、国立市は何を大事にするのかとか、どこまでできるのかということ、しっかり自分たちの条例としてつくることができていく。その中に、審議会も同じように、同等の機能を果たしたということで、これは、これまでの成果だと思っています。

そういう中で、審議会からこちらの住民基本台帳ネットワークシステムに関しても、可能な限り現行条例の規定を残しており、非常に意義がある条例改正であると評価できると、やはりしっかりと評価してもらえたというのは、あまり審議会が評価するということはないのだけれども、あるのかもしれないけれども、審議会もそのことがよく分かった。これからは、しっかり運用してくれということで、自治体としてやるべきことは最大限、ちゃんと条例、それから先ほどの裁判の結果も踏まえて、やれるところは最大限に入れたのだろう。そして、住民の自己情報コントロール権は、できるだけ守りたいという姿勢を、こういう形で表したのだろうということを私は汲み取りまして、賛成と致します。

○【小口俊明委員】 国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成を表明いたします。

この議案におきましても、1つ前の第4号議案の国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例案の状況と共通しておりまして、国が定めて施行しようとしております、個人情報保護の法律に関連して、このような形で適正な運用管理ということに的を定めて、このような改正をするということでもあります。

この住民基本台帳ネットワークシステムは、我々市民に対して、非常に個人の確認・特定という行政間の手続を簡潔に行うことができるシステムとして、適正に、そしてまた個人情報が守られる形での条例をつくってきたわけでありましてけれども、その一部が、法律というところでの定めになるとい

うことの中から、適正な運用管理ということを的確に条例として残していくために、今回の条例改正を行うという精神でありますので、これについては、賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(5) 第7号議案 国立市教育センター条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第7号議案国立市教育センター条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。教育部長。

○【橋本教育部長】 それでは、第7号議案国立市教育センター条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。

本条例案は、小学校教育支援室、就学相談及び学校支援センター機能を、現在の国立市教育センターに移設することに伴い、新たに国立市総合教育センターとして、各機能の窓口の一本化を図ることにより、相談機能の充実及び児童等への重層的かつ迅速な支援などを行っていくため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、資料と致しまして、総務文教委員会資料No.14、国立市教育センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表を提出しておりますので、併せて御参照ください。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

はじめに条例の題名につきましては、国立市総合教育センターに改めるものでございます。次に第1条の設置でございますが、各機能を一本化することにより、児童等の相談支援、教職員の資質向上を図るための支援、国立市立学校の教育活動に係る支援等を連携して行う旨を規定しております。次に第2条の事業でございますが、就学相談及び、教職員の資質向上及び国立市立学校の教育活動に係る支援を追加し、「学校教育に適應できない児童、生徒の指導」を「学校生活に困難を抱える児童、生徒の支援」に改めるものでございます。

次に第3条の休館日でございますが、市立学校の休館日を1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までに改めるものでございます。第4条の開館時間でございますが、午前9時から午後5時までに改めるものでございます。次に第5条は、規則で規定するため削除するものでございます。最後に付則でございますが、この条例は、令和5年10月1日から施行することとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それではお伺いいたします。まず、一番最初に説明を受けた後に、資料の訂正がありました。資料としては、一番最初に頂いた資料の裏側には、組織の簡単な図式が載っていたものが、それがなくなって、根拠になるようなものがゴシックで書かれていたりという資料で、訂正があったんですけど、これは何で訂正に至ったのかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】 お答えいたします。まず、幾つか訂正する根拠があったわけですね

ども、まず、2の(2)設置目的の変更の部分でございませう。最初は、国立市の教育活動を支援し、国立市における教育の充実に資するためと設置目的をしていたのですが、やはりこれは、根拠法令が必要だろうということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、児童等の相談支援、教職員の資質向上を図るための支援、国立市立学校の教育活動に係る支援等を連携して行うためとするというふうに、他市の条例を参考に根拠法令を記載することで、設置目的の表現を見直したところでございませう。

加えて、もう1つ大きなところでございませうが、3、事業の追加というところで、就学相談及び国立市立学校に勤務する教職員の資質向上及び国立市立学校の教育活動の支援に関することを追加しました。また、学校教育に適応できない児童生徒の指導に関することということで、適応できないという言葉が、やはりあまりよろしくないと考えましたので、学校生活に困難を抱える児童生徒の支援に関することという文言に変えたところでございませう。大きな理由は、その2点になります。以上でございませう。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。根拠法令を入れたということなんですけど、根拠法令を入れたのと、あとは学校教育に適応できない児童生徒の指導に関することというのを、さらに学校生活に困難を抱えると書き直したということだと思んですけど、さらに言うと、事業の追加については、事業の追加と変更だったのが、追加になったので、何か変更はなくなったという理解でいいんですか。元のやつは、3番目を、事業の追加と変更っていう表記で表題が書かれているのですが、ここはただ単に落ちているだけでいいんですか。何か変更されることがなくなったということですか。

○【橋本教育部長】 確かにここは追加と変更というのがあるのですが、最初に配ったものからの変更ということだけが、訂正版ということを出させてもらっていますので、ここでいうと、実際は追加もあって、変更もあるというふうな、元の教育センター条例からすると、そういうことでございませう。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。資料については、分かりました。了解しました。

ちょっとさらにお伺いするんですけども、学校支援センターの機能も入りますし、それから小学校の教育支援室も入る、就学相談も入って、教育相談はもともとやっているのと、中学校の支援室もやっているというところだと思んですけども、学校支援センターの機能っていうのは、そもそもなかなかスクールソーシャルワーカーさんとか、スマイリーさんとかの連携を取るという意味では、非常に活躍していただいていると思んですけども、教職員の資質向上というところについて、具体的に何か見えてこない面が、今までずっとあったと思んですけども、ここに来て、ここと統合されることによって、それはどのように強化をされるとか、どのような変更というか、どういうふうに改善されるのかお伺いします。

○【市川教育指導支援課長】 まず、学校支援センターが現在行っている事業を紹介させていただきますと、学校経営、学年経営の支援に関すること。次に教職員の研修事業に関すること。次に授業観察等の結果に基づく教員への指導及び助言に関すること。さらには、教育に関する調査、研究及び資料の収集に関すること。次にICT活用教育、特別支援教育の推進に関すること。さらには、中学校部活動の支援に関すること。このようなものをやっているところでございませう。

例えば、同一の場所に勤務することで、教職員の研修事業でございませうが、スマイリースタッフが常駐しておりますので、児童の支援に当たって、特別支援教育相談員とか、あとは教育相談員とか、

その辺りとスマイリーが連携できるということが、1つの例として考えられると思っています。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 そのとおりだと思います、私も。それは、特別支援教育については、既にいろいろやっていて、学校支援センター、今は国立第二小学校にあるやつです。学校支援センターについては、特別支援教育について様々な連携を今も取っていて、しかも今、総合教育センターに入ることによって、就学相談とも同じ場所になるし、教育相談とも同じ場所になるので、さらに連携、しかも支援室とも一緒になるので、いろいろとやりやすくなるということは理解しているんです。

私が伺いたかったのは、学校支援センターが担うべきもう1つ柱である、教職員の資質向上というところについて、もちろん、特別支援教育の面もそうなんです。だけどそうではなくて、通常の授業とかということも含めてだと思うのです。そこについて、研修をやっているのは、もう重々承知です。今までも研修を増やしてくださいと、何度も私も質問したんですけども、けどもそれでも学校の先生は忙しくて、なかなか余裕がなくて、いろんなことに対応できていないという中で、さらに資質を向上していくというのは、何をどうやって行うんですかということを知りたいんですけども。

○【市川教育指導支援課長】 例を挙げますと、若手教員研修の充実を、まずは図りたいと思っています。今も実は3階で、今日は初任者教員の閉講式というのをやっているんですけども、その辺り、若手教員の研修が1つ入ります。もう1つは、各校を学校支援センターの職員が回って、一人一人の3年次までの教員の資質向上を図るために、授業観察をやった後に指導を行う。そのような充実も、考えているところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。これまでの取組をやっていくのはそうなんだろうなというのは、想像がつくんですけども、総合教育センターに入って、いろいろなところと連携が取れるようになったというのが、多分最大のメリットなのだと思うのです。同じ場所に集まることができるという。いろいろな情報を共有できるという。それを生かした取組みたいなものが、もう少し見えてくるのかなと、私は期待をしていたんですけども、とにかく学校の先生は、本当にいろいろやらなきゃいけないことがたくさんあって、研修もたくさんあるので、なかなか自分のスキルアップとか、自分のそういうブラッシュアップするための時間とかが、なかなか取れなかったりすると思うのです。だから、そういう時間をどうやったら取れるのかみたいな、カウンセリングみたいなことも、そうだと。先生自身のカウンセリングもそうだと思いますし、授業の中身を、さらにブラッシュアップするための指導もそうだと思いますが、せっかくいろいろな職種が集まっているので、もうちょっと具体的にいったらいいかなと思っていますんですけども、それはこれからでもいいんですけど、そういうことを考えられないかどうかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】 今、委員がおっしゃったように、複数の機能が集まりますので、例えば、今おっしゃっていただいたカウンセリングの例を挙げると、教員は、非常に精神的にきつい部分もある仕事でございますので、心の持ち方に対する研修も行っているところでございます。そういうことを考えると、学校支援センターが、教育相談部門と連携をしながら、教員の心の負担をどう和らげていくかといったようなことを相談しつつ、その研修を新たに立ち上げることも可能かなと。1つの例として、今考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。ぜひ、せっかく多職種が集まれる場所があるということこそ、非常に重要なんだと思うのです。今どきはメールでもラインでも何でも、電話でも何でも連絡は取れるんですけど、情報共有が、その場で顔を合わせて見られるというのが、一番大事で、すご

く分かりやすかったり、新しい気づきがあるんですね、その場所があるということによって。見えないものが見えてきたりするということがあると思うので、ぜひ、学校支援センターについては、もちろん、特別支援教育についてもしっかりやるというのは、もう当然のことなんですけれども、それだけではなくて、先生たちのケアをするということを含めた教職員の資質向上というものについて、ぜひ、力を入れていっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 委員がおっしゃるとおりです。既成の概念にとらわれず、よりよい研修体系、組織づくりに努めてまいりたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あと1点だけ、お伺いします。施設の利用については、規則に委任すると書いてあるんですけども、規則は、規則案みたいなものは頂いていないのですが、どのように変更するのかというのが分かっていたら、それを知りたいのと、あと、施設の利用について、規則に移したのはどういう理由だったのか、お伺いいたします。

○【橋本教育部長】 これは、他市の様々なところの条例を参考にしたということと、ある意味、総合教育センターになって、変に対象を絞るというよりは、やはり広く使っていただきたいというところの中で、あえて条例の中で変に規定するよりは規則の中で、例えば、教育支援室なんかは、入室の対象者というのは、必然的に出てくる可能性はあるんですけど、そういう部分も整理して、規則の中では、より誰もが使いやすいという視点を入れていきたいので、あえて条例の中では削除して、規則委任という選択をしたところでございます。

○【高原幸雄委員】 幾つか質疑させていただきたいと思います。今回の総合教育センターという考え方は、今まで各学校なりで教育制度相談などを受けていたものを、結局一堂に、センターに集めて、事業を展開していくということなのか、その辺の目的というか、教育支援ということで見ると、子供たちのいろいろなケースがあるわけで、そういうものを体制として、どういうふうに事業として展開できるのかという点についての組立てというのは、どんなふうになっているのですか。

○【市川教育指導支援課長】 これは、1つの場所に全てを集めて一元化をするということなのですが、具体的に言いますと、3つ考えておまして、1つは、今、矢川児童館に、小学校の教育支援室がありますから、これを移していくというのが1つです。2つ目は、国立第二小学校に学校支援センターがあるので、それをこちらにまた持ってくる。3つ目が、就学相談機能なのですが、これが今は市役所の3階に位置しています。これを持っていくということです。

委員に御質疑いただいたように、教育相談機能というのは、もともと今の教育センターにありますから、既存のものもあり、そしてばらばらになっていた機能を一元化する。そのことで、先ほど、教育部長が冒頭に説明をした、迅速かつ重層的な支援ができるような体制を考えているところでございます。

○【高原幸雄委員】 そうすると、総合教育センターには、職員が常駐するという体制になるのですか。何人体制で常駐するのですか。

○【市川教育指導支援課長】 まずは、教育相談室でございますので、教育相談室は、約7人、8人ぐらいでございます。またこれは、採用の枠によって少し変わるのですが、そのような数になります。教育支援室は、全てで7名ということになります。そして、学校支援センターが移ってきますが、ここにリーダーが1人いまして、スクールソーシャルワーカーが3名、ICT支援員が3名ということになりますので7名と、このような者が常駐することになります。しかしながら、スクールソーシャルワーカー等は、学校に出向いて支援することから、場合によっては、そこを離れて勤務するという

ことになります。大体このようなイメージでございます。

○【**高原幸雄委員**】 そうするとここには、総合教育センターの所長とか責任者というのは、置くのですか。

○【**橋本教育部長**】 これは、政策経営部とか、行政管理部とも相談しておりまして、やはり職員をセンター長という形で、配置をお願いしているという、今はところでございます。

○【**藤江竜三委員**】 幾つか確認いたします。国立市総合教育センター条例の新しいほうで、「学校生活に困難を抱える児童、生徒の支援に関すること」というところが入っているかと思うんですけども、学校生活に困難を抱える児童というのは、具体的にどういったところまで含まれているのかというのを、もう少し具体的に説明してください。

○【**市川教育指導支援課長**】 これは、主に教育支援室がございまして、学校に行きにくいお子さんが中心になろうかと思えます。しかしながらその原因は、そのお子さんの特性にも関わることから、そこに書かれているように就学相談、つまり、特別支援教育の視点で困難さを感じているようなお子さんの支援ということも、当然関わってくると認識をしています。

○【**藤江竜三委員**】 分かりました。学校に行きにくいということで、考えているということだったと思います。

あと、教職員の資質向上といったところで、今、なかなか教職員が集まりにくいところもあったりして、一人一人の教職員の質の向上というのは、非常に大事だと感じております。なかなか生徒の評判であったり、学校の中の評判であったり、この人は本当に先生をやっているのというような声があるような方も、もしかしたらそのまま居着いてしまっているという面もあるかと思うんですけども、こういった教職員さんがいらっしゃる場合に、基本的には、国立市だけでそういった先生方に対応していくのか、それとも、都とも連携していくのかということとは、どのような考え方を持っているのかというのを伺いたいですけれども。

○【**市川教育指導支援課長**】 現在は、そのような教員がいる場合には、まず、この庁舎の3階に指導主事が2名おりますので、それが専門性を発揮しながら授業を見たり、教員の話の聞いたりしながら、指導を行っているところでございます。また、東京都の教員であることから、さらにちょっと厳しいなという場合には、東京都のほうからも御派遣いただき、複数体制でその教員を見るような試みもございました。

今後は、ここにぜひ学校支援センターをより絡めていきたいと思っています。具体的にどうするかというのは、これからしっかり考えていかなければならないと思っていますのですが、この学校支援センターと指導主事がタイアップをし、協力体制を組みながら、教員の資質向上に努めていきたいと考えております。

○【**上村和子委員**】 何人か聞いているので、例えば、矢川プラスを幼児教育の拠点にしていきたいといったときには、初めに非認知能力を高めていきたいというようなビジョンがあって、それに則した理事長なり、汐見さんなどを選んでいって、ビジョンを具現化するための仕組みをつくっていったわけですけども、今回の国立市の教育センター条例の一部を改正して、総合教育センターにするといったときのビジョンというのは、何なのですか。ビジョンが見えてこないというんですか。たまたま建物が1つあるから、そこにみんな集めましたという、悪く言えば、そういうふうに読めていくわけです。ただ、言葉としては、学校不適應の「不適應」という言葉をやっとなし「困難を抱える」と書き直していたりと、そういう形で言葉的には配慮が届いて、心理的理由等によって登校できない

状態にある児童生徒の指導に関するというような形に変わっていたりとか、少し配慮が見られるのだけれども、そもそもこのセンターのビジョン、役割は何なのだろうというのを、明確に教えていただきたいんですけど。

○【市川教育指導支援課長】 まず、第一義的に考えているのは、児童生徒及び保護者の利益でございます。冒頭、部長が申し上げたように、相談窓口が一元化されるので、迅速かつ重層的な支援が期待できるところが、第一義的なところでございます。つまり、それによって保護者の負担軽減も図れると考えています。

1つちょっと具体的に説明をさせていただければと思うのですが、今まで不登校の傾向のあるお子さんがいた場合に、どんなふうに対応してきたかという、まず、矢川児童館に小学校の教育支援室がありましたから、保護者やお子さんはそこに見に行き、こういう居場所なんだとか、こういう学びの場なんだということ認識し、相談をします。しかしながら一方で、今、国立市教育センターに、教育相談室というのがありますけれども、この相談員にも相談をします。場所が違うのです。さらに、第二小学校には、学校支援センターというのがあり、スクールソーシャルワーカーがおりますので、家庭環境を起因とする不登校とか、福祉的な視点からの支援をする場合に、保護者は、この学校支援センターに行ったりというようなところがあります。

つまり、今まで支援を一生懸命頑張ってきたのですが、場所が異なるので保護者の方の立場に立つと、非常にやりにくいというか、時間がかかるというか、そういう状況がありました。これを一元化することにより、迅速かつ重層的な支援ができると述べさせていただいておりますが、例えば、不登校傾向のお子さんで悩みがあるとなったときに、その場所で、可能であれば一気に関係者が集まって、じゃあどうしよう、ああしようというような相談ができるということなのです。そういうことを考えると、やはり保護者にとっては、メリットになるのではないかと考えているところでございます。

○【上村和子委員】 今までばらばらであった矢川児童館とか、教育相談室とか、第二小学校にあって、ばらばらにあって、どこに行けばいいかわからないみたいな、複数に行っている保護者にとって、ワンストップにするための迅速かつ動けるために、1つに機能をまとめたという話なんですけれど、そもそも1つにして迅速に動けるための場所なのですか。ビジョンって、そういうことを言うのか。ビジョンって、矢川プラスを何回も出して恐縮ですけども、幼児教育を推進するための拠点として、幼児教育を推進するということは、何をしたいかといったら、非認知能力を高めるための幼児教育のセンター化をしていく、そういう構築の仕方が出てきたものと比較したときに、それぞればらばらにあったところで、いろいろ大変で紛らわしかったから1つにして、迅速かつ、ここでワンストップできるようにするというのは、機能ではあるんだけど、ここが果たすべきビジョンって、それじゃないんだと思うんですね。この総合教育センタービジョンとは何なんですかという、市民とか子供たちに知らせるとしたら、そこが大事なんじゃないですか。

どうして聞くかといったら、今、私も一般質問の中で、不登校の子供たちに対してどうしたらいいかといったら、第3のスペースが必要だとか、居場所が必要だとか、そういう話は教育委員会では取り組んできているわけです。あと、フルインクルーシブ教育とか、特別支援教育とか、国立市は様々やってきて、スクールソーシャルワーカーも活躍している。私は、国立市は、題材は山ほどやっているといます。山ほどやっているけれども、山ほどやっているから、子供たちで、まだ不登校の子供たちがいるのか、諸問題がまだ解決できないのか分からないんですけども。

質疑を変えると、この教育センターに期待することって何なんですか。ビジョンという言い方が分

かりづらかったら、このセンターによって、1つは分かりました。とにかくワンストップだから、何かあったら保護者の人来てねと。ここで全部人材はあるから、みんなですぐに迅速に動けるよということは、1つ分かった。それが目的なのですか。

○【橋本教育部長】 今、担当課長が答弁したとおり、まずはワンストップ、一体化することによる機能充実とか、重層的ですとか、さらに迅速にということはあるかと思います。ただし、それにプラスアルファして、ここが持つ機能を、より多面的な職種の方がいるので、ここに期待するというこども、プラスアルファということはあるかと思います。今、国立市では、様々な教育の中で課題というのはあるかと思います。本当に学校生活に困難を抱えている、これは本当に個人にとってそれぞれ特性がありますので、その解決を見るために様々なことをやっているのですが、そういうところの一助になるというか、そういうところに積極的に関わってもらおうとか、ある意味、今後やはりフルインクルーシブを目指していくという中で、教員研修をどんなふうに、スーパーバイザーの方からのアドバイスをもらいながらやっていくとか、そういう付加価値的なものは、この中でできたいと考えているところでございます。

○【上村和子委員】 国立市の教育のビジョンが何なのかということ、やはり教育委員会として、何か考えた上で、こういう総合教育センターは、そのビジョンの中のどういうセンターを担うのか。ここで例えば、矢川プラスだったら、児童教育の研究機関でもあったわけです。相談だけじゃなくて、そこでどういうふうにあるべきだというビジョンを点検し、考えていくための理事会の組織を持っていたりとか、そういう人たちが集まってやっているわけなんですけれども、そういう総合教育センターに関しては、困ったことを抱えた人たちにとって、有効な解決手段をつくって、チームで解決するためのワンストップの相談機能を有するということまでは分かるけれども、私から見たら、それはマイナスをゼロにするためであって、そこからどういう方向性に国立市の教育をしていきたいのかというところの前向きのセンターの持つ役割というのが、まだ、そこまで出ていないような気がするんですよ。どうしてかといったら、簡単に言いますと、子供から見たときに、行きたい場所になるかということなのです。子供が見たときに、あそこに行ったら、何とかちゃんはいそこに行ったら、あそこに入ったって。それって、親だって、あそこに相談に行ったら言われたときに、堂々と言って、自分が自由に相談できてという場所になっているか、行きたい場所になっているかという、子供たちが気楽に学校に行くように、塾に行くように、今日は総合教育センターに行って遊ぼうとか、話をしに行こうとか、そういう場所を目指したいのか。それとも悩んでいる親が、この子にこういう問題があって、こういう問題があってといって行ったら相談がちゃんとできるという場所を目指しているのかという。何かそういうところが、私の中では、どういう場所にしたいのかというところが、今は、子ども基本条例を制定しているから、その頭にある条例の中のどこに位置づく、ひもづくものと、このセンターはなっていくのかというところなどが、もう少し体系として考えたほうがいいのかと思うのですけれども、それは必要のないことなのですか。私は、よく分からないから今聞いていて、総合教育センターと書いているから、困った問題が起きた人しか行っちゃいけないのとか思ったりもするわけです。だから、そもそもこれはこの役割というのは、何なんだろうって、私はちょっとどうやって話を聞いてもぴんとこないんですね。というか簡単に言うと、夢が持てないというんですか。何かそこら辺は、例えば教育長とかは、ここに期待するものは何なんですか。子供たちには、この場所はこういうふうの説明しますか。

○【雨宮教育長】 今、委員のほうから、子供たちにどう説明するんだみたいなこととか、あるいは、

子供たちがここに気軽に行けるような場所。若干話がずれるかもしれないですけども、川崎市の子ども夢パークみたいな機能も、もしかしたら必要なのかという部分はあります。ただ、今は、大変申し訳ない部分はありますけれども、子ども家庭支援センターが移動する中において、あそこの建物が、スペースが空くという中において、先ほど、部長ですとか、あるいは、課長が申し上げたように、保護者、それから児童生徒の支援がメインになってくるのだろうと思っているところでございます。その中において、今、子ども家庭部とも、子供たちの居場所というようなことも検討させていただいておりますので、そういう選択肢の1つになるということもあろうかと思っています。

あと、これは個人的な思いになる部分があるかもしれないのですが、教職員の資質の向上という部分も、ここに入れさせていただいています。御案内だと思うのですが、教職員の免許の更新制というものはなくなりました。これは、これから地区で教職員の資質向上というのは、それぞれがやっていたかなければいけないというふうになります。そのときに、この場所に気軽に教職員の方々が来て、悩みですとか、壁にぶち当たってしまったようなところを相談できるような機能も、必要じゃないかと思っています。また、今は言えない部分もあるんですけども、そういう先生方をフォローする体制を、新年度から設けていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 例えば、この中学校の教育支援室とか、小学校の教育支援室も、ここに残すという形になるのでしょうか。子供たちがそこで学んで、好きにというか、自分のもう1つの学校だと思えるような場所になっていくというものが、もしもビジョンとしてあるのであれば、子供中心に考えたほうがいい。子供中心に、その子供たちが、私ははっきり言って、親は二次的に考えたほうがいいと思っています。子供が行きたい場所ができると、親は安心いたしますので。まず、子供にとって大事な場所になっていくということが、大事だと思うわけです。親と子は切り離れたほうがいいと、私は思っています。親の悩みと子供の持つ考えは違うからです。そのことが、親を楽にする。だから、親は親として相談してもいいけれども、子供は子供で楽しく笑っている場合だってあるわけです。

だからそういうことを考えたときに、この総合教育センターというのが、問題を抱えた子供が、すごく集まってきますよみたいな、そういう困難を抱えた子供を支援するって、並大抵のことじゃないから。心理的な問題で学校に行けなくなった子供たちを支援するって、すごく大変なことを経験している子供たちの居場所をつくらうとするならば、最高にいい場所をつくらなきゃいけない。そういう力を持ったセンターをつくらなきゃいけないと、私は考える。

そのために必要なのは、ここで先ほど、高原委員がおっしゃっているんだけど、センター長というのは、誰が来るかというのは、矢川プラスの汐見理事を推薦したときみたいに、それぐらい本物の、いわゆる教育に関して考えられる人が入ると、魂が入ると思うのです。そしてそこにその人がいれば、子供たちが、先生に会いたいとか思って来るかもしれない。だから、やはりセンター長を置くんだと思うんですけど、センター長の人材というのは、実はビジョンを体現化するための、すごく大事な人材なのです。だから、そこら辺をどう考えているのでしょうか。センター長を置くんですね。誰かと兼任するのですか。

○【橋本教育部長】 人事事なので、この場でどうのこうのとは、なかなか詳細を答弁させてもらうのは難しいと思っているのですが、そこに向けて、先ほど答弁させてもらいましたが、政策経営部、行政管理部と調整をさせてもらっているという状況でございます。

○【上村和子委員】 市の職員さんがセンター長になるという考え方なのですか、今のところ。

○【橋本教育部長】 当面としてはそういう状況で、今、協議を進めさせてもらっているという状況でございます。

○【上村和子委員】 分かりました。市の職員さんということは、先生でもないんですね。市の職員さんという、事務的にセンター長を置くという解釈でいいんですか。

○【橋本教育部長】 ちょっと事務的という部分が、どういうふうに捉えていいかというのはあるんですけど、職員が行った中で、全体的な仕切りというところをやりながら、当然、その定席という中では、教育指導支援課が入ってくるという考えを持っているところでございます。

○【上村和子委員】 簡単に言うと教育の場ですから、そこで事務の職員さんがいて、それを否定するわけじゃないですけども、そのセンター長が務まるのかなと、一瞬ちょっと思いました。

最後に、就学相談が入りましたけれども、私自身は就学相談って、下手したら行き先を勝手に決められるということによって、よくもなるし、悪くもなるという、すごく微妙な問題が絡んでいます。国立市の就学相談について、ここでやられるということですけども、その就学相談のビジョンというのはどうなっているか、この質疑で最後にします。

○【市川教育指導支援課長】 これは、本市においては、一貫して保護者の意思を最大限尊重すると捉えております。

○【小口俊明委員】 この条例案の議案書の説明のところの3行目にあります、「新たに国立市総合教育センターとして各機能の窓口を一本化するため」ということで、記述があります。窓口の一本化ということで、先ほど、上村委員もワンストップという用語を使われて、表現をされていました。これは実態として、ワンストップの教育行政のサービスを受けられるということになるかと思えますけれども、例えば、市民が、課題を抱えていて相談に行ったというときに、個室の対応になるかもしれませんし、窓口という意味で、そこに相談に来た方が椅子に座れば、全ての教育行政の課題について対応が可能であるという対応をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 今、委員御指摘のとおり、先ほど不登校児童生徒のことで御説明させていただいたとおり、保護者の方にそこに座っていただいて、速やかに相談態勢が取れる、このような形になります。

○【小口俊明委員】 分かりました。それと一方で、1つの場所に全ての機能、あらゆる機能が集積される、結集するということについては、組織運営、あるいは組織管理上も、非常にメリットが出てくるかと思うのです。別の委員も御指摘があったかと思えますけれども、横の連携とか情報共有とか、非常にメリットが出てくると思いました。このことについて、教育行政を中心的に管理する教育委員会としては、どのように認識されていて、それをどのように生かしていこうとされているのか、ビジョンがあったら伺います。

○【市川教育指導支援課長】 本当におっしゃるとおりだと認識しています。大きくこの総合教育支援センターは、3つの分野を考えているわけですが、そのリーダー的存在に、学校教育を十分に理解している教員経験者を設置しようと思っています。1つは、教育相談、就学相談担当ということになります。1つは、学校支援センター担当、そして最後の1つは、教育支援室担当。この3名が横の連携、今おっしゃっていただいたように、強い連携を取って進めていただければと思いますし、さらには、教育指導支援課が中心となって関係しますので、そことの関係も強固になると期待しているところでございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は悩んだんですけれども、今日議論してお聞きして、これは反対いたします。最初はちょっと賛成してもいいかなと思ったんですけれども、やはり総合教育センターという、国立市で初めて生まれてくるものに対して、これが子供にとってどういう場でありたいのかとか、どういうビジョンを持つのかとか、将来にわたってどうしたいのかというときの核になってくる人材を、どこから連れてくるのかとか、センター長はどうするのかとか、さんざんお聞きいたしました。部分、部分においては、ばらばらにあるものを一緒にする。ワンストップになって、分かりやすくしていくとか、そういう意味での効果はあると思います。

今もそれぞれ教育相談の部分、就学相談の部分、教育支援室のところに、元教員の人の経験がある人を担当として入れてとか、教育指導支援課とつながってとおっしゃっていたけれども、私はもうちょっと自由になったほうがいいと思っています。否定するわけじゃないけれども、やはり公立の学校という場というよりも、戻すということよりも、新たに自分が学ぶ場を見つけてきた。自分が自分のままでいられるというふうな、ここが1つのある意味で小さな学校になるというぐらいのイメージを持って、もっとそこを子供が生きる場、学ぶ場として、大事な時間に変えていけるという教育機能を持っているという、従来型の適応指導教室の延長にあるものではなくて、もう一步突っ込んだというか、開かれたというのを、今の時代は、これをやらないといけないと思うのです。

幼児教育のときに関しては、少なくともそういうことで、白梅の当時は学長だった汐見さんが、幼児の保育指針の座長、国の指針の座長だったから、そこをお願いしたらどうかという提案もしましたが、学校教育における今、新しい学校とは何なのかということをつくっていく上においては、センター長に市役所の職員になるのもいいと思うけれども、もっと本気で学校教育の新しい形、コミュニティスクールでも何でもいいです。そういったビジョンを持っている人を、外部から連れてきたほうがいいんじゃないかと思えます。

決して、学校に行けないことや、不登校であることや、そういうしょうがいを持っていることは、何のハンディキャップでもない。その子の大事な個性である。だから、それを大事にしましょうという、一歩前向きの、未来に向けてのビジョンを持ったセンターになるためには、あと一工夫も二工夫もあるということを指摘させていただいて、現段階では、このままでは1つのばらばらだったものが集まりましたという域を越えないと、私自身は判断いたしましたので反対を致します。

○【藤江竜三委員】 ばらばらだったものが1つにまとまるというのは、私は、意義深いことだと思います。様々な相談をするときに、いろいろなところに行かされて、たらい回しにされたというような印象を持たれてしまっただけは、やはり最初の段階で、行政を信頼できないといった形につながっていくことになるかと思えます。それが、1つのところでできるというのは、非常に重要なことだと思います。

そういった中において、さらに進めてほしいのは、情報共有もしっかり当然されることだと思うんですけれども、進めてほしいと思います。1つの担当者に話して、またほかの担当者に同じ話をしなきゃいけないということは、間々あるように感じられるところがあります。1つに、せっかくするわけですから、最初の段階で個人情報共有しますよということなどをしっかりお伝えする中において、そういった情報共有、横の連携をより深めていってほしいと考えております。

また、学校生活に困難を抱える児童生徒の支援などを行っていくということなんですけれども、ぜひ、困難を抱えていないような子も、あそこに行くのは楽しそうでいいなと、みんなが羨むような施設にさせていただいて、学校に行かなくてもいろいろな選択肢があるところを、国立市では選択

肢としてできるような感じにしていってほしいと思っております。不登校であっても、僕はいろいろなところで楽しめるのであれば、そちらのほうがいいんじゃないかと思っていますので、そういったところの1つとして、選択肢の1つとなるようなところにしていただきたいと考えております。

また、教職員の資質向上というのも、非常に重要なところだと思っています。相談を受けに来た教職員だけでなく、ぜひとも外に出ていって、問題のありそうなところをどうピックアップするかというのがあるかもしれないですけども、そういった教職員の様々、いいところにも見に行くし、不安がありそうなところにも出向いて、教職員の質の向上を図れるようなセンター機能をつくってほしいと願ひまして、賛成の討論と致します。

○【小口俊明委員】 本案、賛成の討論を致します。

先ほど、質疑でも確認が取れましたように、この説明のところにあります、新たに国立市総合教育センターとして、各機能の窓口を一本化するためという目的の下で確認をした中では、いわゆる市民の側からすれば、国立市の教育行政のサービスを1つの窓口で、ワンストップで受けることができるという、非常によい効果があると確認が取れました。

そしてまたさらには、組織の管理運営ということからすれば、非常に教育行政の充実というところに資することができる、体制がつくられる、横の連携、また情報共有というところを、しっかり充実することができることになるというメリットが出てくると、このように確認が取れました。

また、先ほどの答弁の中で、こうした国立市総合教育センターの各機能を、大きく3つの柱に立て分けて考えていらっしゃるというお話がありました。教育支援室、また就学相談、また学校支援センターといったところを、それぞれ教育の分野に造詣の深い方を中心にして運営をしていくということを実施されるということでもありますから、このところにも期待をする中で、今回のこの条例案については、賛成と致します。

○【高原幸雄委員】 この条例案については、賛成の立場から討論を行います。

今まで、それぞれ個別にあった教育相談室が一堂に会して、総合教育センターということでもまとめて、子供たちの就学相談や、あるいは困難を抱える児童の支援、それから教育活動に関わる支援を行っていくということは、大変、今までのそうした支援体制や相談の内容を、さらに市民の要望に応じて充実させて、発展させていくという捉え方をすれば、まだ、施行は10月1日からですから半年間あるわけですから、今、幾つか指摘をされているような問題も、確かに、上村委員の言うように、ビジョンが明確でないという問題は、やはりこれは本当に大事な国立市のインクルーシブ教育を進めるといふ点から見ても大事な柱だと思いますので、そういうこともしっかり固めながら、それからセンター長を置くということもはっきりしましたので、やはり1つの機関として、子供たちの成長・発達に十分な機能が果たせるような機関として、発足させるということが大事だと思いますので、ぜひ、今後の奮闘をお願いして、賛成と致します。

○【稗田美菜子委員】 本条例の一部改正案には、賛成の立場で討論させていただきます。

質疑の中でいろいろ伺ったんですけども、やはり他の委員からもありましたビジョンを、どういうふうに国立市の子供を伸ばしていくのか、課題がある子供たちとか、悩んでいる子供たちに対してどうやって寄り添うのかという、基準となるようなものがいまいち見えてこないというのは、私も少し残念だと思っています。ただ、スペースが子育て支援センターのところに空いて、教育相談のところに全てが集約して、まず第一歩として、情報共有をしっかりできていくということについては、私は一定の評価をしたいと思ひます。

時と場合にもよりますけれども、基本的には、やはり子供の育ちは、小さければ小さいほど親が関わっていくと思うのですが、同じことを何度も何度も聴かれるんです。就学相談のときには、どういう子供の個性がありますかとか、どんなことがありますかとか。あるいは担任の先生にも、お困り事は何かとか、どうですかとか。やはり支援室の先生にも同じことを聴かれたりとか。何だったら複写式の紙にしてくださいって言いたくなるぐらい、同じことを聴かれるんです。そのときに親としては、自分の育て方が悪かったかもしれないみたいなことを考えながら書くんですよ、そういうときに。全然関係ないかもしれないけれども、あのときの私のあれがいけなかったのかなとか。そういうときこそ、ネガティブに働くんです。そういうことを毎回受けていると、多分、覚えていないことも、私は時々腹が立つことがあるのです。この人は、本当に分かって私にこういうことを聴いているのかなというのを、相手は当然お仕事として、当然聴いているんだと思います。ちゃんと子供のことを把握したいからこそ、丁寧に聴いてくださっている。だけどそこには、親と子の関わりもあるし、親も人間として感じることもあるんだということを想像していただきたい。同じように子供も、そうやって聴かれている親の隣にいて、親の顔色を見ながらいろいろ考えるのです。そういうすごくセンシティブで、すごく敏感な部分もあることであるということは、ぜひ理解していただきたいと思います。

そこに対して、ちゃんと情報共有するということは、本当に大事なことなのです。それは、間違っただけではない。この子はこういう子だから、次のステップはここに移るよねじゃないんですよ。絶対にそれはあっちゃいけない。今、この子はこういう育ちにいるから、この子については、どういう選択肢があるのかなという目線で見えていかないと、可能性を潰していくんです。可能性を潰すのは、やはり大人なのです。子供が自分で潰すことはないかと、すごく思います。

なので、先ほど担当として、今回の国立市総合教育センターの中では3つの分野に分ける。分けた中で、教育相談と就学相談担当というふうにしてまとめていくとか、あとは支援室担当とまとめていく、学校支援センターとしてまとめていくというお話でしたけれども、特に教育相談とか就学相談のところの分野については、親御さんも悩んでいるのです。さっき、課長にお答えいただきましたけれども、すごく無責任かもしれないけど、この子にはこういうのはいいですよと言ってもらいたいと思っている方もいらっしゃると思うのです。自分で決めるのが、すごく分からなくなっちゃうから。それまで育ててきた育て方とか、これまで見てきた自分が見ている子供の姿は、もしかして客観性を持って見えていないんじゃないかとか、いろんなことを想像するのです。だから、どうやって寄り添えるかとか、どうやってこの人が情報を欲しがっているのかということ、やはりそういう見極めができる人物、人材じゃないと、相談事業はすごく難しいと思いますので、ぜひそういう方を置いていただきたいと思います。

それから、同じ話かもしれませんが、いろいろなところの窓口が1個になるということは、確かに保護者の負担軽減も図られるんです。だけでも、1個になったから問題が解決するなんてことはないということは、理解していただいているところだと思います。あえて言うほどでもありませんけれども、窓口を1個にして、ワンストップにしたから全部が解決なんてあり得ないです、絶対に。なので、それをどうやって多職種で連携して解決していくかという仕組みを、どうつくっていくかということは課題であって、そこが今回の議論の中では、具体的に見えてこなかったのが、私はやはり残念に思いますので、先ほど、他の委員からもありましたけれども、令和5年10月に開設なんですよ。そこまでの間に十分に人材の選定もできると思いますし、体制も整えられると思いますので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

学校のほうも、未然防止というのをやりますよね。2軸3類4層構造、重層的に対応していくということもあると思いますので、学校との連携もしっかりやっていかなければいけないところだと思います。

子供が来ても居心地がいい場所。すぐじゃなくてもいいです。10月に向けてでいいので、子供がいっても居心地がいい場所。親が、あそこに行ったら解決できると思える場所。そして、学校の先生が行っても、あの子のことをどうやっていいか分からないとか、うちのクラスをどうやっていいか分からないってなったときに、学校の中ではないところとして相談に行ける場所という形で、国立市総合教育センターをしっかり運営していただきたいということを申し添えまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後5時24分休憩



午後5時39分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(6) 第17号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第12号)案

(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金)

○【遠藤直弘委員長】 第17号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第12号)案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、消防費、教育費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第17号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第12号)案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正は、総務文教委員会の所管するものは追加が1件です。降下型避難機器設置工事は、機器調達に遅れが生じ、年度内の完了が困難となったため、561万円の繰越明許費を追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正は、総務文教委員会の所管するものは変更が1件です。中学校校舎等改修事業は、歳出の決算見込みに伴う財源調整により、起債限度額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。なお、項目が多い科目につきましては、主なものを御説明いたします。款6法人事業税交付金及び款7地方消費税交付金は、東京都からの交付見込額を基に増額するものでございます。款11地方交付税は、再算定に伴う追加交付があったため、普通交付税を増額するものでございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の決算見込みに伴い、通知カード・個人番号カード交付事務費補助金を減額するものでございます。

14ページから17ページまでが、款16都支出金です。16ページ、17ページをお開きください。款16都支出金、項3委託金は、歳出の補正予算に対応し、住宅・土地統計調査単位区設定委託金を減額する

ものでございます。款17財産収入、項2財産売払収入は、旧道路及び水路売払収入を増額するものでございます。款18寄附金、項1寄附金は、くにたち未来寄附による指定寄附金を増額するものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。款20繰越金、項1繰越金は、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。款21諸収入、項4雑入は、歳出の補正予算に対応し、多摩島しょ広域連携活動助成金を減額するものでございます。18ページ、19ページをお開きください。款22市債、項1市債は、歳出の補正予算に対応し、中学校校舎等改修事業債を減額するものでございます。

続いて、歳出の補足説明を致します。歳出につきましては、大半が決算見込み、契約差金等による減額です。主なものについて御説明いたします。20ページ、21ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、決算見込みにより、筆耕翻訳料を減額するものでございます。

22ページから27ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。22ページ、23ページをお開きください。普通退職者及び勸奨退職者が発生したことにより、退職手当を増額するものでございます。26ページから29ページにかけてが、項2徴税费です。28ページ、29ページをお開きください。決算見込みにより、職員人件費等を増額するものでございます。項3戸籍住民基本台帳費は、決算見込みにより、マイナンバーカード申請等支援業務委託料を減額するものでございます。項4選挙費は、決算見込みにより職員人件費等を増額するものでございます。項5統計調査費は、決算見込みにより指導員調査員報酬を減額するものでございます。

60ページ、61ページをお開きください。款9消防費、項1消防費は、消防団の出動回数減に伴い、出動手当を減額するものでございます。項2災害対策費は、設計が不要な小規模の資器材庫を購入したため、自主防災組織資器材庫実施設計委託料を全額減額するものでございます。

62ページから65ページにかけてが、款10教育費、項1教育総務費です。62ページ、63ページをお開きください。決算見込みにより、特別支援教育に係る看護師派遣委託料を減額するものでございます。64ページから67ページにかけてが、項2小学校費です。66ページ、67ページをお開きください。契約差金により、非構造部材耐震化対策工事実施設計委託料を減額するものでございます。項3中学校費は、積算精査及び契約差金により、校舎等解体工事請負費を減額するものでございます。66ページから69ページにかけてが、項5学校給食費です。66ページ、67ページをお開きください。決算見込みにより、給食センター会計年度任用職員報酬等を減額するものでございます。

68ページ、69ページをお開きください。項6社会教育費は、光熱水費の増に伴い、芸術小ホール指定管理料を増額するものでございます。68ページから71ページにかけてが、項7社会体育費です。70ページ、71ページをお開きください。光熱水費の増に伴い、総合体育館指定管理料を増額するものでございます。項8公民館費は、決算見込みにより、公民館会計年度任用職員報酬等を減額するものでございます。項9図書館費は、契約差金により、建物管理委託料を減額するものでございます。

74ページ、75ページをお開きください。款12諸支出金、項1基金費につきましては、ふるさと納税受入額をくにたち未来基金などに積み立てるため増額するものでございます。項2諸費につきましては、令和3年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補

正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 14ページの款6法人事業税交付金、それから款7地方消費税交付金、款11地方交付税、これはいずれも1億円を超えて3億円の収入が入っている。この時期に、こういう大きな収入があるというのは国の関係で制度が変更されたのか、その辺について今の時期のどういう収入なのか、教えてください。

○【簗島政策経営課長】 まず、法人事業税交付金と地方消費税交付金につきましては、これは税連動交付金ということで、例年1月下旬頃に東京都からその年度の交付見込額というのが示されてまいります。令和4年度につきましては、地方消費税交付金について個人消費ですとか輸入額が増加していることによる増ということで、これは大幅な増を見込むということで通知がございました。

それから、法人事業税交付金につきましても、企業収益が見込みを上回ったことによる増ということで、令和4年度当初予算と比べて40%増というふうに示されております。ですので、こちらは制度変更ではなくて、今年度、令和4年度の中で税収が上振れているといったことの中から、大きな額の増になったところでございます。

普通交付税につきましては、これは令和3年度はあったんですけど、それまではあまりなかったんです。国の2次補正に伴いまして、交付税の財源が少し上振れているという状況の中で、5,000億円ほどの再交付がございました。これは臨時経済対策費ということで、基準財政需要額が増になりまして再算定を行った結果、国立市は1億円程度の普通交付税の交付団体ということで示されました。これが12月のことでございます。ですので、こういったものを受けまして、今回の補正に計上させていただいたという流れでございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 一応分かりました。それから最後です。67ページの学校整備費で校舎解体工事の大幅な減額、3,500万円。これは当初予算との比較で見ると、大体3分の1が減額になっているということで、これは恐らく契約差金だとは思いますが、その内容についてちょっとどういう経過なのか、教えてください。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。減額補正についてでございますが、落札による入札差金の一部含まれておりますが、大半が、起工時の設計精査で生じたものでございます。多く差金が発生してしまった理由でございますが、予算要求に際して、積算過程に誤りがあったためでございます。

具体的に説明しますと、当該解体工事は、都単価を使って積み上げ計算を行っております。解体工事で発生する産業廃棄物の処理に関する費用について、つまり運搬費や処分費のことでございますが、本来であれば市内の中間処理場を想定すればよいところ、予算時は現場から離れた郊外で設定してまっております。適切な単価が使用されていなかったということが分かっております。起工時、このミスに気づきまして、選定した新しい市内業者に変更した次第でございます。今回の工事が、解体工事であり全体工事費に対する産業廃棄物の占める割合が2割以上、かなり多かったことから、この内容だけで約1,600万円の低減となりました。これが主立った原因でございます。

御指摘のように当課のほうで、もう少し注意深くチェックしていればこのようなことがなかったと思います。今後はこのようなことがないように、注意を払って、積算のほう努めていきたいと思っております。以上でございます。

○【小口俊明委員】 それでは補正予算書66ページ、学校整備費の中にあります小学校施設改築事業

費。ここで調査等ということで、第五小学校構造体調査業務委託料というところの減額があります。これは調査をする中で、第五小学校の躯体の耐用年数のところの期間の変遷が関連しているというふうに思っておりますけれども、このことにつきまして、補足的に説明を頂けますでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。平成27年に策定されました国立市公共施設保全計画にて市有施設の耐用年数の考え方が整理されており、対象施設に五小も含まれております。また、当該計画には令和3年に改正し、情報を更新しているところでございます。目標使用年数の設定につきましては、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方を参考とし、国立市では、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の目標使用年数を80年と設定しました。

五小の構造は鉄筋コンクリート造になります。健全であれば、目標使用年数が80年になりますが、平成27年の計画の劣化度調査において、校舎の1か所から躯体コンクリート内の鉄筋にさびが発見されました。長寿命化判定フローに基づき、鉄筋のさびは躯体強度に多大な影響を及ぼす要因になり得るということから安全性を重視し、目標使用年数を60年と判断し、躯体の耐用年数を令和7年までとする評価を行いました。

このたびの令和4年に実施した調査では、前回調査でさびが発見された箇所付近に絞って調査を行い、さびの範囲や状態の把握を行いました。結果、さびは危険な状態ではなく範囲は部分的であり、かつ躯体コンクリートの中性化が鉄筋位置まで進行しておらず、外的要因により発生したさびではないことが分かり、建設当初のものと想定できました。五小の鉄筋のさびが腐食膨張で生じたものではなく、安全性が確認できたことから、令和7年度時点で60年に短縮した目標使用年数80年に改めることと致しました。以上でございます。

○【小口俊明委員】 経過が分かりました。そういう経過の中で、第五小学校の改築について判断をしていくと、仕切り直すということかと思えます。

続いて68ページ、69ページのところで、芸小ホール費があります。この中で、芸小ホール指定管理料が、管理運営費ということで増額になっています。これの事業の内容について伺いたいと思います。

○【井田生涯学習課長】 芸小ホールの指定管理料の増ですけれども、こちら理由としましては、光熱水費の増に伴いまして、指定管理料を増額するものでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】 光熱水費なんですね。これも同様かしら、同じく、同ページ、郷土文化館費のところでも管理運営費、同じく指定管理料があります。これも増であります。この理由についても伺っておきます。

○【井田生涯学習課長】 こちらも芸小ホールと同様になりまして、光熱水費の増によるものでございます。

○【藤江竜三委員】 芸小ホールのところで伺いたいんですけども、修繕費231万円が減っているかと思うんですけども、それはどういった理由で減っているのか、確認したいと思います。

○【井田生涯学習課長】 こちらですけれども、芸小ホール及び体育館に排水ポンプと、地下にあります汚水ですとかを排水する際に地上に揚げるポンプがあるんですけども、その交換修繕を今年度予定していたところですけども、物価高騰であたり資材不足によりまして入札不調となってしまうと、これに係る予算を減額するものでございます。

なお、今年度、ここで実施する予定でありましたポンプについて、これは4台分になるんですけども、令和5年度に合わせて体育館の排水ポンプを追加で15台やる、もともとの予定があったんです

けど、それと合わせて令和5年度に実施することとしまして、今年度の当初予算に計上しているところでございます。

○【藤江竜三委員】 分かりました。それと指定寄附金について、1億円程度、補正がかかっているかと思うんですけども、国立市ではどういったものが人気で、また、どういったものが伸びてきているのかといったものが分かれば、御答弁をお願いいたします。

○【箕島政策経営課長】 寄附でございますが、金額でいきますとスーツ関係がかなり単価が高いので、多く集めているという状況です。件数ベースでいきますと、美容院さんのシャンプーとかそういったところがかなり多く出ているところがございます。あとはお菓子ですとか、そういったところが少しそれに次いでいるのが現状でございます。

○【藤江竜三委員】 これ、今年度のペースというのは、昨年度のペースと比べておおむね一緒ぐらいなのか、微増なのか微減なのかというところも一応確認しておきます。

○【箕島政策経営課長】 令和3年度は9,700万円ぐらいが年度の寄附額でございました。令和4年度でございますが、12月の補正の段階では大体1億1,000万程度を見込んでおったんですが、ここは恐らく突破するだろうという見込みの中で、現在、今回の12号補正で見込んでいる歳出予算ベースでは1億2,000万円程度じゃないかというところで、令和3年度から比較すると増加しているというふうに考えているところでございます。

○【上村和子委員】 25ページの男女平等推進施策事業費で、若年層セクシュアル・マイノリティ教育関係事業講師等謝礼についてです。これは当初予算で250万、予算化されたんだけど、実際は70万しか使わなくて、180万の減額補正になっているということなんですけども、これについてどういう中身で、どうしてこういう減額になったのか説明願います。

○【吉田市長室長】 本事業、これは令和4年度からの新規の事業でございます。多摩地域、国立市を含みます9市の連携事業としまして、東京都市長会の多摩島しょ広域連携活動助成金で500万円の補助金を受けて実施しているものです。初年度、令和4年度は国立市が事務局として1年間運営をしてまいりました。

事業の内容は10代後半から20代前半の若年のセクシュアルマイノリティ当事者、または当事者かもしれないと感じている方を対象としまして、居場所事業と、それから学校に対してLGBTQの授業ができる講師の派遣、この2本立ての事業となっております。

今回の補正予算ですが、この学校への講師派遣の事業につきましては、250万円の予算の範囲で、9市の中の学校に対して講師派遣を年間50回を見込んでおりましたが、結果として12回の実施にとどまりまして、予算残を見込みまして、180万円の減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○【上村和子委員】 そうやって減額になったけれども、若年層のセクシュアルマイノリティがどういう問題抱えているかというところにアプローチしたということでは、とても意義がある事業だったと思うんです。この講師派遣や居場所事業を通して見えてきた若年層のセクシュアルマイノリティの課題とか問題というのは何か見えてきたことありますでしょうか。

○【吉田市長室長】 やはりこの若年、ユース世代の当事者の課題としましては、やはりつながりがないという点、それからカミングアウトできる人や場所がないという点。中にはそのような自傷や自殺未遂を経験された方が多いというふうに捉えています。

今回の事業の目的はその当事者の孤立を防ぐということ、それからロールモデルと出会う、それから教育現場の理解を深めるという点でして、この間の取組を通して、やはりアンケート調査等からは、

例えばその事業を通して思いやりや優しさだけではなくて、やっぱり環境を変えるということが大切だというふうに考えたというような児童生徒さんもいらっしゃいましたし、それから自分自身はやはりマジョリティー性が非常に多くて、やはりこのマイノリティーに対してもっとしっかりと考えていかなければならないということに気づかれたというようなアンケートを残してくれた方もいました。

あとはまた、事業の後には個別の相談というものも予定をしております、この中でも実際には御自身のセクシュアリティに関する個別の相談を打ち明けられたというような児童生徒さんもいらっしゃいましたので、開催こそ少なかったものの事業の効果としては、一定以上あったものと捉えております。以上です。

○【上村和子委員】 本当に若い人たちのやっぱりセクシュアルマイノリティーの人たちがいかに孤立化し、カミングアウトできない、そして苦しい状況にあるかというこのとてもセンシティブな話であるということが見えてきたというのはすごくいい試みだったと思います。これ引き続きやっていただきたいと思います。

そういうふうにセクシュアルマイノリティーに対しての偏見等がやっぱり進んでいる中で、私も一般質問とか予算特別委員会でもちょっとお聞きしたんですけれども、やっぱりちょっとそのときに出てきた国の秘書官の問題発言に対して、国立市として何かアピールやらないのかということをお聞きしましたら、市長メッセージを早い段階で、市民に対して公表したいというふうにお話しなさいました。こういうのはとてもやっぱりそういう当事者として苦しんでいる人たちにとっては有効だと思うのですが、それはどのような進捗状況になっていますでしょうか。

○【吉田市長室長】 一般質問等々でも御答弁をしておりました、この市長のコメントのほう、本日、3月14日日本日に市のホームページでアップをしております。その内容としましては、やはり国立市は人権の基本条例、また、女性と男性及び多様な性の尊重条例の2つの条例を持ち、性的指向・性自認に関する差別を禁止しているということをまずうたってございます。

今回の報道にある発言におけるその性的指向については、やはり自ら選択または変更できないものであり、性的指向に関する差別的な言動はやはり個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという点、また現在、性的指向・性自認に関する差別や偏見の解消を図るためには、やはり法整備等が必要であるという趣旨、この点を市長メッセージ、コメントとして、掲載をしております。以上です。

○【上村和子委員】 すごく早く、これを1人でも多くの当事者の人に届けていただけたらというふうに思います。これを今後例えば市報とか、市内だけじゃなくて例えば国に対して、このメッセージ、いいと思いますので、伝えていくということについては、どのような方針を今お持ちでしょうか。この質疑で終わります。

○【吉田市長室長】 まずは今回の報道等を受けて、市長とも話をする中ではまずはその市内の当事者の方々の御不安というものを解消したいということが1つの趣旨です。この後、大きな法整備に関しては当然ながら国等への働きかけというところがありますので、この在り方については、引き続きどのような形で進めていくかについては、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点かお伺いいたします。補正予算書22ページ、23ページの職員人件費のところ、退職手当1億3,598万8,000円があります。これは勧奨退職と普通退職、何人ずつでどれくらいなのかということをお伺いいたします。

○【中道職員課長】 まず、定年退職者5名です。これは例年当初予算には定年退職者をベースに積算してございますので、当初予算で見込まれたのはこの定年退職者の5名です。今年、それに加え

て勸奨退職者が2名、それから普通退職者で言うと10名ほど出てしまっているというところで、ここで当然、その勤続年数が若い方から長い方までそれぞれでございますけれども、総額すると1億3,000万円ほど増額となったということでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 普通退職の方たちの中で言える範囲でいいんですけども、どういう内容だったのかというのが分かるなら。

○【中道職員課長】 まずはやはり御転職される方、他の自治体だったり民間に行かれるような方が半分ぐらいいらっしゃるって、あとはやはり御家庭の事情あるいは病休ということで復職できずにという方も何名かいらっしゃるということでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。転職される方というので、若い方で出られる方がちょっとこのところ何年か続いているのかなという感じがありますので、その辺、職員課としてはどんなふう認識されているのか、お伺いいたします。

○【中道職員課長】 まずはやはり今各自治体、うちもそうなんですけども、ほかの自治体から移ってこられる方も多数いらっしゃいます。そうした意味ではやはり働きがいというところを職員の皆さんにきちんと伝えていきながら、一緒に市に対する愛着を深めていく、そういったところを研修も含めてやっているところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました、ありがとうございます。それでは、ちょっと次の質疑をさせていただきます。補正予算書の60、61ページの減災対策推進事業費のところ、消防費のところでお伺いいたします。アクションプランが令和4年度で全部完了していると思うんですけども、3か年分でしたかね、5か年分でしたかね、取り組んできた中で反省とか、これから先、どうやって生かすべきかとか課題とかありましたらお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 お答えします。現在の減災対策推進アクションプランにつきましては、平成30年度から令和4年度で事業を進めてきております。こちらの評価ですが、沿道建物耐震化促進事業の達成率は93.93%、地域配備消火器増設事業の達成率は88.89%、また、避難行動要支援者支援体制構築事業は100%達成と高い達成率となりましたが、そのほかの14事業につきましては、当初の目標には届いておりません。

原因としましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、各種出前講座や訓練が減ったことなどによりまして、全ての事業につきまして目標を達成することができませんでしたが、各種事業につきまして、市民から申請や問合せは増えておりまして、それで考えますと、減災を考える市民の意識変化など一定の効果はあったのかなというふうに捉えております。

その上で作成いたしました次期アクションプランにつきましては、今までのプランの内容を継続することをベースにしておりますが、市民からのニーズが高い、各御家庭で設置されております住宅用火災警報器の更新や在宅避難を推奨しておりますことから、在宅避難資器材、仮設テントの助成事業も進めながら、減災に努めていきたいと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。3つぐらいですかね、沿道の耐震化は進んで、それから、地域消火器の配備も進んで、避難行動要支援者についても進んだけれども、ほかの14事業についてはあまり進まなかったということで、令和5年からの新しいアクションプランについては、それをこれからしっかり進めていくといったことの中に合わせて、火災警報器、義務化されてから10年がたちますので、火災警報器とそれから在宅避難におけるテントとかというの盛り込んでこれからやっていくということですが、減災というふうになっていますので、災害の範囲を今までももちろん14事

業やってないので、これ以上広げるのも大変かもしれませんが、もともとある事業だけじゃなくて、それ以外の私、一般質問で富士山とか取り上げたんですけども、減災という意味で、広い意味でもう少し広げていくとかということは検討されたのかどうかお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 さらに広げるということの意味で、今、地震編が取り上げられて、各種メニューでございましたが、次年度検討させていただいた上で、再来年度から、風水害に特化した形でのアクションを考えていきたいとございます。富士山につきましては、今後ちょっと検討しながら進めていければと思います。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ぜひよろしくお祈りします、富士山も、灰ですね、降ってくる灰、火山弾とか火の粉が降ってくることはないんですが、灰が降ってくると大変な騒ぎになります。ぜひ考えていただければと思います。

それでは、次の質疑をさせていただきます。62ページ、63ページの特別支援教育事業費のところでお伺いいたします。その他業務の中で、通級指導学級送迎サポート事業委託料の55万円と、それから、看護師派遣委託料の867万7,000円の減額補正があるんですけど、これ、具体的にどういうことだったのかお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 まず、通級指導学級送迎サポート事業委託料についてなんですが、これは、国立第七小学校に設置してあります、きこえとことばの教室でのタクシーによる送迎サポートの委託料となっております。令和4年度にきこえの教室の開級に伴い、令和3年度より40万円多く予算計上したんですが、実際は、ほぼ例年と変わらなかったといったところですので、その差額分を減額するものでございます。

次に、看護師派遣委託料につきましては、こちらは、今年度医療的ケア児が3名といったところで予算のほうを計上しましたが、1名は、やはりこの新型コロナウイルス感染拡大防止が影響し、直接交流の機会が減っていたということが1つあります。3名のうちもう1名については年間契約という形で、訪問看護ステーションとの契約でおよそ250万円で、もう1名分につきましては、病状変化により派遣の必要がなかったといったところで、差額分の減額をするものでございます。

○【稗田美菜子委員】 新型コロナの感染症が怖いというか、その感染リスクを防ぐためにもということで、直接交流の機会が減ったとありますが、令和4年は何回ぐらいやられたのかお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 実際に看護師が同行して交流ができた回数は2回です。ただ、看護師なしでも年間10回くらい、ふだんの授業で音楽ですとか図工の時間、学級活動等で実際に学校のほうに出向いて交流ができたというふうに学校のほうから聞いております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。先に質疑を進ませていただきますけれども、64ページ、65ページのところをお伺いいたします。就学援助のところ156万円の減額補正があります。内容をお伺いいたします。

○【石田教育総務課長】 就学援助の減額につきましては、当初予算で想定した数を実数が下回る見込みだったため減額とするものです。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。それで多分、減額補正がかかっているのは私も分かっているんですけど、詳細が何人分がどうだとかということ、細かなことを教えていただければと思います。

○【石田教育総務課長】 就学援助は、学用品や宿泊行事や卒業経費など様々な支援があるものです

けど、今回は例えば今回は給食費で見まして、当初想定から22名を下回り、金額としてそのほかにも、6名が給食を食べないという児童もいたものですから、例えば仮に4,000円だとしますと4,000円掛ける12か月、28名とすると、ここで130万ほどになりますので、その他学校用品とかそのほかも合わせて、合計146万7,000円を減額するものでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。給食費のところは主に影響したということで理解を致しました。それでは、最後にもう一点だけお伺いいたします。補正予算書の66ページ、67ページの小学校耐震補強・大規模改修事業費のところの515万4,000円の減構成の内容を教えてください。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。設計の八小のほうでよかったですでしょうか。こちらのほうは、主な要因は契約差金ということでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。影響額として大きかったのは八小という認識でよろしかったかどうかお伺いいたします。

○【近藤建築営繕課長】 影響としては八小のほうが多かったということでございます。予定価格のほうオープンになっておりませんので、落札率等はお示しすることはできませんが、数字のほうを見ても適正に業務ができる金額に収まっているのではないかなというふうには判断しております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切ります。

この際、職員課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○【中道職員課長】 貴重なお時間を頂いて申し訳ございません。先ほど稗田委員の御質疑の中で退職者の内訳をお尋ねいただきまして、私が勧奨退職者が2名、そして普通退職者が十数名とお答えをしたんですが、補正予算の中でちょっと誤りございまして、私の発言の中で誤りございまして、勧奨退職者が5名、そして普通退職者が5名の誤りでございました。申し訳ございません、訂正させていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ただいまの発言の訂正につきまして、委員長においてこれを許可します。

それでは、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それでは、本補正予算案には賛成の立場で討論させていただきます。

職員人件費のところ今訂正入りましたけど、十数名と聞いて、ちょっと、ええっと思ったんですけども、5名も少ないわけではないので、例年二、三名は必ず出ているんですけども、出入りがあると。行政として、一地方自治体として出入りがあるとのことですので、働きがいがあったりとか魅力的な職場ということで、検証していただいているというふうには理解するところですが、ぜひ誰にとっても、男性にとっても女性にとっても働きやすい職場をさらに進めていっていただきたいと思いません。

あとそれから、減災対策のところは先ほどもちょっとお話ししたんですけども、ぜひおうちの中で避難をするということが大分定着してきたと思います。よく私、アレルギーのこととかを言うんですけども、アレルギーって確かに強いアレルギーを持っている御家庭は、おうちの中にいろんなものをちゃんと対策を立てたりするんですが、例えば地震だったりとか、大きな災害があったときに火事でおうちが燃えてしまったりということ、対策立てていても何もならなかったりということがあると思いますので、ぜひ災害が起きてその後、二次的に病状が悪化したりしんどくなったりしないように、啓発とともに対策をしっかり立てていただきたいということをお願いしておきます。

それから特別支援教育のところの事業費ですけども、看護師派遣料についてはしっかりと派遣で

きるように、毎回当初予算で計上していただいているのはとてもありがたく思います。やりたいと思ったときに、親と一緒に動けないというのでは何の意味もやっばりないんですよ。学校というのはおうちから離れて、お友達と一緒に学校の小さな社会の中で生活していくということがやっばりとても大事なことだと思いますので、おうちの方がいらっしゃらなくても、保護者の方がいらっしゃらなくても、ちゃんと交流できるという体制をぜひ整えていただきたいと思います。

今回は、短時間というか、イベントというか行事ですよ、を入れると10回程度やっていただいている。看護師も共に行ったものについては2回と、コロナのこともありますので、確かになかなか難しかった期間ではあったと思いますが、副籍交流ということを見ると直接交流できること、それがしょうがいがあるお子さんにとってもないお子さんにとっても、とても意義深いものになると思いますので、ぜひ交流の機会をどんどん増やしていただきたいと思います。

それから、他の委員の質疑の中にありましたけれども、中学校の施設改築事業費のところについては、当初から計算ミスがあったといったことで、本来であればそうならないような予算の組み方をしていかなければいけないと思いますので、途中で気がついてこうやって補正ができているということは大事なことでありますが、それにしても最初からコンプライアンスをしっかり守って、どの方式でやるのかということは明確に分かっているはずですので、きちんと取り組んでいただきたいと思います。

それから、教育の施設関係、芸小ホールとか郷土文化館とか体育館とか、全て光熱水費の影響が非常に大きく出て、今回補正予算に委託料として上がっているんですけども、私は中でもちょっと注目しているのが、とてもおしゃれですてきだと思っているんですけども、郷土文化館がやはりガラスを面として、光熱費、かかりやすいような状況の建物になっていると思います。

ソーラーパネル、ガラス型のソーラーパネルって今できているんですよ。なので、どうやったら熱を下げられるか、どうやったら創エネできるのかということも含めて、公共施設についてはこれから先、しっかりとエネルギーがかかるから仕方がないではなくて、対策を立てていただきたいと思います。ということを申し添えまして、本補正予算案には賛成とさせていただきます。

○【藤江竜三委員】 本補正予算案については、賛成の立場で討論いたします。

ふるさと納税については、出ていく量も非常に多い中でいかに集めるかという努力をぜひとも今後もしていただけたらというふうに思います。それで国立らしいものはやっぱり人気があるように感じますので、そういったものを拾い上げていって、やはり制度がある以上は闘っていかなくてはならないので、他市に負けないような形で魅力を発信してほしいと思います。

それとともに、次に電気料金の高騰関連でいろいろな補正予算が出てきていると思います。ただ、気をつけてほしいのは、電気料金上がってきている中で、あまり寒過ぎるときに、寒過ぎるような温度設定をしてしまったり、暑過ぎるときに冷房を使わないとあまり根性で何とかするというのはできるだけ避けてほしいなというふうに思います。業務効率を考えた上で、適切な温度設定をする中で、それをした上で、節約できる場所があればいいんですけども、根性とか我慢で何とかするということをするぐらいなら、しっかり支払っていただいて、ほかのところ節約を進めていただければというふうに考えております。

また、排水ポンプのところでは、材料がそろわなかったなど、いろんなことの関係で入札が不調になって実施を見送ったということだというふうに思います。そういったところ、今後も増えてくるかもしれないけれども、計画的に修繕、進めていただくとお願いいたしまして、賛成の討論

と致します。

○【上村和子委員】 賛成の立場で討論いたします。

若年層のセクシュアルマイノリティーに対する教育関係事業の講師謝礼について、使われたのは70万程度でしたけれども、大変意義がある取組だったというふうに思います。特に学齢期にある子供とか、若い人たちが性的指向と性的自認によって苦しむことがないような世の中をつくるということは、大変大きな政治の役割があるというふうに思っております。そういう意味で、国立市がやっぱり先進的に取り組んで、多摩地域の中でもリーダーシップを発揮できていることは評価いたします。

さらに、今回の首相官邸周辺の秘書官の差別発言から、不安を持っているだろう当事者に対して、永見市長が本日付でホームページに「セクシュアル・マイノリティへの差別発言に関する報道について」のコメントを発表したということをお聞きいたしました。その一刻も早いこういう動きが、当事者の人権を救うことになるというふうに思います。ぜひこのホームページを読んでもらえるように啓発、こういうものを出しましたよという呼びかけを市民に向けてさせていただきます。

さらに、国に対しても、やっぱりこういう発言がいかに関心事者を傷つけるのかという意味で、積極的に国立市では、「人権侵害を許さないという強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念のもと、セクシュアル・マイノリティを含むすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて、市民の皆様とともに引き続き取り組んでまいります」と、はっきり決意をされていますけれども、こういう姿勢が大事なんだというアピールを国にも積極的に伝えていっていただきたいということを要望して、賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(7) 第27号議案 国立第二小学校改築工事(建築工事)請負契約の締結について

議題(8) 第28号議案 国立第二小学校校舎改築工事(電気設備工事)請負契約の締結について

議題(9) 第29号議案 国立第二小学校校舎改築工事(機械設備工事)請負契約の締結について

○【遠藤直弘委員長】 第27号議案国立第二小学校改築工事(建築工事)請負契約の締結についてから、第29号議案国立第二小学校校舎改築工事(機械設備工事)請負契約の締結についてまでの3件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第27号議案国立第二小学校改築工事(建築工事)請負契約の締結について、第28号議案国立第二小学校校舎改築工事(電気設備工事)請負契約の締結について、第29号議案国立第二小学校校舎改築工事(機械設備工事)請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。併せて、総務文教委員会資料No.20、No.21、No.22を提出させていただいておりますので、御参照ください。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格は1億5,000万以上の工事の請負契約のため、提

案させていただきます。

まず、第27号議案国立第二小学校改築工事（建築工事）請負契約の締結についてでございます。契約の目的ですが、国立第二小学校校舎棟は昭和38年に建設され、約60年が経過しており、老朽化が進んでいることから建て替え工事を予定し、令和元年7月に、国立第二小学校改築マスタープランを策定し、学校づくりの理念とコンセプトを定め、このプランに基づく基本設計・実施設計等を行い、校舎棟の新築工事、旧校舎棟の解体工事及び体育館棟の新築工事を行うものでございます。

次に、この契約につきましては、電子入札による制限付一般競争入札で行い、2月14日に開札し、落札業者を決定しております。現在仮契約を結んでおり、本会議で議決を得てから本契約に移行するということになります。次に、契約の内容でございますが、契約金額は31億3,379万円で、履行場所は国立市西二丁目13番地、国立第二小学校でございます。

次に、工事の概要ですが、国立第二小学校校舎の新築、旧校舎棟の解体及び体育館棟の新築を行う工事です。工期は本契約確定日の翌日から令和8年10月30日までとなっております。契約の相手方は東京都立川市柴崎町二丁目12番20号、大日本土木株式会社立川営業所、所長、吉安彰氏でございます。

続きまして、第28号議案国立第二小学校校舎改築工事（電気設備工事）請負契約の締結についてでございます。この契約の入札につきましては、電子入札による制限付一般競争入札（総合評価方式）で行い、2月14日に開札し、落札業者が決定しておりますので、仮契約を結び、本会議で議決を得てから本契約に移行するというようになります。

次に、契約の内容でございますが、契約金額は2億2,000万円で、工事概要は、国立第二小学校校舎の新築工事に伴う電灯設備工事、動力設備工事、受変電設備工事等の電気設備工事を行うものです。工期は、本契約確定日の翌日から令和7年2月28日までで、契約の相手方は東京都国立市谷保7022番地の4、光栄電設工業株式会社、代表取締役、中森祐司氏でございます。

最後に第29号議案国立第二小学校校舎改築工事（機械設備工事）請負契約の締結についてでございます。この契約の入札につきましても、電子入札による制限付一般競争入札（総合評価方式）で行い、2月14日に開札し、落札業者が決定しておりますので、仮契約を結び、本会議で議決を得てから本契約に移行するというようになります。

次に、契約の内容でございますが、契約金額は2億5,846万4,800円で、工事概要は、国立第二小学校校舎の新築工事に伴う空気調和設備工事、換気設備工事、給水設備工事等の機械設備工事を行うものでございます。工期は、本契約確定日の翌日から令和7年2月28日までで、契約の相手方は東京都千代田区飯田橋二丁目9番7号、東西館ビル401号、株式会社丹野設備工業所東京支店、支店長、吉村真由美氏でございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。

質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 これは3つで建築工事と、それから電気設備と、それからもう1つ、機械設備というふうに分散というか、分けて発注をしているというやり方なんですけど、この入札経過調書を見ると、そこでちょっと2点ぐらいお伺いしたいんですけども、まず、建築工事に関しては3者が入札したけど、2者が辞退してしまって、基本的に残った1者になったということですが、一般競争入札だから辞退理由は分かりませんが、こうやって3者のうち2者が辞退して1者になってしまったということはどういうふうには評価されているかというのが1点と、それから、機械設備に関しても、総合評価方式をしたときに、結局、落札できなかったんですけど、国立市の業者さんの技術

評価点のほうは一番高かったと。ただ、価格についてちょっと安くなかったから総合的に落ちちゃったという感じなんだけれども、この技術評価点が国立市にある事業者さん、会社さんがいいということは、いいことなんじゃないかなというふうに思いました。しかし、落ちてしまった。

それとさらに、電気設備工事のほうも総合評価点の中で、これは国立市の業者さんが結果的に総合的に落札できたというふうにされたわけですけど、ここもやっぱり技術評価点は国立市が一番高かったというところがあるんですけども、この最初の2者が辞退したことについてと、あと残りの電気工事と機械設備工事で国立市の事業者さん、両方違うんですけども、技術評価点が高いということはどういうふうに解釈すればいいのかということと、それから、結果的に、しかし技術が高くて総合的に負けてしまうという中で、技術が高いのであるならば、もう少し国立市の業者さんのほうにお仕事をしてもらうほうがいいんじゃないかというふうに私は素人考えで思ってしまうのですけれども、そのことはどうかということと、それから、今から働いていくときにやっぱり働く人たちの労働環境を守るために、公契約条例について必要ではないかということをもとめてですが、大きく質疑いたします。

○【津田総務課長】 まず、建築工事の2者の辞退ということですけども、こちら聞き取りをさせていただいております。まず、入札の参加自体はしていただきました。設計図書とかよく確認していただきまして、その上で検討を行っていただいたところ、積算金額が予定価格を超過してしまっているということで、辞退をしたということ聞いております。

次に、総合評価方式のところですけども、こちら、技術評価点に関しましては地域性です。やはり市内であったりとか、様々な防災協定を結んでいたりとかそういうところをこちら見ているものが1つあることと、あと工事の技術評価点というところで、今まで取った実績というものも評価しておりますので、相対的に見ますと、市内の事業者さんのほうがポイントは高くなるというところがございます。

一方で、価格評価点につきましては一定の基準に基づきまして、そここのバランスというところがございまして、特にこちらの機械設備のほうにつきましては、ここについてはちょっとポイントが取れなかったというところで、市内事業者は0点ということになっております。こちら総合評価につきましては、価格評価点と技術評価点を合算したというところのポイントになっておりますので、このような事態になっているというところがございます。

最後に公契約条例につきましては、事業者ともよく制度の御理解というところを深めさせていただいている一方で、何度もちょっと御答弁させていただいて失礼な部分はあるんですけども、事業者の理解というのがやはり大事だと考えております。事業者の方にも一定の御負担も頂いているというところもありますので、条例が制定後の実効性も含めて、その点は大切にしていきたいと考えております。その部分を大切にしていきたいと考えております。

一方で、ただ何もしていかないというよりは、こちらは労働環境チェックシートというものをこの令和4年10月から始めさせていただきまして、今回もそうですけれども、請負事業者がどのような皆さん、従業員の方に最低の賃金の部分ですけども、どのぐらいの賃金を払っていただいているのか、そういう情報は引き続き精査してまいりたいとそうように考えております。

○【上村和子委員】 ぜひ情報をちゃんと収集して、働く人たちにとってちゃんとそのお金が行くように気をつけてください。それと今、今日的な物価高騰を加味した金額になっているのでしょうか、それとも今からこの影響が出てくるのでしょうか、さらに追加して、契約金が膨らむということは起

こるのでしょうか、その見通しについて。

○【津田総務課長】 こちらは先ほどお話ししたとおり、令和4年2月14日に開札しているということで、この労務単価も3月に見直しをされています。ですので、これから設計労務単価というものも当然上がってくるでしょうし、資材の高騰とかもあるかと思しますので、今後工事が始まった中で、請負事業者と主管課のほうでよく協議をしながら、対応していくということがあります。ですので、労務単価5.2%、あとよく契約変更でお話のある交通誘導員なんかはかなりポイントが上がっていますので、やはり一定の増額の補正も含めて、議案も含めて対応させて、協議の上とはなりますけれども、そのような状況に至るものかなというふうに判断しております。

○【上村和子委員】 その一定増額の大体見通しというのはどれくらいに踏んでいるというのはありますか、あれば。

○【津田総務課長】 主管課から聞いてある設計の部分ですけれども、大体労務単価だけの部分の話で恐縮なんですけれども、2.8%程度、約9,000万円ぐらいはあるのではないかとというのは、そのようなお話は聞いております。

○【近藤建築営繕課長】 今の話はそうなんですけれども、一応、電気と機械のほうに関しては、予算額を超えるということはないだろうというふうに見込んでおるところで、ただし、建築のほうに関してはちょっとマイナスになってしまうということなんですけれども、この辺りプラス・マイナスで大体ゼロになりそうなので、恐らくは補正という形では出ないのではないかとというふうなところは踏んでおります。以上です。

○【上村和子委員】 それはなんかよかったなと思いました。ちょっと最後に、これはここに直接工事が現実についていつ頃から始まるか、いつ頃から具体的に始まるのでしょうか、この工事については。

○【近藤建築営繕課長】 まだ、本契約になっておりませんので、業者のほうと正式な打合せのほうはまだできておりません。ただ今、予定としては、工事説明会を4月入ったらすぐに行おうと思っておりますので、大体、準備期間も含めてその1か月後ぐらいに本体工事が始まっていくのではないかとというふうに予想しております。以上です。

○【上村和子委員】 ということは、5月ぐらいから本体工事が始まるということで、1個だけ私がずっと気になっていますのは、結局、最初に始まる時に土を、地面を造らなきゃいけないので、今、桜の木などは伐採されていくようになると思います。今年最後になる桜、今年の桜が最後になる、伐採される木が出てくるというふうに思いますが、それらが大体何本あるのかということと、それから、やっぱりその最後の桜の木を子供たちにも見てほしいし、やっぱり私なども見たいと思うのですけれども、そういったことをちゃんと市民に向けて、広く知らせて公開していつかはいかがかというところを最後提案しておきます。

○【島崎教育施設担当課長】 令和5年度に伐採される樹木の本数についてなんですが、こちらは工事工程にもよるもののため、お答えがなかなか難しいところでございます。しかしながら、桜については春休み期間を利用いたしまして、その見学については、学校とも日程等調整を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私はこれも工事をやるわけですから、これは賛成を致します。

先ほど言ったように、やっぱり私自身は地元の業者さんというものを大事にできる総合評価のほうをもう少し進めていくといいのではないかと。やっぱり助け合っている関係の中で、そういう面でもう少し工夫できないかなってちょっと思いました。さらに働く人たちのための公契約条例についても、公契約条例というか、条例じゃないんだったら、やっぱりちゃんと働く人たちに適正にお金が行くような仕組みというものを考えていただきたいというふうに思います。

最後に、やはりこの今回私の中の心残りは、このことによって立派な、特に南側の門に面した桜並木の桜の木が、一部がやっぱり切られると、今年が最後の桜になるというような話を聞いております。ちょっと万感胸に迫るものがあります。その最後の桜の花をやっぱりしっかり見届けていく子供たちも、私たちも見届けることが必要ではないかと思えます。ぜひ校長先生にお話しなさせて、春休み、その伐採される予定の桜の木の、たくさん大勢の方に見ていただけたらと思っております。これは努力していただきたいということを書いて、賛成の討論と致します。

○【藤江竜三委員】 総合評価方式についてなんですけども、うまく機能している面もあったのかなというように感じております。それが機能したために市内業者が入札できたというように感じるころであります。また、一番大きなところの入札で、本体工事の部分です。これについては辞退、3者中に2者が辞退してしまっているというのはちょっと残念に思うところもあります。やはり多くの会社で競争して、よりよいものを造っていったほうがよりいいものができる可能性が高いのではないかなというようにも思うところがありますので、ぜひまた大きな工事があるときは、いろんな会社さんが参加していただけるように工夫をしていただければと思います。全て賛成の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 27号、28号、29号については、賛成の立場で討論させていただきます。

入札を建築と電気設備と機械設備と分けたことによって、市内業者も入ることができましたし、様々な取組ができていくのかなというふうには思っています。今回のこの二小については建て方が決まっていますので、これからさらに工夫してということは少ないかもしれませんが、やはり環境負荷を建設でもそうですし、電気設備でもそうですし、機械設備もそうですけれども、建築中も含めて環境負荷がなるべく少なくなるようにという工夫をぜひしていただきたいと思えます。

それがこれから先のこの二小において、子供たちが見ている中で大きな、言葉が難しいですけども、荒っぽい工事ではなくて、丁寧にやっているんだなということが見える、まさに引っ越さないでその場でやりながら、子供が見ながら、子供がそばにいるところでの工事ですので、音も含めていろいろ大変だと思いますけれども、丁寧にやっていただきたいと思えます。

1点だけ、学校のプールが体育館棟の一番上に、屋上にできると思えます。ここで設計上そういうものだったと、なってしまうのは理解するところなんですけれども、夏の暑い日に炎天下の中で何も影がないところでプールに入ると思うと、やけども含めて非常に危険な面もあると思えますので、これから先、どういう工夫ができるのかということを書いていただきたいということをお願いしまして、3つの、27、28、29については、賛成の討論とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 第27号議案、第28、第29号議案、3つの議案、国立第二小学校改築工事の請負契約の締結についての一連の議案であります。全て賛成の討論を致します。

この中で電気設備工事に関して、国立市内の事業者が落札をできたということは非常によかったなというふうに考えております。また、それ以外の電気工事以外の分野においても、国立市内の事業者が入札していただき、そしてまた落札ができればさらによかったなというふうな思いがしているわけでありまして、この国立第二小学校の改築工事はこういう形で収まるだろうというふうに考え、

そしてその以降の国立市の公共施設に関連する様々な事業において、国立市内の事業者が極力参加ができる、こういうことも今後さらに整備をしていっていただくということを希望を致しまして、この3つの議案について全て賛成と致します。

○【**高原幸雄委員**】 第27、第28、第29号議案のいずれも賛成の立場で、一言、要望しておきたいと思いますが、一番長い建築工事については約4年間にわたる長い工事になりますので、しかも子供たちが二小に通いながら工事ということになりますので、安全対策には十分留意をして工事を進めてほしいというふうに思います。要望しておきます。賛成とします。

○【**遠藤直弘委員長**】 討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第27号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第28号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

最後に第29号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後6時50分休憩



午後7時4分再開

○【**遠藤直弘委員長**】 休憩を閉じて、議事を再開いたします。

議題(10) 第30号議案 国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議題(11) 第32号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○【**遠藤直弘委員長**】 第30号議案国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案及び第32号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【**藤崎行政管理部長**】 それでは、第30号議案国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案及び第32号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。総務文教委員会資料No.24を併せて御参照ください。

本条例案は、令和4年度の東京都人事委員会勧告に基づき、職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものでございます。また、任期付職員に関しては、給料表の改定はありませんが、期末手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

総務文教委員会資料No.24の2、改正のポイントを御覧ください。給料表については、公民較差解消、人材確保等の観点から、主として初任層に重点を置き、若年層を中心に引上げを行うものでございます。なお初任給については、大学卒業程度の1級29号給で4,200円、短大卒業程度の1級17号級で

5,400円、高校卒業程度の1級5号級で6,600円とそれぞれ引上げとなります。

次に、勤勉手当の年間支給月数ですが、0.1月引き上げ、4.45月から4.55月とし、これは資料に記載はございませんが、再任用職員につきましては、0.05月引上げ2.35月から2.4月とし、それぞれ令和4年12月の勤勉手当に遡及して実施をするものでございます。また、任期付職員については、1番の改正の概要に記載ございますが、期末手当を0.1月引き上げ、3.35月から3.45月とし、令和4年12月の期末手当に遡及して実施するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。よろしいですか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 何点かお伺いいたします。人事委員会勧告に基づく第32号議案なんかそうですよね。勤勉手当に反映するのだと思うんですけども、非正規である会計年度任用職員さんについてはどうなっているのかお伺いいたします。

○【中道職員課長】 会計年度任用職員の給料のベースとなっています職員の給料表が上がりますので、この議案がお認めいただけましたら別途補正予算を上げて、令和5年度の予算で対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 給料表、会計年度任用職員さんの給料表が変わるということで、勤勉手当がないから、勤勉手当が上がる分も一緒に給与表に反映されるという理解でいいんですかね。

○【中道職員課長】 説明が不足して申し訳ございません。あくまでも会計年度任用職員さんに関しては、報酬の単価が上がるというものでございまして、勤勉手当等ではございません。以上です。

○【稗田美菜子委員】 そうしますと、今回は公民較差で給与表を正規の方、初任層の方については上がる。特別給として勤勉手当が上がるという2つの種類が人事委員会勧告から出たけれども、正規職員はその2つは上がるけれども、会計年度任用職員さんについては、給料表のところについては上がるだけけれども、勤勉手当というものがそもそもないので、そこについてはどこにも反映されないという理解でいいのかどうか、お伺いいたします。

○【中道職員課長】 そのとおりでございます。ただ、このほど国のほうも会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給すべきであると、そうした方針が出ておりますので、今後はそこは国の動向なんかも見ながら検討はしてまいりたいと考えてございます。

○【稗田美菜子委員】 独自に出している市もあると思いますが、国立市について検討されたのかどうかお伺いいたします。

○【中道職員課長】 独自に出している市も数市、確かにございますけれども、多くの市はまだ国あるいは東京都の動向を見ながら検討しているところでございます。国立市もこの間、そうした情勢適応をするという原則の中で、他市の動向を見てきたというところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 他市の動向を見てきたということは検討そのものはしないで、上げるか上げないかの検討はせずに、周りが上がってないから上がってないという判断をしたということよろしいんですかね。

○【中道職員課長】 処遇改善という面では、会計年度任用職員の制度が導入されて3年たち、その間、勤勉手当というところでは具体的な検討をしましてはございませんけれども、休暇面であるとかそうしたところで処遇の改善ということを図ってまいりました。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。労働組合さんとは、団体交渉されていると思うんですけども、正規の職員さんとの団体交渉は妥結に至っていたとこの条例で出ているんですけども、会計年度任用

職員さんとも団体交渉をしたのかどうか、お伺いいたします。

○【中道職員課長】 会計年度任用職員の職員団体さんとも交渉をして、おおむね方向性は妥結しているところでございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 第30号議案と第32号議案には、賛成の立場で討論させていただきます。

人事委員会勧告に基づいて上げられるものですので、上げられるんですけども、そもそもそれと併せて労働組合との団体交渉の中で、より処遇改善を併せてやっていくとかということとの条例改定だと認識しております。

ただ、質疑にも出させていただきましたけれども、会計年度任用職員さんについては、市の中で、半分以上の方に働いていただいている中で、たくさん業務を担っていただいています。その中で制度とはいえ、本件の給料のほうで上がる分についてはもちろん反映されるけれども、制度上、勤勉手当というものがないから、0.1か月分引き上げることができないというのについては、やはり考えていかなければいけないと思います。

情勢適応の観点から、周りの状況を確認し、調査をしてということであることは一定程度理解はするんですけども、とはいうものの、近隣市で独自に出している市が実際にあるわけですよ。働いている方たちに対してどこまできちんと保障するのかということについては、私は議論があっべきだと思います。

もう制度上、こういうことであったということではなくて、国立市の姿勢として仕事をしていただいている以上は、それに対しての対価を払うのは当然ですので、しかもそれが国立市においては半分以上の方が会計年度任用職員さんですということですので、制度だからしょうがないですということではないと私自身は思います。

ですので、今回のこの人事委員会勧告に基づくものについては、本給のほうが上がりますので、これを賛成しないと上がらないということになってしまいますので、それは非常にまずい、よくないと私自身考えますので、いいですよ、ぜひ進めてくださいというもろ手を挙げて賛成ということは非常に私としては言いづらいですけども、まずはこれを賛成をさせていただいて、これから先、国のほうや都のほうでも研究を進めているというふうに職員課長は御答弁いただきましたが、もちろんそこも検討を進めていることはあると思いますけれども、国立市としてどういうふうに対応していくのか、半分以上の方が、国立市役所の半分以上の方がそうなわけですよ。仕事を担ってくださっているわけですよ。なので、ぜひそこをしっかりと考えていくということをお願いいたしまして、第30号議案と第32号議案については、両方とも賛成の討論とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第30号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第32号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(12) 第31号議案 国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第31号議案国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 第31号議案国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。総務文教委員会資料No.25も併せて御参照ください。

本条例案は、令和5年8月の新しい学校給食センターの開設に伴い、現給食センター所属の会計年度任用職員が期末手当の支給対象から外れてしまうことを踏まえ、一定の条件を満たす場合には、期末手当の支給要件を一部緩和するために、条例の一部を改正するものでございます。

総務文教委員会資料No.25の2番、通常の会計年度任用職員の期末手当支給要件を御覧ください。通常の期末手当の支給要件は、①基準日に在職していること、②基準日の属する会計年度内において、通算して任期が6月以上であること、③基準日における発令上の週の勤務時間が20時間以上であることといった3つの要件を全て満たすことが条件となっております。現給食センター所属の会計年度任用職員は、新しい学校給食センターの開設により、②の当該年度の任用期間が6月以上という要件を満たせなくなることから、一定の条件を定め、支給要件の一部を緩和するものでございます。

資料の3番、支給要件の一部緩和についてを御覧ください。緩和する条件としましては、(ア)市の業務を他団体に移管するため、基準日の属する会計年度の途中で任期を満了する者であること。

(イ) 移管後においても市の業務と密接な関連を有し、かつ、継続性を求められる業務であること。

(ウ) 基準日時点において、市における任期の満了後に引き続いて当該団体において勤務を継続する意思があり、かつ、当該団体における勤務予定期間を通算した場合に任期が6月以上となる者であることとし、以上3つの要件を全て満たす場合には、任期が6月以上である者に準ずる者として、期末手当の支給対象とするものでございます。補足説明は以上となります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 今回は特例といいますか、今、直営でやっている給食センターで働いてくださっている調理員等の会計年度任用職員さんが、令和5年度の半ばで新給食センターのほうの、あちらのほうのシダックスさんのほうの働く人になるということでの特例措置だというふうに解釈できるんですけども、具体的にこの人数について、どういう仕事をしている人たちが何人ぐらいかということと、それから期末手当はそういう形で特例としてとても大事だというふうに思います。これは何の問題もない、私はないですけども、今度シダックスのほうで勤めることになったときに、今までの勤務状況とか条件とか待遇とか、お金の支給額とかというものについては、少なくともシダックスに行った場合には同等程度もしくは同等程度以上になるという見通しはもう立っているのでしょうか。そこら辺を教えてください。

○【土方学校給食センター所長】 お答えいたします。まず、全体的に現段階で何人ほど新しい給食

センター、シダックスさんのほうに希望されているかというところなんですが、今のところ定員数は、調理員さんが44名、配膳員さん30名という定員でございます。現時点で調理員さん1名、配膳員さん1名が欠員の状態でございます。

その残られた方の中で、今のところ1月、2月、3月とシダックスによる個人面談を行ったんですが、そのうちシダックスの個人面談をお受けにならなかった方が11名ほどいらっしゃいます。ですので、8割から8割5分の方は受けていらっしゃるという形になってございます。

受けていらっしゃらない方に関しては今後どうなるかという部分はあるんですが、今のところは、かなり年齢を召された方で長年給食センターで御尽力された方でございます。今の給食センターで恩返しができるので、ちょっと考えたいという方もいらっしゃれば、あとは、場所はロケーション的に交通不便地域になりますので、そこもちょっと考えてという方もいらっしゃって、今ちゅうちょされている方もいらっしゃるかと思います。

あと、給与体系の関係なんですが、シダックスと協議いたしまして、令和5年度、仮に直営を維持した場合に1年間分頂ける給料、これを、相当額を下回らないということを協議して、了承を得ております。ですので、その金額、労働条件は当然勤務時間変わったりとかする可能性はあるんですが、時給とか期末手当に関しては、令和5年度に頂ける予定の金額を下回らないということでお約束いただけるというところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 今調理員さん44名、それから配膳員さん33名の募集、これ、シダックスさんが募集しているということなんですか。

○【土方学校給食センター所長】 シダックスさんはまだ募集するのは何人かというのは確定してないんですが、配膳員さんは30名でございます。この30名の方は今1名欠員なんですが、一応今29名という形の中では、皆さん、シダックスさんの個人面談を受けていらっしゃるということなので、今のところはシダックスさんに行く希望を持っていらっしゃるというふうに認識しているところでございます。

○【上村和子委員】 ということは、10名ぐらい人が考えているというのは、調理員さんのほうと思えばいいということですか。

○【土方学校給食センター所長】 調理員さんのほうでございます。

○【上村和子委員】 分かりました。10名ぐらいの調理員さんに関してはどうしようかなと、遠いしとか年齢もだしということで考えておられるということが分かりました。

シダックスの社員さんというのか、なったときの待遇に関しては、令和5年度1年間分と相当額が支払われるというのは、令和5年度というのは、現実には令和5年度相当額というのは、令和5年度途中で変わるから、これは私がちょっと理解ができないんですけど、どういうふうに、ちょっともう少し分かるように説明していただけますか。

○【土方学校給食センター所長】 実は個人面談を受けるに当たって、面接を受ける方々から、個人情報の開示に関する同意書というのを頂いて、シダックスさんに開示しております。その中には年間の稼働日数、令和4年度の実績と令和5年度の予定、あと給与情報、時給、期末手当、これは令和4年度の実績と令和5年度の予定というのも含んでおりますので、仮に先ほど申し上げたんですが、1年間、こちらのほうで直営で勤め上げたという場合を想定しての予定金額をお出ししているの、シダックスのほうは認識しているということでございます。

○【上村和子委員】 それは同等は出すということは約束してくれたというのは、それは何か書面が

あるんですか、誰と誰の契約書面とか何かそれは口約束なんですか、どういう形で。

○【土方学校給食センター所長】 今のところ、今おっしゃったように極端に言えば口約束という形になるんですが、そのような情報を同意書をもってお渡ししているのはこれはシダックスからの開示する要求があったものでそれを開示しているという認識でございますので、私のほうとしては、この開示事項を出していくということは、これに沿ったことでやっていただけるというふうに認識しているところでございます。

○【上村和子委員】 シダックスさんのほうがそういうふうなことの同意書を出してくださっていると言うんだけど、国立市として、例えば同等のもしくは同等以下にはしないでくれとか、同等と、直営でやっているときと同じような金額で雇ってくれとか、そういうのを公式に委託のときの契約みたいなところに条項として入れたりはしてないんでしょうか。

○【土方学校給食センター所長】 今のところは契約は以前したんですが、その中に今おっしゃったようなことは含まれてはおりません。

○【中道職員課長】 先ほど口頭でとセンター長のほうからお話ありましたが、このほど職員課もシダックスさんとの交渉の場に入りながらいろいろと意見交換してまいりました。その中で、従業員の方から、会計年度さんから頂いたような質問も先方のほうにぶつけて、それに対して、例えば今サラリーのお話だけ出ていますけれども、休暇面、通常であれば会社が変わることによって休暇は引き継がれないということにはなるんですけれども、有給のところも最大で何日間は引き継いで休暇していただいて構わないであるとか、その辺のところは、きちんとやり取りの記録も残した上で双方で持っているというようなところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 それも多分引継ぎのときだから、シダックスさんも当面はそういう形で待遇は同じとおっしゃると思うんですけれども、それを継続的にちゃんとシダックスさんに保証してもらえるように——これは公契約条例とちょっと似ているっちゃ似ていると私は思うんですけれども——市としてやっぱり労働に対しても対価としては、シダックスさんのほうにこういう形をお願いをしたいというようなことは、何か正式に委託するときの条項の条文とか契約条項の中に加えていくことはできないんでしょうか。加えたほうがいいのではないかと思うんですけど、働く人の待遇面として。

○【土方学校給食センター所長】 大変難しい問題かと思えます。当然1年間はお約束いただくんですが、その後は当然、シダックス側の人事評価とかもございまして、時給面で当然上がる方もいらっしゃるし、当然、新しい給食センターになりましたら、それぞれ役職もございまして。責任者、副責任者、班長あるいは班員という形になるんですが、そこでも当然その後の人事評価によって変わるかと思えますので、そのことを契約面で結ぶという形は、ちょっと検討事項かなと思っております。

○【上村和子委員】 上がる人はいいんだけど、不当に全員が下げられたりとか、待遇がシダックスで1年目はいいけど、2年目からがんと落ちてしまうというような、それをやっぱり避けなきゃいけないから、そういったちょっと先まで見越して、この仕事を委託するとき、労働に関して市としてのこの条件みたいなのは契約してもいいんじゃないかと私は思っているんですけれども、それで難しいという、センター長は難しいとおっしゃったけれども、今からこういう形で民間に委託するときそこで働く人の待遇は民間だから全く口出しませんというのではなくて、やっぱりどういう雇用をしていくのかということについては、やっぱり市はタッチしていかなくちゃいけないというふうに思うんですけど、そこら辺で、公契約条例もだからちょっと検討してくださいということもずっと言い続けたんですけれども、これはやっぱりこの給食センターの今までずっと長く働いてくれた調理員さんた

ちが、やっぱり今からも働かれるわけです。

やっぱりその方々の将来的にわたっての労働の環境というものに関しては見届けていただきたいし、責任を持っていただきたいと思うので、ぜひ契約の中に働く人の条件についての1項を何か不当に下げることがないとか、どういう形かでも入れられると思うんですよね。そういうものを優秀な法務担当の人も、国立市いらっしゃるから、少し検討していただけないでしょうか、どうでしょうか。これは給食センター長が答えるのはちょっと難しいと思うんですよね、契約案件だから。

○【藤崎行政管理部長】 この間、教育委員会の部局のほうと私どもの職員課のほうと合わせて事業者のほうと様々お話をできてきております。ちょっと今、明確にこうということをお話できないんですけれども、1点、その交渉の経過は改めて確認をさせていただいて、どのような形が今後お話として進めていけるのか、ちょっとそこは一旦考えてみたいと思っております。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 これはとても大事なことなので賛成いたします。

賛成した上で、先ほど私、いろいろ言いました、シダックスで働かれるようになって国立市の子供たちの給食を作っているということで、やっぱり生きがいを持って、調理員さんたち、配膳員さんたちが働いていかれるように、ぜひその労働条件について完全にシダックスに任せるのではなくて、国立市は手を離さないで、目を離さないで、しっかり何らかの契約条項に、労働条件についての1項を入れていくという形でぜひ検討してください。そのことを強く意見して賛成と致します。

○【稗田美菜子委員】 本条例案には賛成の立場で討論させていただきます。

議案の説明のところにもありましたけれども、今後の市の業務を他団体等に移管する際に同様の状況が生じ得るところですと。確かに委託なんかすると、本来だったらそこに委託したときで、自分はその仕事で1年間全うするはずが、市役所の都合によって切れてしまうということを補うための制度だと思いますので、確かにここは非常に重要なところだと思います。

ただ、いずれにしても、市役所の会計年度職員さんとして入ったことと、その業務が引き続き委託をされて、そこでそのまま続けたいということがイコールではないと思うんですよね。なので、説明をきちんと事前にしていただきたいと、分かった段階で早い段階で情報提供していただきたいと思えますし、こういう制度をきちんとあるんだということの説明も併せてしっかり周知していただくことをお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(13) 第33号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第13号)案

(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費)

○【遠藤直弘委員長】 第33号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第13号)案のうち、総務文

教委員会が所管する歳入、議会費、総務費、教育費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 それでは、令和4年度国立市一般会計補正予算（第13号）案のうち、総務文教委員会で所管する部分につきまして、補足説明を致します。

初めに、歳入について説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。款19繰入金は、財源調整のために、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。款20繰越金は、財源調整のために、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、歳出について説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款1議会費は、給料表の改定及び勤勉手当支給月数の変更に伴い、給料等を増額するものでございます。なお、以降の各款においても同様の内容を増額するものとなりますので、個々の説明は省略させていただきます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 1点だけお伺いしたいんですけども、先ほどの会計年度任用職員さんの本給の引上げについては、令和5年度の一般会計の補正予算で上がってくるということでもよろしいのでしょうか。

○【中道職員課長】 そのとおりでございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。本補正予算案には賛成の立場で討論させていただきます。

公民較差で、給料表の本給のほうが上がることで、正規職員さんの期末手当の分が4.45から4.55に上がるといったことで、勤勉手当ですね、失礼いたしました。上がるといったことで、本給のほうについては、若年層ですかね、若年層の方については引上げの改定といったことで、ほかの条例に伴って改定されるものだと思います。

会計年度任用職員さんについては、補正のほうで上がってくる、1号補正か何かで上がってくるということですので、そこで細かなことはきちんとやりたいと思いますけれども、同じ仕事ですので、その差がないようにこれからしっかり取り組んでいただきたいということを申し添えて、賛成の討論とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて報告事項に入ります。当委員会で報告事項のない部署の説明員の方はここで退室していただ

いて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様方には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、これまでに引き続き、全庁的に感染症対策を講じつつ、業務に臨むことができいております。この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降対策本部会議と申し上げます——の経過と常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、常任委員会資料No.23により、補足的に御説明させていただきます。

お手元の委員会資料No.23、1ページ目を御覧ください。国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。令和4年12月27日の第41回対策本部会議でございます。この時期は、第8波として、都内の感染が拡大しまして、医療体制が逼迫している状況でございました。市の自宅療養支援室におきましても、1日10件程度の相談が続いており、入院療養の方も増えた時期でございました。この会議におきまして、年末年始に市民からの相談に備えて、全庁的な協力によりシフトを組んで対応することが確認されました。また、立川消防署から、コロナ関連の救急対応の出動件数が増加しているとの報告もございました。市の医師会長からは、年末年始の発熱外来受診が難しくなる前に体調不良となった場合の備えを用意してほしいとの意見がございました。永見本部長からは、年末年始の対応もあり、職員においては、しっかりと体調管理に努めることとの指示がございました。

次に、令和5年2月10日の第42回対策本部会議でございますが、この時期は、都内でのコロナ陽性の方の数が横ばいになったとはいうものの、インフルエンザに罹患した患者さんが多く見られていた時期でございます。また、医療機関においては、インフルエンザとコロナの判別がつかない発熱による受診で混雑し、電話をしても受診につながりにくい状況が生じておりました。結果的に、保健センターへの問合せや相談が多くなっていた状況でございます。消防署の出動件数は、12月をピークに徐々に減少との報告がございました。市医師会長からは、5月から5類の感染症になる位置づけが予定されているが、特効薬ができたわけではないため、引き続き、感染対策を取ってほしいとの意見を頂いてございます。本部長からは、5月8日に法律上の位置づけが変わったとしても、コロナがなくなるというわけではないので、適時、対応を考えていくこととの指示がございました。

2月20日の第43回対策本部会議においては、2月10日に発出された国の通知、2月14日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を受けて、マスクの着用について、方向性を協議しました。広く市民の皆様に対しては、3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断

に委ねること、ただし、着用が効果的な場面においてはマスクの着用を推奨することを確認いたしました。また、学校におきましては、マスクを外すことを基本としますが、着脱は個人の意思によるものであるため、着用していることで差別が生じないように指導していくことを確認いたしました。

なお、資料にはございませんが、この後、3月10日、第44回対策本部会議を開催しまして、改めて、市職員のマスク着用について、新型コロナウイルス感染症が5月8日に感染症法上の5類となるまでの間、着用を求める旨、確認を致したところでございます。また、適宜状況に応じた対応を検討するため、運営部会を令和4年12月から令和5年2月までの間に2回開催してございます。

新型コロナウイルス感染症に関する各部の取組状況についてでございます。令和4年第4回定例会以降に各部が実施した主な取組について、本委員会が所管する分に関して御報告いたします。

まず、行政管理部でございます。職員の業務体制の調整、自宅療養者への支援業務について、全庁的な応援体制を組みまして、平日に各部交代で業務に従事する職員等の調整を行ってございます。あわせて、年末年始の新型コロナ健康・療養相談へ従事する職員等の調整を行いました。職員のマスク着用の考え方の見直しについて、庁内への周知徹底、国や東京都によるマスク着用の考え方の見直しを受けまして、令和5年3月13日以降における職員のマスク着用の基準について、庁内へ周知してございます。

次に、教育部でございます。卒業式及び入学式におけるマスクの取扱いについて。令和5年2月10日、文部科学省が卒業式におけるマスクの取扱いについて、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすることを示しました。このことを踏まえまして、国立市教育委員会は、令和5年2月22日にマスクの取扱いを含めた国立市立小中学校の令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施に関する基本的な方針を各校に通知するとともに、令和5年2月末までに全保護者にお知らせを配付するよう各校に依頼をしたところでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。令和5年2月16日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況でございますが、まず、オミクロン株対応2価ワクチン接種、3回から5回目についてです。接種者数は3万2,755人、接種率は51.9%でございます。次の令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。こちら、資料では2月時点での情報を基に、秋冬に新たなワクチン接種が実施される見込みと想定を記載しましたが、3月8日、厚生労働省の感染症令等が改正されまして、まずは、高齢者、基礎疾患保有者等を対象に、5月8日以降、新たなワクチン接種が開始されることとなりました。資料に記載の秋冬の接種に関しては、5歳以上の全年齢が対象となる予定でございます。なお、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるとのことでございます。

最後になりますが、令和5年3月13日公表分の数字で、国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された療養中の方は16名でございます。令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねられております。5月8日からは、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類から5類へ移行される予定でございます。市の対策本部も設置を解く形となる予定でございます。

市では、この約3年間の新型コロナウイルス感染症への市の取組について、記録としてまとめる予定でございます。これまでの市の取組を検証し、何が課題であったのか、今後もしパンデミック発生の際にどう対処していくのかについて、言語化し、備えておく考えでございます。

現状、新型コロナウイルス感染症はまだ2類でございます。検査陽性の方もおられます。市民の皆様、議員の皆様方には、日常生活を取り戻しつつ、いましばらく、適切な感染予防にも心がけながら

過ごしていただきますようお願い申し上げます。私からは以上です。よろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、所管の範囲内で行っていただきますよう御注意願います。どうぞ、藤江委員。

○【藤江竜三委員】 それでは、所管の範囲内でいきたいと思います。教育部の報告がありましたところで、式典全体を通じて、マスクを外すことを基本とするという形ですと、個人の判断を、もういきなり超えているような印象も受けなくもないんですけども、僕としては、個人の判断を尊重して、つけたい人はつけるし、つけたくない人はつけなくてもいいのかなと思っているんですけども、その辺り、国立市として、各校に依頼したとあるんですけど、どういったニュアンスでお伝えしたのかというところ、お聞かせください。

○【市川教育指導支援課長】 教育部としても、委員御指摘のとおり考えを持っています。具体的に説明させていただくと、教育長から各校長に宛てた通知には、基本的な考え方として、児童生徒、教職員について、この2つを示しております。

1つ目は、今、委員おっしゃったように、児童生徒及び教職員については、マスクを外すことを基本とすると、まず、うたっています。2項目めに、基礎疾患があるなど、様々な事情により感性不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒、また、健康上の理由により、マスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること、また、児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別偏見がないよう適切に指導を行うことと、この2つを併記いたしまして、あくまでも、個人の判断に委ねるところを大切にしたい通知を送らせていただくとともに、保護者の方にも同じ内容をお示したところでございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 児童生徒は、そういった方向ということだと思うんですけど、教職員についても同様な考え方でよろしいのでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 教職員も同様でございます。

○【藤江竜三委員】 分かりました。それと、意見なんですけれども、コロナが若干収まってきたのかなというような雰囲気もある中で、式典関係がやはり長くなってきているような印象も受けますし、また、式典もぼこぼこ復活してきているような気がいたします。

私としては、小学校の式典関係はすっきりしていたほうが集中もできてよかったのかなと思っていたんです。また無用に、僕は来賓、呼んでいただけるとうれしいこともあるんですけど、別に紹介なんかしなくて座っているだけでもいいので、そういった無用な紹介であったり、歌を歌うというのも、昔は何かすごいやたら歌わされたなみたいな記憶があるんですけども、そんなものも要らんと私は思って、もう本当に校歌と国家ぐらい歌えばいいんじゃないのかなと思っておりますので、ぜひとも――それと周年式典もやっているところもあります。そういう式典、負担になる面もあるかと思っておりますので、そういったところの精査、もう一度、コロナが終息していく中で本当に必要なかという精査はしてほしいということをお願いいたします。

○【上村和子委員】 私もこれを聞きながら、3月13日って昨日かな、昨日から急に好きにしていみたいと言われて、しかし、今日、見回したときに、癖になっているから誰も外していないという状況があって、外すのって確かにいつの間にかしんどくなる。逆につけているほうが普通になっちゃったなと私も思っているところなんです。一つは職員さんのマスク着用の基準について、庁内は周知したということですが、基準というのはどういうふうに、好きに判断していいですよという感じなんですか。それとも外していいですよというふうに言うのか、どういうふうに言うんだらこうと思って。

○【中道職員課長】 あくまでも市民の方と対応する際には、当然ながら、まだ感染のリスクがあるということで、その際には基本的にはマスクを着用してくださいと。ただし、執務室の中で自席に座りながら業務をし、会話を伴わない場合は、だんだん気温も暑くなって業務もしにくい部分も出てきていますので、その際は、マスクを取り外してもいいというような扱いをさせていただいています。以上です。

○【上村和子委員】 なるほど。結構厳しいです。会話を伴わないときには外していいと。徐々に、徐々にだと思っています。

あと、だから子供たちも大変だなと、外すときに、きっと嫌な思いをする子もいるんだろうなと、それは今までの3年間のマスク生活の影響だったなと、子供たちのことを思うとかわいそうだなという気がするけど、すぐ子供たちは、外したら外したで元気よく遊ぶんじゃないかなと思っています。

ひとつ、5月8日に2類から5類になったのを機に対策本部も解くということで、本当にお疲れさまでした、皆さん。本当にこの3年間の国立市の対策本部と国立市がやったことというのは、私はすごく全国の自治体の中でも、本当にトップランナーに行くぐらい頑張ったと思っています。

例えば、質疑ですが、年末年始、平日も全庁的に自宅療養支援室の体制も組んだということです。特に年末年始に新型コロナ、コロナ健康療養相談に従事する職員等の調整を行って、出勤をされています。私、先日、他市の区の方の自治体で、何だか年末年始は平常どおり休みますと、平気で職員から言われてショックを受けたという議員さんの話を聞きました。国立市は、年末年始ちゃんとコロナに向けて待機して、課長たちが出ていましたよと言ったら、ああ、いいですねと、全然違いますねと言ってもらいました。そういうふうに、もう平常勤務でいいんだとなったところもあるのに、国立市は年末年始も出したと。

ここを出した、何人ぐらいの職員さんが出て、出したことでどういう相談が来て、やってよかったこととか、そこら辺についての成果というのは、どのように思われていますかというのが1点お聞きしたいのと、そういった記録をぜひまとめられたものを、私は本にしてもいいんじゃないかなと、それこそ、コロナ禍をどうやって国立市が乗り切ったかというのを、一つ本とかにまとめても十分、今の時代に必要なものが出来上がるんじゃないかなと思いますので、単なる記録にとどまらず、それを広く伝えたり、次に後世に残したりできるような形をイメージして、記録づくりに取り組まれてはどうかと思うのですが、この2点、お伺いしておきます。

○【中道職員課長】 まず、年末年始対応させていただいたのは、主に管理職が中心にはなるんですが、そのほか、年間を通じて頑張ってこられた保健師職員も、管理職と一緒にペアになってやりました。合計で48名の職員が年末年始、29日から1月3日までと6日間を対応しましたがけれども、特にやはり対応が多かったのが、31日の大みそかと元旦の1日でした。なかなか東京都等でも対応できないところで物資を運んでくれて助かった。あるいは、パルスオキシメーターを頂いて助かったというような感謝する声。それから、不安に思っていたところで保健師の声を聞いて、いろいろ相談に乗る中で非常に助かったというようなお声なんかもいただきましたので、本当にこの6日間対応してよかったなと全職員が思っているところでございます。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 少し補足させていただきます。相談のほうをやって、今言われたとおりの御意見、ありました。それに加えて、受診先がなかったときだったと思います。それにつきまして、これを開設するに当たって、医師会の先生方とも非常に連絡を取らせていただきまして、休日診でも発熱外来をやっていただきましたし、そのほかの先生方もやっていた

できました。そこが年末年始も情報共有できるように、できるだけ毎日、朝連絡をすとかということもやりました。

それプラス、あと、今はキットが東京都から頂けたということがあって、ちょうど保健センターのほうで、薬局で配付をするということもやっていたんですが、薬局も年末年始お休みになってしまうということで、臨機応変に相談の部署でも、キットのほうも配付をさせていただいて、受診の安心感は得ていただけたのではないかと感じております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 もう1つ。例の本をというやつは誰が答えますか。——続けてどうぞ。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 もう1つ、記録です。今回、第1波の始まったところからいろいろな動きがございました。これにつきましては、全庁的にいろいろと取り組んだ経過もございましたので、これにつきましては、今後の3年間を取りまとめるということはしていきたいと考えております。

○【大川健康福祉部長】 対策本部会議の事務局を担ったのは保健センターと防災のほうでございます。事務局が今、どのような記録をまとめるかというのを考えております。できれば、これも全庁的に協力いただいて、どういう経過で何が課題だと分かったか、それで、今後どうしていくのかというのをそれぞれから出していただく中で、取りまとめて、1つの冊子にできれば、それは一番、よろしいかと思いますが、そこまではまだ決めかねておまして、それは引き続き、しっかり考えながら、どのように残していけるか、やっていきたいと思っております。

○【上村和子委員】 私は皆さん方の頑張りって、私たちも含めて想定以上に貴重な動きだったと、この国の中で思います。それをぜひ、関心を持ってくれるジャーナリストとか、そういう編集者とか、そういう本屋さんとかいてくれたらいいなとか、テレビ番組でも何でもいいんですけども、何十年ぶりの見えない災害と言われる感染症の中で、国立市役所がそこに立ち向かっていったというのを、住民側に沿っていったというのは、皆さんたちが思っている以上に大きな意味があったと私は思っております。ぜひそれを形に残して、広く伝えていただけたらと願っております。よろしく願います。

○【稗田美菜子委員】 会議の記録についてお伺いいたします。第43回の危機管理対策本部会議録のところ、本文上になるんですけども、市の対応の中で、学校と保育園の職員についてまとめられているんですけども、この中の学校のところで、卒業式、入学式については、児童生徒はマスクなし、来賓、保護者はマスク着用をお願いすると明確に書いてあるんですが、これは、こんな強い感じで会議が進んでいったんですか。さっきの話だと、本人の意思を尊重するみたいな内容で周知していますと言っていたんですが、会議録のほうによると、着用していることでの差別がないように指導していくと書いてあるんですね。着用しているということは、もう全員外しなさいという流れでいて、着用している場合の差別がないように指導すると書いてあるんですが、お話を聞いたのと、ここの会議録のだとニュアンスが違うのかなと思ったんですけど、実際はどうだったんですか。

○【市川教育指導支援課長】 学校生活ですけれども、3月31日までは、1月12日に通知を出しております。感染拡大期（第8波）の国立市立小中学校の対応についてということで通知を出しております。学校生活においては基本的な感染対策の1つとして、引き続きマスクの着用を原則とするというようなことで、3月31日までは進んでいます。

しかしながら、人との距離が確保できる場合、または会話はほとんど行わない場合などについてはマスクを着用する必要がないということで、また、具体的な場面をお示しして、マスクを外すよう積

極的に指導をお願いしますと学校には通知をしております。さらには、屋内においても人との距離が確保でき、会話はほとんど行わないような場合は、マスクの着用の必要はないと、こんなふうに基本的な通知をしているところがございます。

4月1日以降については、3月中に文科省、または都教委から新たなガイドライン等が出ますので、それに従って国立市の方針を定めていきたいと、このような流れになっているところがございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとは意見にとどめるんですけども、基本的な流れとして、子供たちからはマスクを取っていきましょうという話なんだと思うんです。それはそれで構わないんですけど、こだわりが強い子はマスクするのも大変だったんですね、当初。本当に。みんなマスクしなきゃいけないけど、こんなのはしたくないとって、マスクをするのが大変だった学校生活にコロナで始まり、コロナが終わった途端に外せと言われて、分かりました、外しますにはなかなかならないんです。3年間もつけ続けちゃったから。だから外すの嫌だという子が当然いて、男女問わず、実際、昨日のニュースなんかを見るとほとんど、ここもそうですけど、私を含めて外している人がほとんどいないということです。

大人がこの状態で、子供にそうやってというのはすごく矛盾しちゃうのかなと思うので、そこはぜひ整理していただきたいと思います。個人の判断とか、特に子供については、自分のペースだったりというのが大事な子供があったりするので、無理にということがないようにだけよろしくをお願いします。私は以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【遠藤直弘委員長】 これをもって、総務文教委員会を散会と致します。

午後7時59分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年3月14日

総務文教委員長

遠藤直弘